環境省
Ministry of the Environment

脱炭素化支援事業　事業概要（合本版）

令和8年度予算

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS　Re-Style　デコ活 くらしの中のエコろがけ　つなげよう、支えよう 森里川海　Plastics Smart　脱炭素ポータル

令和8年度予算

地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）

【令和8年度予算額　27,018百万円（38,521百万円）】
【令和７年度補正予算額　33,500百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

①脱炭素先行地域づくり事業への支援
②重点対策加速化事業への支援
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

（2）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：（1）交付金（2）委託費
- ■交付対象・委託先：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ

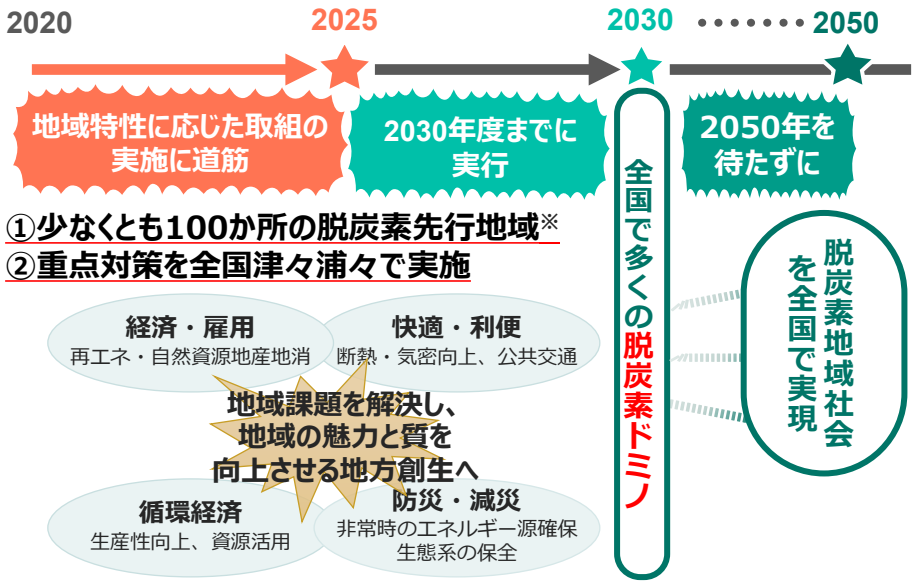

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

＜参考：（1）交付スキーム＞

(a)地方公共団体が事業を実施する場合：国 → 地方公共団体

(b)民間事業者等も事業を実施する場合：国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先：　環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金　事業内容

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）

①脱炭素先行地域づくり事業	交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること等（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）。 対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。 交付率　：原則2/3 事業期間：概ね5年程度
②重点対策加速化事業	交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること等（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。 対象事業：地域共生・地域裨益型再エネの導入や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。 交付率　：2/3～1/3、定額 事業期間：概ね５年程度
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）	交付要件：一定の民間裨益が見込まれること等。 対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド等を構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。 交付率　：原則2/3 事業期間：概ね5年程度

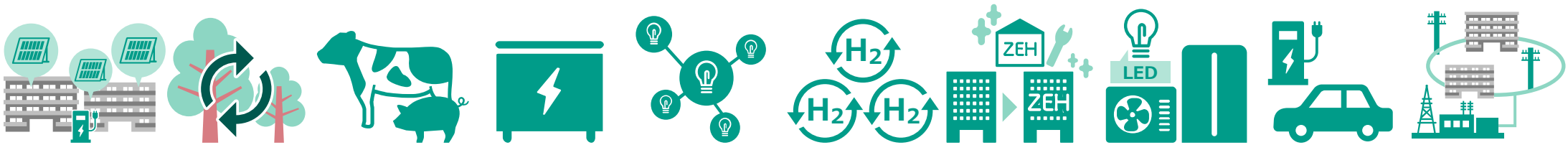

屋根置き自家消費型太陽光発電　木質バイオマスのエネルギー利用　家畜排せつ物のエネルギー利用　蓄電池の導入　エネルギーマネジメントシステム導入　再エネ水素利用　住宅建築物のZEB／ZEH　省エネ設備の最大限採用　ゼロカーボン・ドライブ　自営線マイクログリッド

GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業（経済産業省連携事業）

【令和8年度予算額　500百万円（新規）】環境省

GX戦略地域に選定された地方公共団体に対し、脱炭素電源等の整備を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）やGX2040ビジョン（令和７年２月18日閣議決定）等を踏まえ、GX産業構造への転換が求められるこのタイミングで、効率的・効果的にスピード感を持って、脱炭素電源等の整備を進め、脱炭素電源を核とした産業クラスターを形成するとともに、地域脱炭素の取組を加速化していくことを目的とする。

2. 事業内容

（1）GX戦略地域に係る脱炭素電源等の整備への支援

脱炭素電源の立地地域への産業集積を進め、地域裨益を高めることにより、脱炭素電源の供給増につなげていくため、GX戦略地域（データセンター集積型・脱炭素電源活用型（GX産業団地））における、脱炭素電源・基盤インフラ設備等の導入を支援

交付要件：GX戦略地域に選定されていること等
対象事業：GX戦略地域に係る脱炭素電源・基盤インフラ設備等の整備
交付率　：補助対象ごとに定率・定額
事業期間：概ね5年程度

3. 事業スキーム

- ■事業形態：交付金
- ■交付対象: 地方公共団体
- ■実施期間：令和８年度～令和14年度

4. 事業イメージ

脱炭素電源を核とした産業クラスターを形成

＜参考：交付スキーム＞

(a)地方公共団体が事業を実施する場合：国 → 地方公共団体

(b)民間事業者等も事業を実施する場合：国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先：　環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　7,000百万円（5,020百万円）】

環境省

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

①事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・建材一体型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

＜主な要件＞

- 同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- 導入規模の下限、補助上限価格
- 施工・導入後の運用に関するデータの提出　　等

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（計画策定：定率、設備等導入：2/3、3/4）

■補助対象 ：地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ

ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

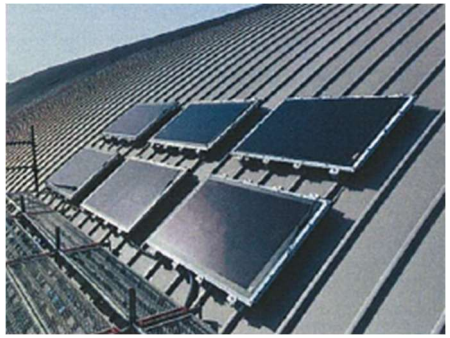

体育館・アーチ屋根

バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

お問合せ先：
環境省　大臣官房　地域脱炭素推進審議官グループ　地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課　電話：03-3501-4031

地域脱炭素の推進に向けた基盤情報整備事業

【令和8年度予算額　955百万円（新規）】

環境省

地方公共団体における脱炭素化に資する各種基盤情報を整備・提供します。

1. 事業目的

全国の地方公共団体が、その脱炭素の進捗段階を問わず、地域毎の特色を活かした脱炭素の取組を企画し、実行するために活用できる各種基盤情報の整備及び情報提供ツールの提供を行うことで、施策の実行力を底上げし、地域脱炭素の推進を図る。

2. 事業内容

地域単位の脱炭素の実現に向けて、地方公共団体を中心に活用実績のある以下6種のシステムや情報提供ツール等に関して、利用者ニーズ等も踏まえつつ、適切に情報更新・運用する。

▼地方公共団体による円滑な計画策定・進捗管理を支援するツール等

①「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」（LAPSS）

②地球温暖化対策推進法に基づく施行状況調査（毎年1回）

③自治体排出量カルテ

▼地域経済の全体像や各種客観指標を「見える化」するツール

④地域経済循環分析／地域指標分析ツール

▼環境アセスメント等に必要な情報を提供するシステム

⑤「環境アセスメントデータベース」（EADAS）

▼地域脱炭素の総合的な情報発信ツール

⑥地域脱炭素に関する情報サイト

※ ①について、政府としてのクラウド移行方針を踏まえたシステム整備を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体等／研究機関

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

①②　●LAPSS
（施行状況調査実施機能も有する）

③　●自治体排出量カルテ

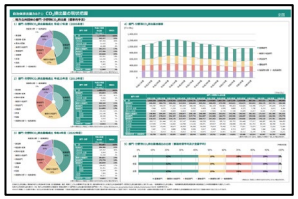

④　●地域経済循環分析

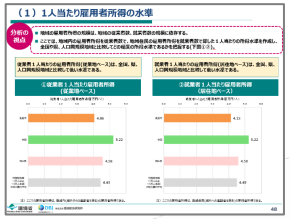

⑤　●EADAS

⑥　●情報サイト

☑地方公共団体における円滑なPDCA
☑地域経済活性化等につながる施策の検討
☑地域の自然環境や再エネに関する情報把握
☑地域住民の理解深化　　等に大きく貢献

お問合せ先：　環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

【令和8年度予算額　630百万円（新規）】
【令和7年度補正予算額　　700百万円】

環境省

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。
地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援
①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援
風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業
①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
②地域における中核人材育成研修
③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）①　（2）間接補助事業（定率、上限設定あり）
（1）②③　（3）委託事業

■補助・委託先：（1）① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）　（2）地方公共団体
（1）②③、（3）民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

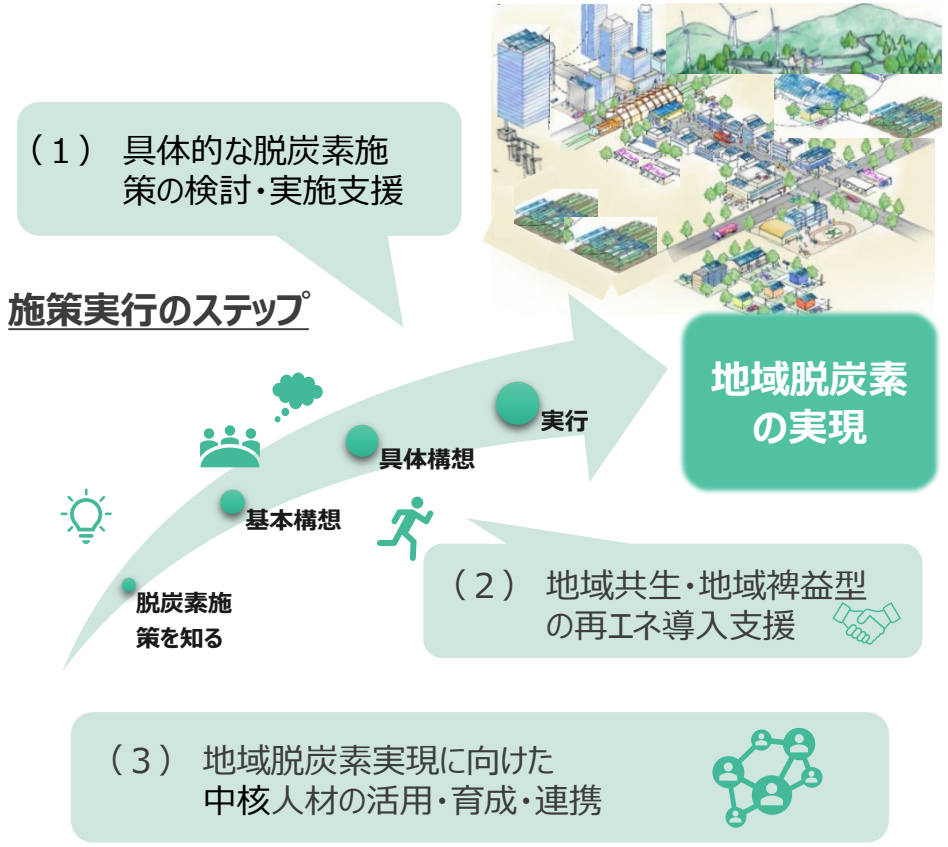

お問合せ先：　（1）（2）環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109　（3）環境省 大臣官房 地域政策課　電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

環境省

公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：① 間接補助1／2（上限1,000万円）※対象施設により上限1,500万円
②③ 委託事業

■補助・委託先：① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）　②③民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

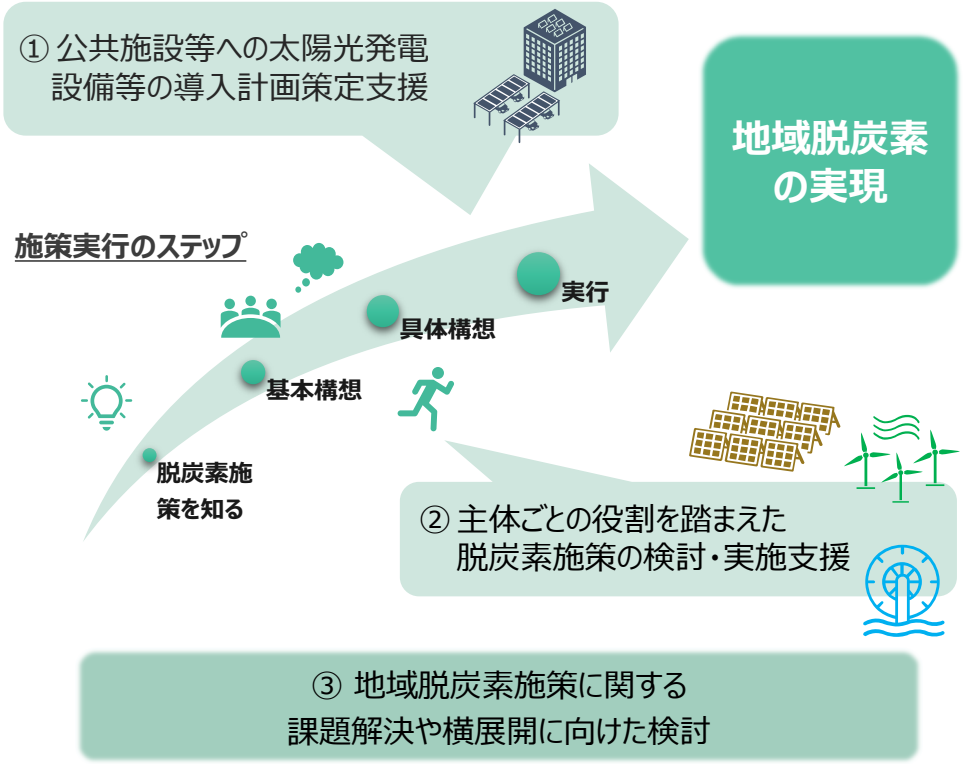

お問合せ先：　環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、

（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

環境省

地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援や計画実行支援等を行います。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に対して適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への資金面での支援を行う。

2. 事業内容

風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態： 間接補助3／4（上限2,500万円）
- ■補助対象 ： 地方公共団体
- ■実施期間： 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

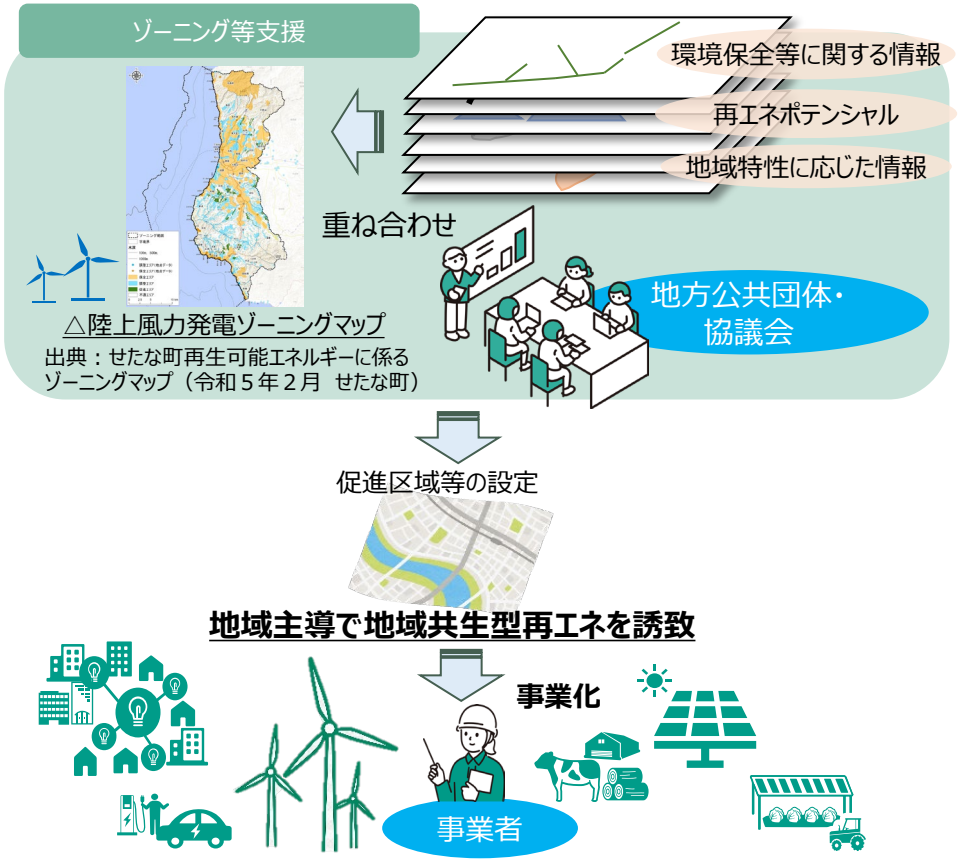

お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

環境省

地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣する。また、多様な相談を一元的に受け付け、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、特に取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

② 地域における中核人材育成研修

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

③ 地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

育成する地域中核人材イメージ

地域に利益をもたらす再エネ事業を進めるために必要となる「地域での合意形成」「行政内部での調整」「ビジョン・ビジネスモデルの構築」など、直面するさまざまな課題に挑戦する「地域中核人材」を育成する

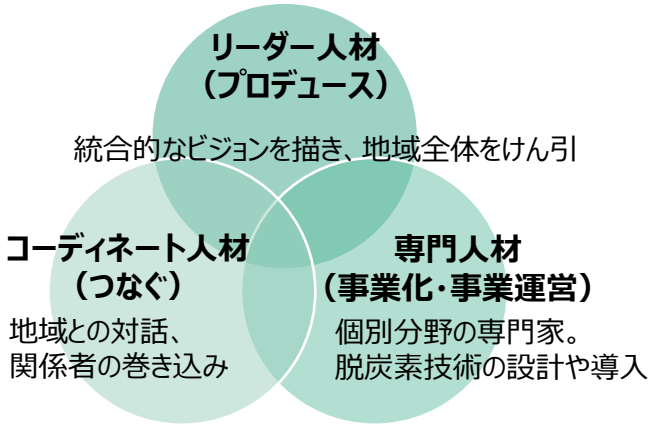

お問合せ先：　環境省 大臣官房 地域政策課　電話：03-5521-8328

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和8年度予算額　2,000百万円（2,000百万円）】
【令和7年度補正予算額　2,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2　蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助　都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- ■補助対象：地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- ■実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入 ←

- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備　等

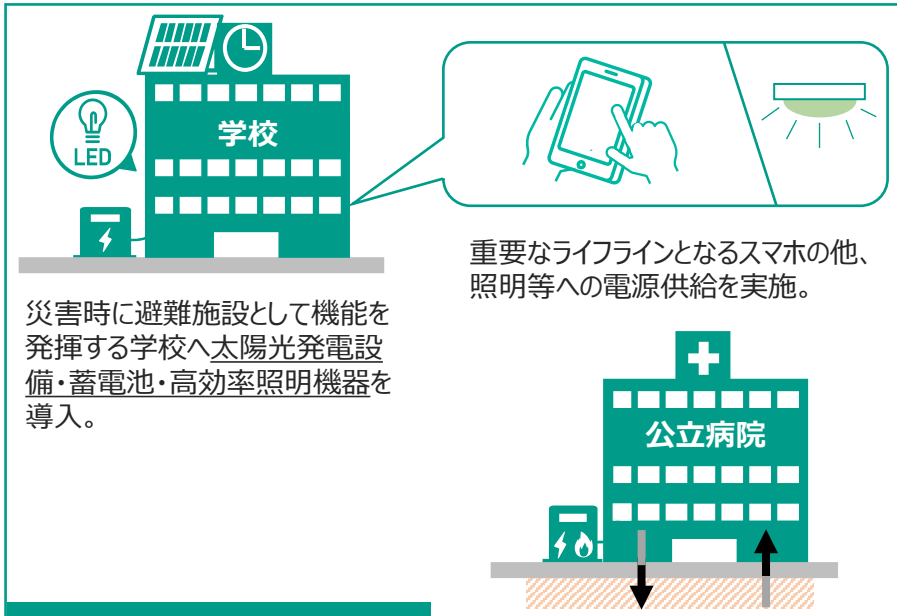

地域のレジリエンス強化・脱炭素化の取組例

お問合せ先：環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233
（浄化槽について）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（一部　総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和８年度予算額　3,200百万円（3,450百万円）】
【令和７年度補正予算額　4,500百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

2. 事業内容

（1）ストレージパリティ※の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
　※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

（2）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業

（3）離島の脱炭素化推進事業

（4）浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

（5）新手法による電力融通モデル創出事業

（6）データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）
- ■委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- ■実施期間：メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

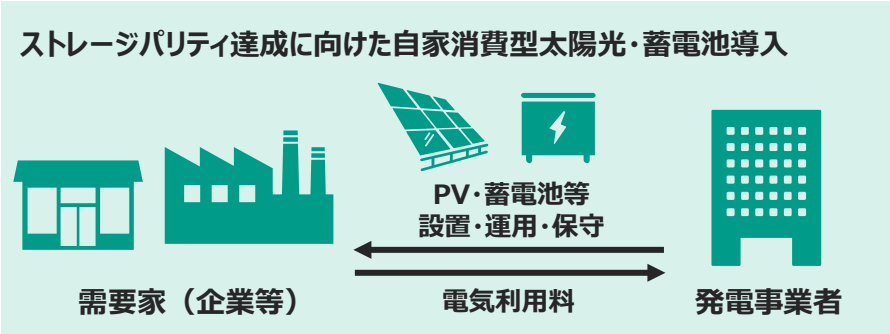

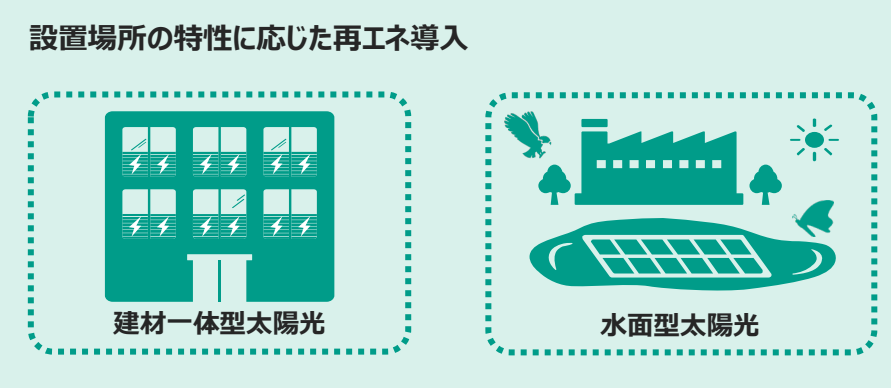

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、（1）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

環境省

初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ※の達成を目指す。

※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO2削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※ 蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※ 太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業
- ■委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入

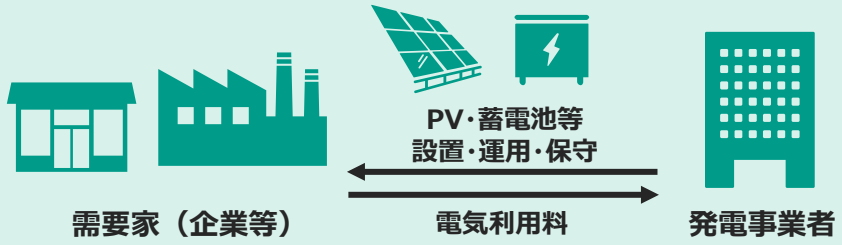

太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

＊蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

＊EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、（2）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）

環境省

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

※ コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額8万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体等
- ■実施期間：①～③令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

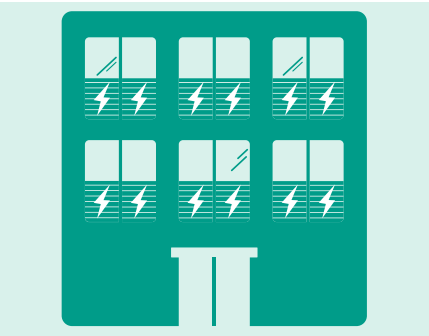

建材一体型太陽光

営農型太陽光（ソーラーシェアリング）

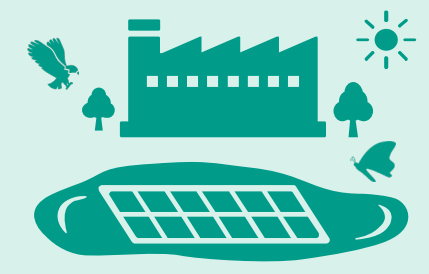

水面型太陽光

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、（2）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（2/2）

環境省

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）
地域の特性に応じた（a）再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、（b）工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に設備導入支援等を行う。

※ コスト要件
（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。
（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）
熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）
設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：④⑤間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）
  ⑥ 委託事業
- ■委託先及び補助対象：地方公共団体※・民間事業者・団体等　※温泉熱のみ
- ■実施期間：④～⑥令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

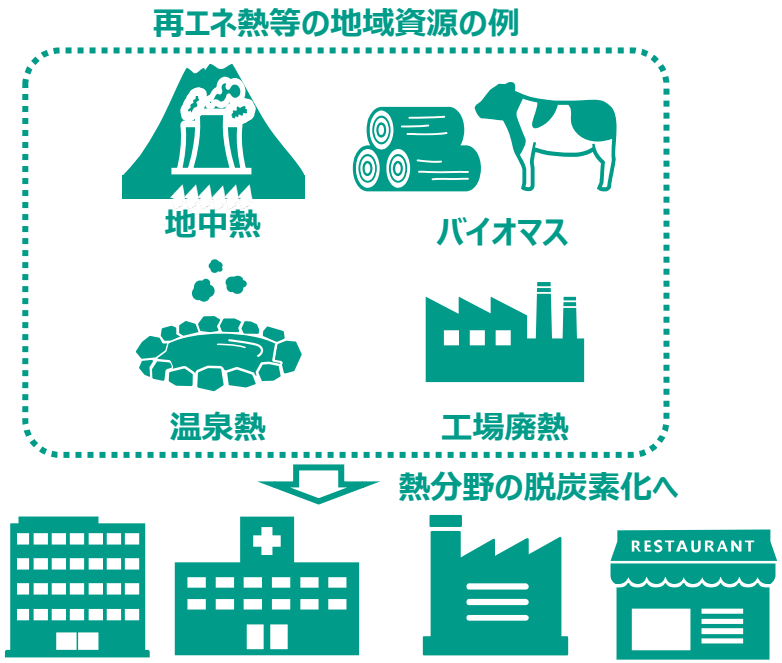

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

（3）離島の脱炭素化推進事業

環境省

離島での再エネ設備等の群単位での実装により、離島の脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

離島での再エネ率を向上させるため、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する技術の実装を支援することで、離島の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

離島は、電力供給量に占める再エネの割合が低い。電力供給量に占める再エネの割合を高めるためには、調整力も同時に強化していく必要があるが、そのためには、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

本事業では、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めCO2削減を図る以下の取組に対して支援を行う。

①計画策定　：バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する計画策定

②設備等導入：再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた取組

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

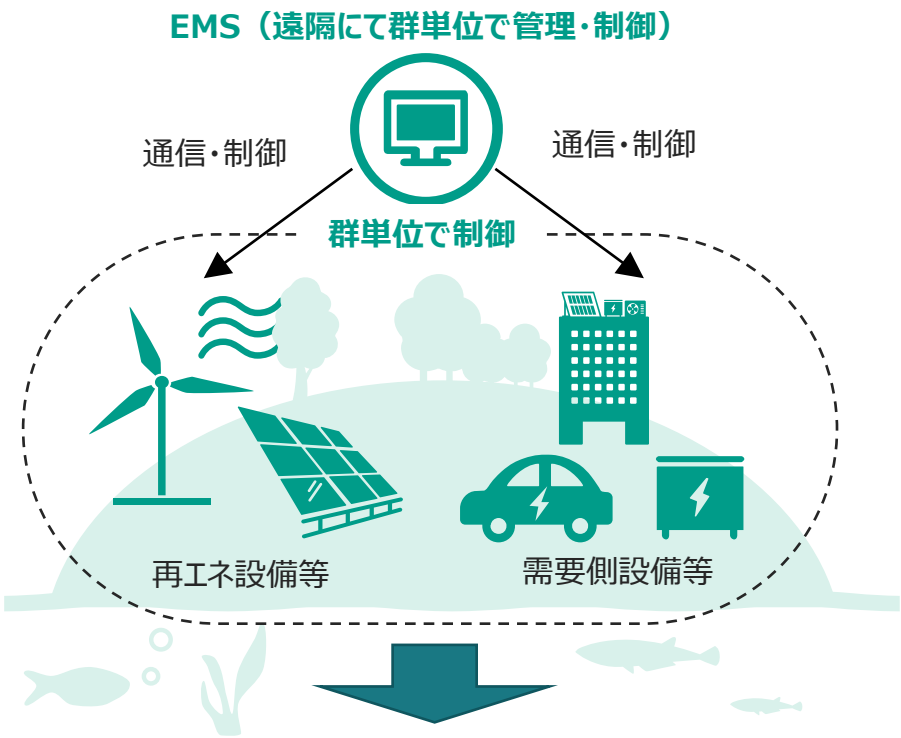

離島全体での調整力の強化による、再エネ自給率の向上、脱炭素化

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

（4）浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

環境省

浮体式洋上風力を用いたエネルギー地産地消のビジネスモデルを構築して、その普及を目指します。

1. 事業目的

離島をはじめとした浮体式洋上風力によりエネルギーの地産地消を目指す地域において、その導入に向けた計画策定支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成と社会実装を促進することにより、地産地消型の浮体式洋上風力発電の普及を目指す。

2. 事業内容

① エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定支援事業（補助率1/2）

エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び導入計画の策定に対する支援を行う。導入計画の策定にあたっては、供給側及び需要側のエネルギー活用方法等を含む実現可能な地域ビジネスのあり方を検討する。

② 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業（委託）

浮体式洋上風力の導入において一つの課題となっている地元住民（漁業関係者等）の理解醸成に資する、海洋生態系への影響調査等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：①補助事業（1/2）　②委託事業
- ■委託先及び補助対象：地方公共団体・民間事業者・団体等
- ■実施期間：①令和8年度～令和10年度　②令和7年度～令和8年度

4. 事業イメージ

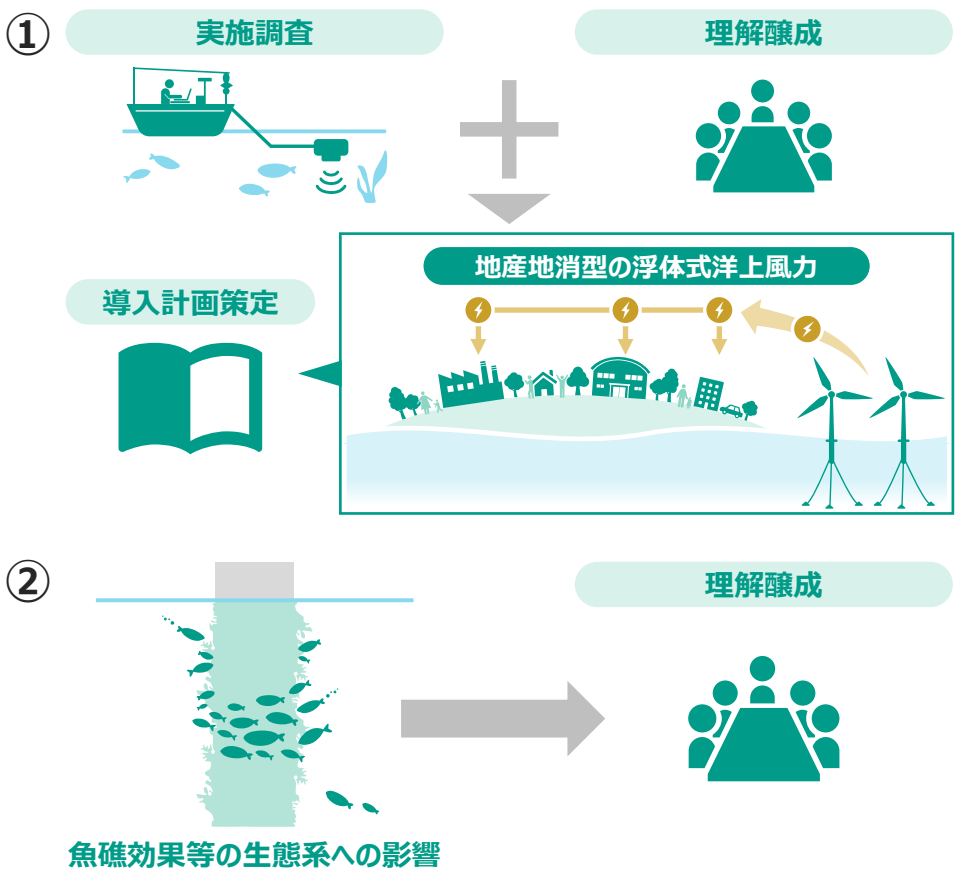

お問合せ先：
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341
環境省 自然環境局 自然環境計画課　生物多様性主流化室　電話：03-5521-8150

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

（5）新手法による電力融通モデル創出事業

環境省

TPO（第三者保有）モデルによる建物間・地域内での電力融通モデルの創出を支援します。

1. 事業目的

TPO（第三者保有）モデルを活用した電力融通モデルの創出・普及促進を支援することで、建物間・地域内での脱炭素化を図る。

2. 事業内容

TPO（Third Party Ownership/第三者保有）モデルとは、需要家以外の第三者が設備を保有することをいい、このモデルを活用した複数の建物間・地域内での電力融通モデルが構築されることで、需要家は初期費用ゼロで設備を導入することが可能となる他、包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで電力の有効活用が推進され、総合的な脱炭素化の加速化が期待できる。
本事業では、TPOモデルを活用した以下の取組に対して支援を行う。

①計画策定　：省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、建物間電力融通に係る計画策定

②設備等導入：複数の建物間で電力融通を行い、再エネ発電設備や自営線、EMS等の導入により、平時での省CO2と災害時の避難拠点を両立させる取組

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

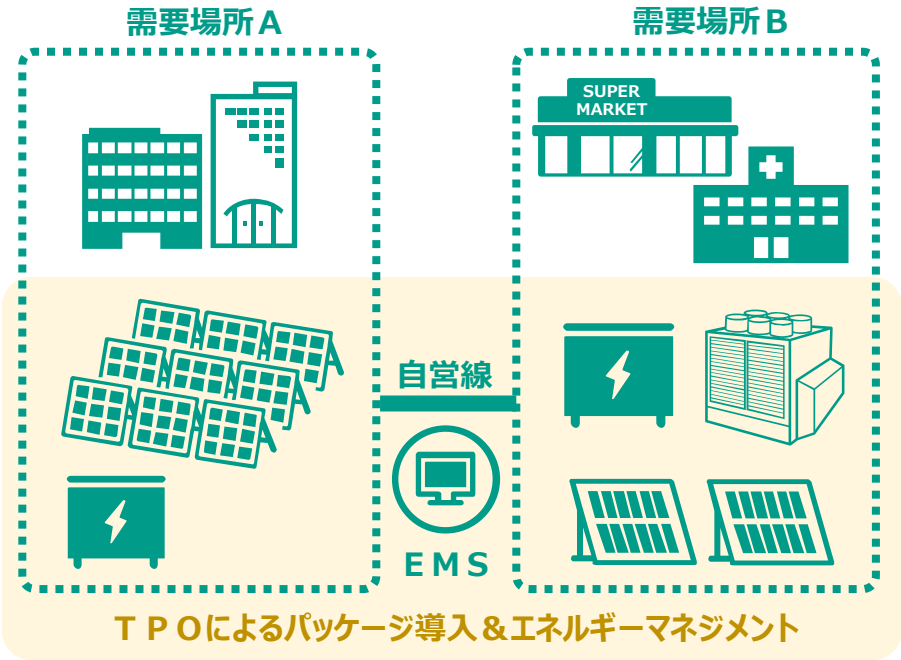

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

（6）データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業（総務省連携事業）

環境省

データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・地域共生加速化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新設・既設・コンテナ型のデータセンターに対する再エネ設備等を支援することにより、データセンターの脱炭素化を図る。

2. 事業内容

デジタル化の進行により電力消費量の激増が予見される中、データセンターについて徹底した省エネと再エネの最大限活用が求められる。

① データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）

データセンターの脱炭素化を推進するため、以下の取組に対して支援を行う。

(a) 新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入

(b) 既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修

(c) 省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入

② 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業（委託）

再エネ活用型データセンターの普及方策等の調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：①間接補助事業（1/3）　②委託事業
- ■委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- ■実施期間：①②令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

(a)新設 (b)改修

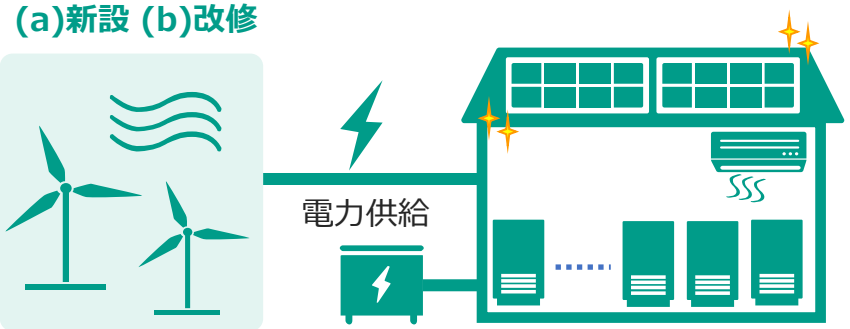

(c)コンテナ

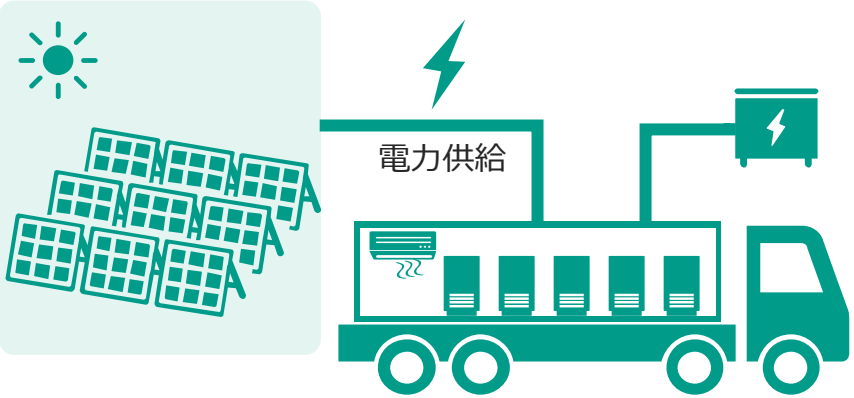

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業

【令和8年度予算額　929百万円（930百万円）】

環境省

気候危機と生物多様性損失の「2つの危機」へ統合的に対応するため、再エネ導入に係る景観影響の評価・可視化等により、関係者の理解を深め、ネイチャーポジティブにも貢献する持続可能な地域共生型の再エネ導入の加速化を図ります。

1. 事業目的

再エネ導入に係る景観影響の評価による再エネ適地選定、関係者の合意形成、環境影響評価等の合理化・迅速化を図ることを通して、持続可能な再エネ導入を加速し、脱炭素社会実現に貢献する。

また、洋上風力発電の導入促進のため、海域特有の環境影響情報の収集・調査、整備・提供を行うとともに、鳥類衝突のモニタリング手法を確立する。

2. 事業内容

再エネ導入に際し、景観上の問題が生じやすい国立公園等における景観影響を解析し、再エネ適地を示す。また、再エネ導入に係るアセスメントデータの利活用環境の整備や、再エネの社会的受容性の向上に資するガイドラインの整備等を行う。加えてAI-IoTを活用した連続温泉モニタリングの実施等により、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進する。さらに、洋上風力発電に係る海洋環境調査や鳥類衝突モニタリング手法の実証を実施する。

1）再エネ導入加速化に向けた景観影響の可視化等及び社会的受容性向上調査事業

①再エネ施設の国立公園等に及ぼす景観影響等の評価と景観適地マップの作成
②再エネ施設導入に係る環境アセスメントのデータの活用環境の整備
③再エネ施設導入における生態系保全上の社会的受容性の向上に資するガイドラインの整備
④地熱開発に係る地域の合意形成の円滑化に向けたAI-IoTを活用した連続温泉モニタリング及び温泉熱利活用の推進

2）洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査・提供事業

洋上風力発電を導入する区域の指定に資する海洋環境等調査等の実施

3）洋上風力発電における鳥類衝突モニタリング手法の実証事業

洋上風力発電の特性を踏まえた環境配慮の考え方として稼働後の鳥類衝突（バードストライク）をカメラにより監視し鳥類衝突の実態や種を特定する手法を実証する。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体

■実施期間：1）①～③令和6年度～令和8年度　④令和7年度～令和11年度　2）令和6年度～　3）令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

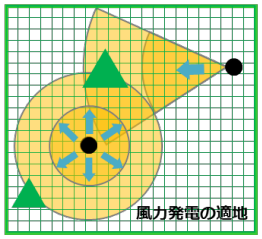

■景観影響の評価による再エネ適地の可視化

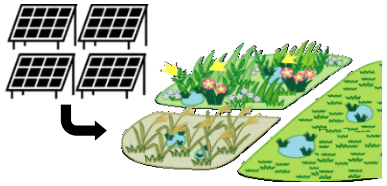

■再エネ導入の社会的受容性の向上策の調査やアセス情報の利活用環境整備
⇒地域住民・事業者が信頼できる情報にアクセス可能となる。

■洋上風力の海域調査
航空機を用いた海域調査のイメージ
（出典：Waardenburg Ecology社レポート）

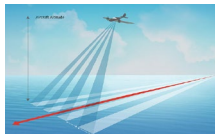

■鳥類衝突モニタリング手法の実証
カメラを用いた鳥類調査のイメージ

事業者ガイドラインの作成

地域共生型再エネ導入の推進

お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課　電話：03-5521-8235
自然環境局 国立公園課　電話：03-5521-8278　温泉地保護利用推進室　電話：03-5521-8280
地域脱炭素推進審議官グループ 地域政策課 洋上風力環境調査室　電話：03-6910-2815
野生生物課　電話：03-5521-8333

再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業

【令和8年度予算額　321百万円（553百万円）】

環境省

再生可能エネルギーの導入を促進するための情報提供システムを整備します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域共生型の再エネ導入を促進するための情報提供システムを整備・提供することにより、我が国の再エネ主力電源化を実現させる。

2. 事業内容

地方公共団体・事業者・国民による地域共生型の再エネ導入を促進するため、再エネ導入ポテンシャル情報をベースに、多角的な分析を加え、再エネ導入に資する情報提供システムを整備する。

（1）再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の整備・運営

地方公共団体による脱炭素関連計画等の策定を支援するため、地方公共団体別の再エネ導入実績情報や、再エネ導入に向けた各種支援ツール（導入実績とポテンシャル情報を用いた再エネ導入目標設定の支援、促進区域の設定の支援）を提供するシステムを整備・運営する。

（2）再エネ導入のポテンシャルデータ等の整備

設置可能面積、平均風速、河川流量等などの情報や土地利用に関する制約要因による設置の可否などをもとに、再エネ導入ポテンシャル情報の整備や全国の太陽光発電設備導入状況の把握などの調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体等
- ■実施期間：平成30年度～令和11年度

4. 事業イメージ

■再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

■各種支援ツール

再エネ目標設定支援ツール

促進区域検討支援ツール

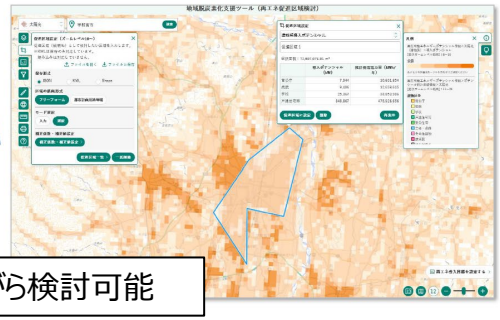

相互に切り替えながら検討可能

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

「脱炭素×復興まちづくり」推進加速化事業

【令和8年度予算額　500百万円（新規）】

環境省

福島での「脱炭素社会」と「復興まちづくり」の同時実現を通して着実な復興を支援します。

1. 事業目的

震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。一方、住民の帰還や産業の再建が道半ばであり、今後、脱炭素社会を進めつつ、復興まちづくりの実現を目指すことは容易ではない。このため、2050年カーボンニュートラルの実現、「脱炭素」に関連した新しいまちづくりに向け、事業の創出や、地方公共団体、民間事業者等が実施する設備導入等に対する支援を行う。

2. 事業内容

（1）「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、地方公共団体や民間事業者等が行う「計画策定」または「自立・分散型エネルギーシステム」に対し補助する。

（2）「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討・実証

地方公共団体や民間事業者等によるモデル性のある事業創出に向け、避難指示解除や復興まちづくりの進捗状況に合わせて被災地の地域資源や地域特性等を最大限活用した脱炭素化の取組に資する調査・検討を行う。また、それら調査・検討結果を踏まえ、地域課題解決に資する脱炭素関連技術等の実証事業を支援し、地域に根差した脱炭素事業の創出を図る。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：（1）間接補助事業 ①計画策定（2/3 上限1,000万円）②設備導入（1/4～5/6 上限2億円）
  （2）委託事業
- ■補助対象・委託先：（1）福島県（民間事業者・団体・大学・地方公共団体への間接補助）
  （2）民間事業者・団体
- ■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

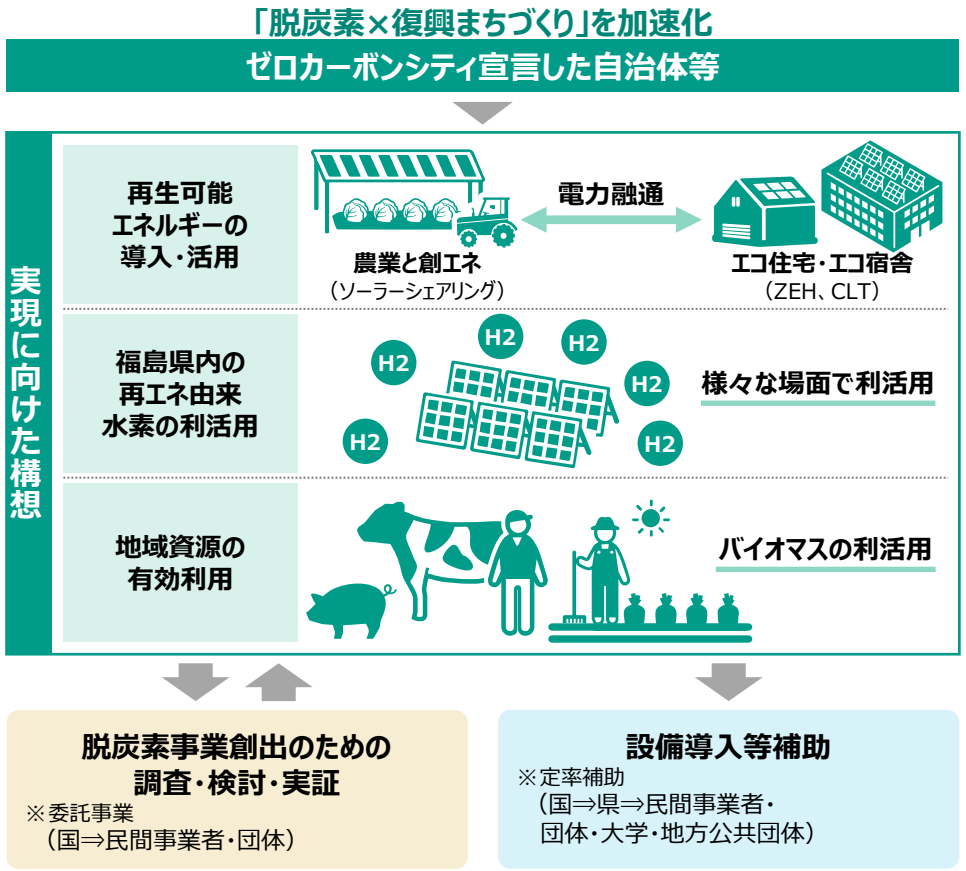

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局　福島再生・未来志向プロジェクト推進室　電話03-3581-2788

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和8年度予算額　4,000百万円（1,200百万円）】
（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

（1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

○主な要件　：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること(※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成)、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと　等

○主な対象設備　：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助率　：1/2～1/3

（2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業

■補助対象　：地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間：令和5年度～

4. 事業イメージ

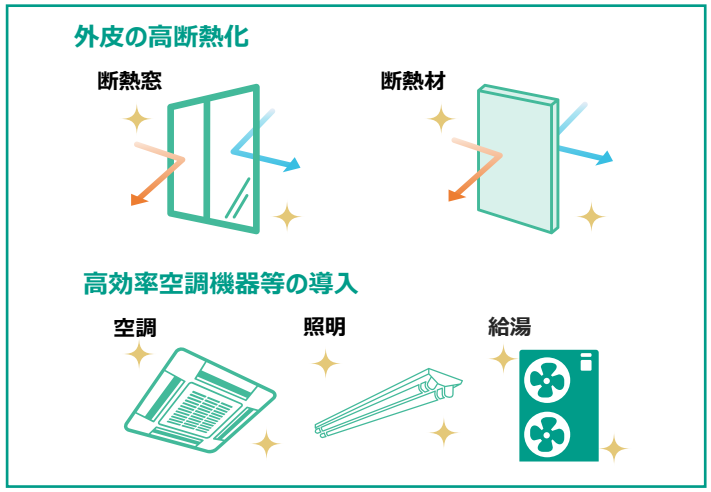

省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先：　地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和8年度予算額　8,000百万円（新規）】
【令和7年度補正予算額　　1,000百万円　】

戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

（1）戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

①新築戸建住宅のZEH・ZEH＋化等支援
ZEH※1又はZEH＋※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助

②新築集合住宅のZEH-M化等支援
ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助

③既存住宅のZEH化改修促進支援
既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

（2）既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅

※2 ZEH＋はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、❶再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、❷高度エネルギーマネジメント の要素のうち１つ以上を満たす住宅

※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）（2）間接補助事業　（3）委託事業

■補助対象・委託先：（1）（2）住宅取得者等　（3）民間事業者・団体

■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

ZEHのイメージ

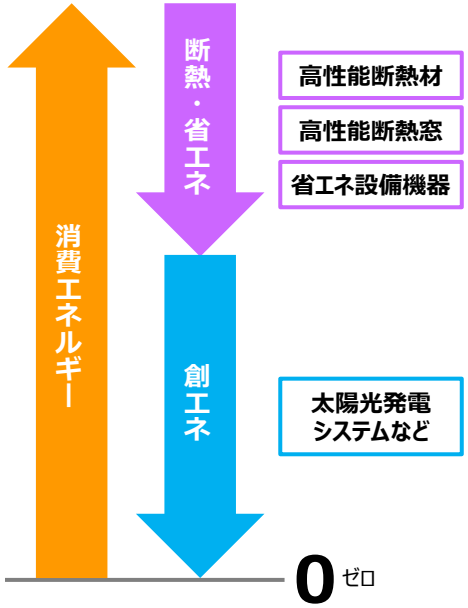

補助額/補助率

	地域区分/階層等	補助額/補助率
戸建住宅 ZEH※1	1～3	55万円/戸
	4～8	45万円/戸
戸建住宅 ZEH+※1	1～4	90万円/戸
	5～8	80万円/戸
集合住宅 ZEH-M※1	低層	40万円/戸※2
	中層	40万円/戸※2
	高層	1/3※3
ZEH化改修促進	戸建・集合	1/3相当※4
	省エネ診断	1/3
断熱リフォーム※1		1/3※4

※１　追加設備等に対する補助あり
※２　LCCO2の算定を行った場合50万円/戸
※３　過去に採択された案件の継続分に限る
※４　補助上限あり

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室）　電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、
（1）戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築戸建住宅のZEH・ZEH＋化等支援

1）ZEH、ZEH+への定額補助*
　ZEH　　：（1～3地域）55万円/戸、（4～8地域）45万円/戸
　ZEH＋　：（1～4地域）90万円/戸、（5～8地域）80万円/戸
2）上記に加え、蓄電システム*、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 新築集合住宅のZEH-M化等支援

1）低層ZEH-M（3層以下）*、中層ZEH-M（4、5層）*への定額補助：40万円/戸※1
2）高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助（1/3）
3）上記に加え、蓄電システム※2、*、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1　LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸
※2　水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり

＊高度エネルギーマネジメント（HEMS）、蓄電システム、太陽光発電設備等においてIP通信を用いる製品を使用する場合は、JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得した製品の使用を必須要件とする可能性があります

③ 既存住宅のZEH化改修促進支援

1）既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助（上限250万円/戸）
2）既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業
■補助対象 ：住宅取得者等
■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例

【補助対象住宅の省エネ性能等】

		戸建住宅		集合住宅（ZEH-M）		
		ZEH＋※3	ZEH※3	低層	中層	高層
外皮基準		断熱等性能等級6	断熱等性能等級5			
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上	20%以上			
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上	－

※3 ❶再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、❷高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす
※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上
※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

①、③ZEHの例

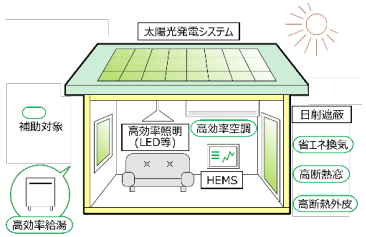

②低層ZEH-Mの例

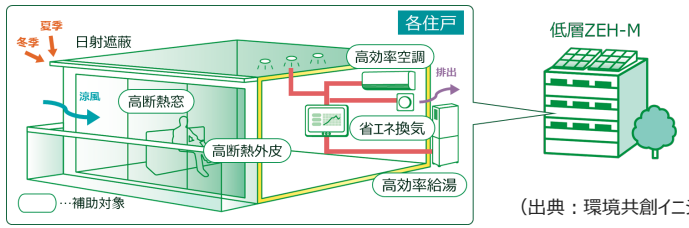

（出典：環境共創イニシアチブ）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、
（2）既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォーム（トータル断熱、居間だけ断熱）を行う者に対して1/3補助を実施

① トータル断熱

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

② 居間だけ断熱

居間（主要居室）の全部の窓を改修

①、②のいずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

【補助上限額】

- 既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- 既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業

■補助対象 ：住宅所有者等

■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例

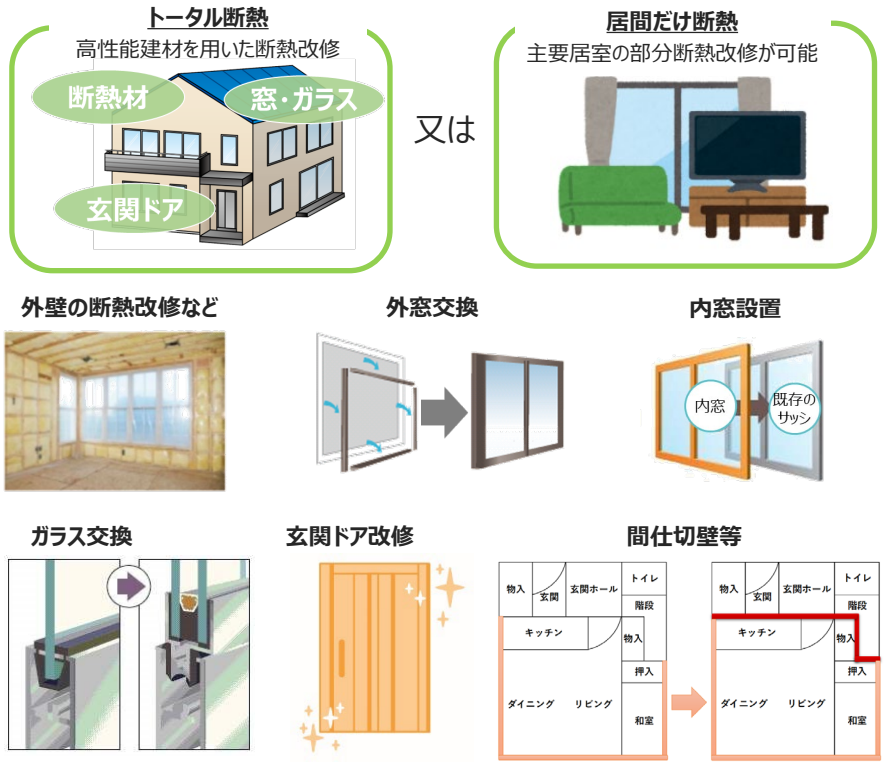

断熱材・窓と同時に行う玄関ドア、間仕切壁等の改修も補助

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和8年度予算額　6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】
【令和７年度補正予算額　4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
①新築建築物のZEB普及促進支援事業
②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

（2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
①ライフサークルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

（5）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）
①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- ■事業形態
- ■委託先及び補助対象
- ■実施期間

メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

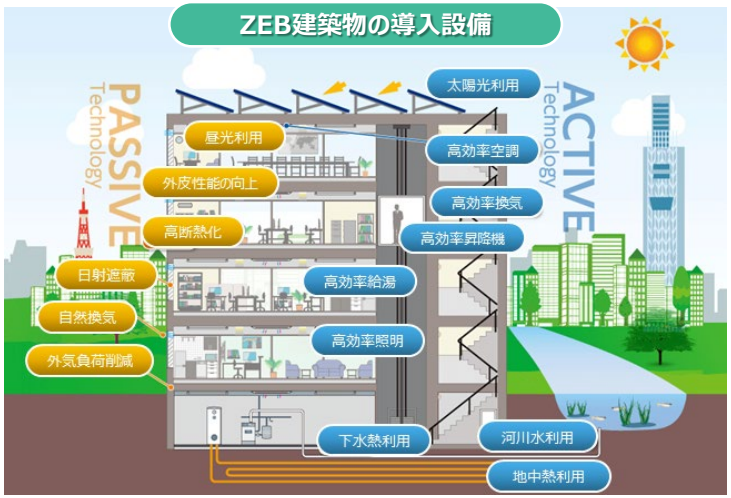

施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　ほか　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

環境省

業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること 等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）③1/2（上限100万円））

■補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等				
	ZEBランク	新築建築物		既存建築物	
		事務所等以外※1	事務所等※2	事務所等以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

◆補助要件　　：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること　等

◆補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用　等※3

②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

◆補助要件　　：①に加え低炭素型の建材を導入すること　等

◆補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：①②間接補助事業（55%～21%（上限５億円））③委託事業

■補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5

■実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

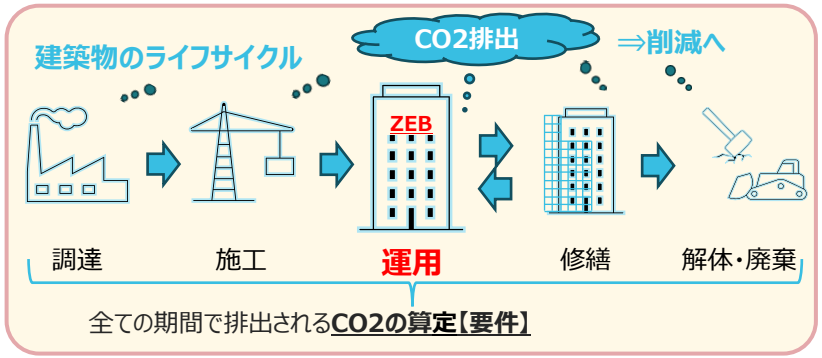

ZEBランク	補助率（%）	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
※2「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率: 1/2、1/3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率: 1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、既存の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：①②間接補助事業　③委託事業
- ■補助対象及び委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- ■実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ

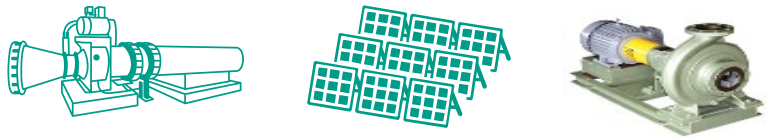

小水力発電設備　太陽光発電設備　高効率設備

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ

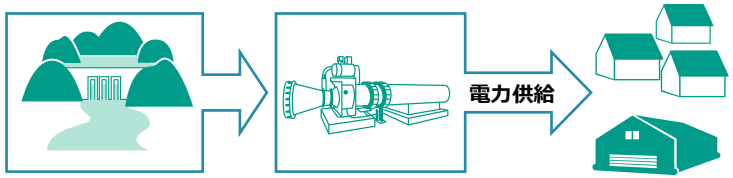

発電に未利用の放流水等が存在　民間事業者が発電設備を設置　周辺地域・企業

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業

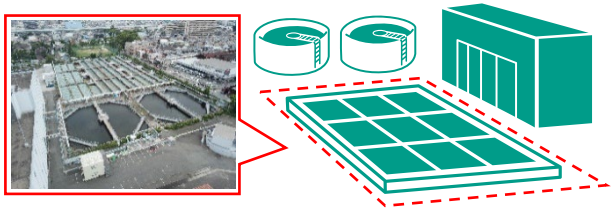

上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/水・大気環境局環境管理課　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

環境省

循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する建築分野における木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

建築分野における木材の再利用による省CO2効果について検証することにより、木材の多様な再利用を促進するとともに、建築物のライフサイクルカーボンの削減、さらには循環経済（CE）と炭素中立（CN）の同時達成を目指す。

2. 事業内容

建築物の主要な構成部材の一つである木材は、CO2固定効果を有することから、効果的に再利用することにより、建築物のライフサイクルカーボンの削減に資する可能性がある。このため、建築物に使用されていた木材を解体後に再利用する場合を念頭に、以下の検証を行い、効果的な木材の再利用の方策等を検討する。

- 建築物の解体から再利用に至る工程までのCO2排出量の算定
- 新材を利用する場合とのCO2排出量の比較検証
- 木材をはじめとした建材における再利用の可能性に関する検討
- 効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証
- 普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等

※ CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）：ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者、団体

■実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

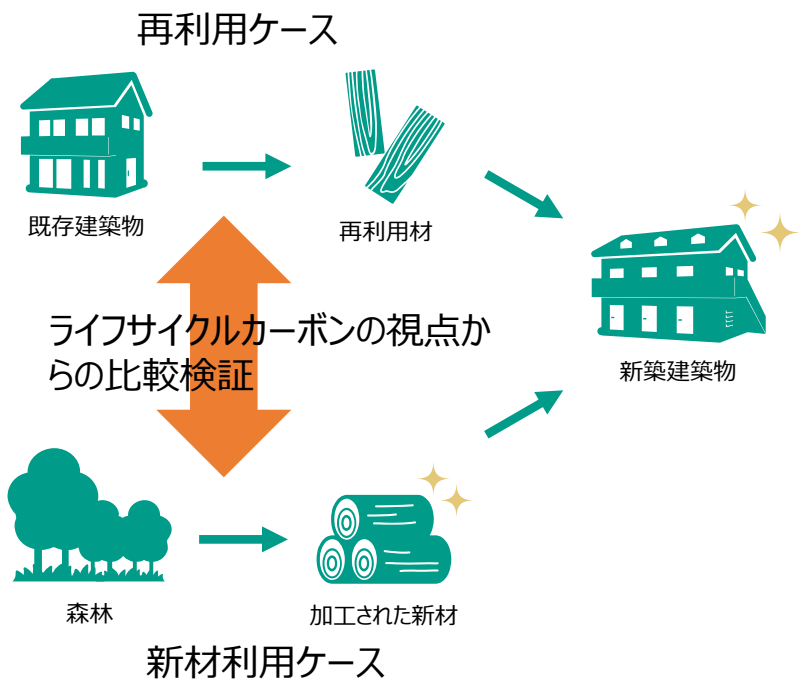

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（5）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

環境省

業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. **クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業**
   既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）
2. **民間建築物等における省CO2改修支援事業**
   高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。
   （補助率：1/3、上限：3,500万円）
3. **テナントビルの省CO2改修支援事業**
   オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。
   （補助率：1/3、上限：4,000万円）
4. **空き家等における省CO2改修支援事業**
   空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。
   （補助率：1/3、上限：1,000万円）
   ◆補助要件： 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）
※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業

■委託先　：地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ

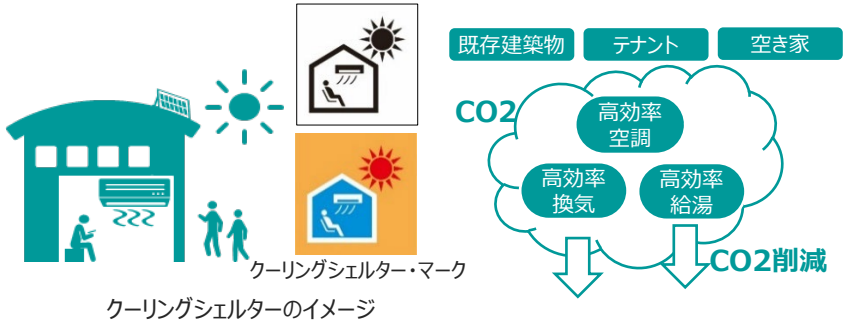

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ

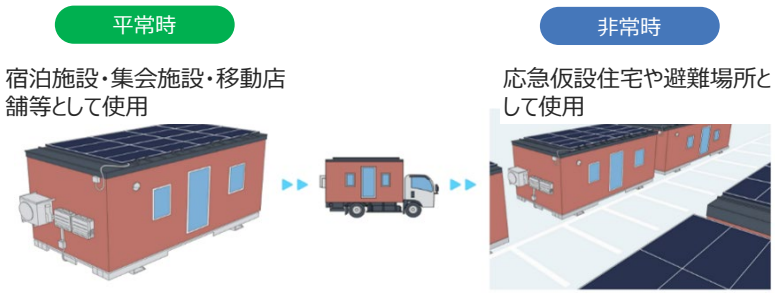

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341
大臣官房 環境保健部企画課 熱中症対策室

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

営業倉庫への省CO2型・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

1. 事業目的

営業倉庫への省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで、サステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

2. 事業内容

省CO2化設備等の導入によるエネルギー消費削減、保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、再エネ設備の導入によるエネルギー供給を行う事業に対して、設備導入コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開する。

◆ 補助対象設備：
省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、省CO2化設備

◆ 補助要件：
倉庫業者が、次の①と②を同時導入すること 等

① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）

② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助事業（1/2）（上限1億円）

■ 委託先　：地方公共団体、民間事業者、団体等

■ 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ

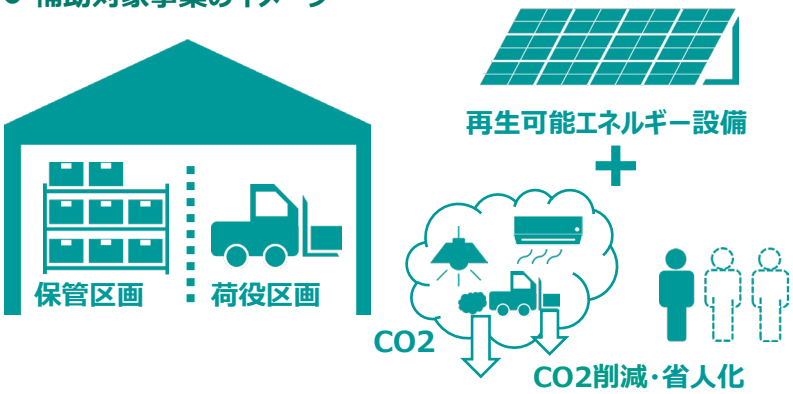

● 省CO2化・省人化機器等の例

無人ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ

無人搬送車

無人けん引車

ﾃﾞﾊﾞﾝﾆﾝｸﾞ
ﾛﾎﾞｯﾄ

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和8年度予算額（一般分） 120百万円（120百万円）（特会分）1,639百万円（3,054百万円）】
【令和７年度補正予算額（一般分）335百万円（特会分）175百万円】

デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

1. 事業目的

「デコ活」の推進を通じて、国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進等を実施する。

2. 事業内容

（1）デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

① デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を推進する。
② H29～R7年度に行われたナッジの成果について、実証から実装へどのようにデコ活に結び付けていくかの検証を行うとともに、国内外の事例を調査しマニュアル化、広く一般に普及するための検討を行う。
③ マッチングファンド方式により、民間の資金やアイディア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。
④ 昼の再エネ余剰電力の有効利用を通じた生活者の暮らし向上、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証を行う。
⑤ グリーン製品・サービスの需要創出に向け、当該製品等の消費者への効果的な価値訴求方法等についてのモデル実証を行う。

（2）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ジャパン）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）委託事業・間接補助事業（補助率 定額（1/3相当））
（2）委託事業・間接補助事業（補助率 5/10）

■委託先・補助対象：委託事業：民間事業者・団体等
補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間：（1）令和6年度～令和12年度（2）令和6年度～

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト

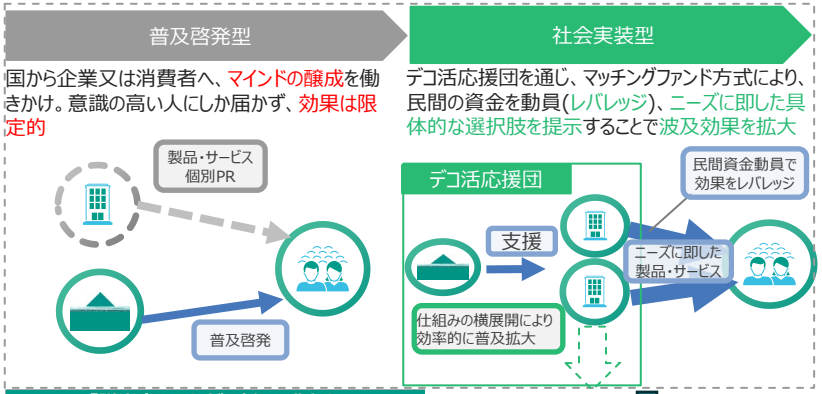

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿

官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「**脱炭素につながる新しい豊かな暮らし**」を強力に後押し

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室（デコ活応援隊） 電話：03-5521-8341

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業

【令和8年度予算額　1,500百万円（2,000百万円）】
※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担

環境省

バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2設備の導入を支援する。

主な要件　：

- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意※1を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

補助対象　：現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと
ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

補助率　：中小企業1/2
大企業1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間　：15億円（1事業者につき）、最大3カ年

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）

■補助対象　：民間事業者・団体

■実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ

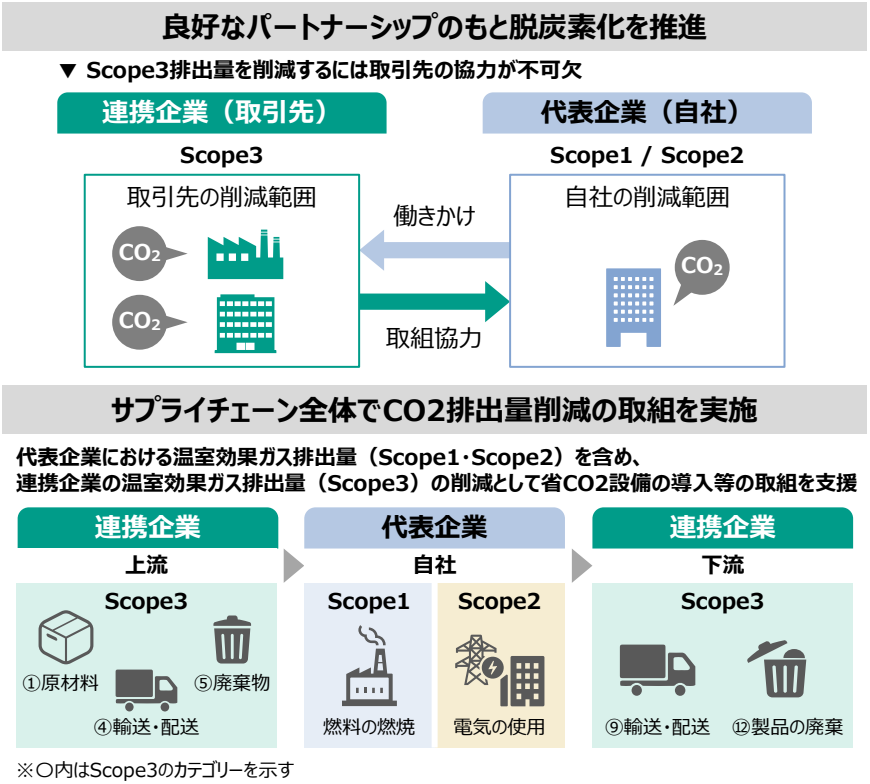

お問合せ先：　環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

【令和８年度予算額　5,786百万円（2,786百万円）】
【令和７年度補正予算額　3,500百万円】

環境省

中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。

※１　蒸気システム,空調システム,給湯システム,工業炉,CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※２　複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。

③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：①②間接補助事業（補助率:1/3、3/4）、③委託事業
- ■委託先・補助対象：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

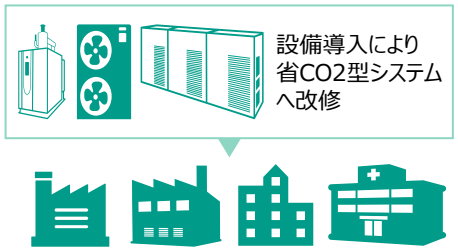

補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

② DX型CO2削減対策実行支援事業

データにより設備稼働の現状・課題を見える化

▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減

▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和8年度予算額　1,651百万円（新規）】

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、中小企業を含むバリューチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

（1）バリューチェーンの脱炭素化促進事業
- ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

（2）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業
- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

（3）排出量算定・データ共有の基盤整備事業
- ①「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

（4）バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業
- ① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業
- ② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

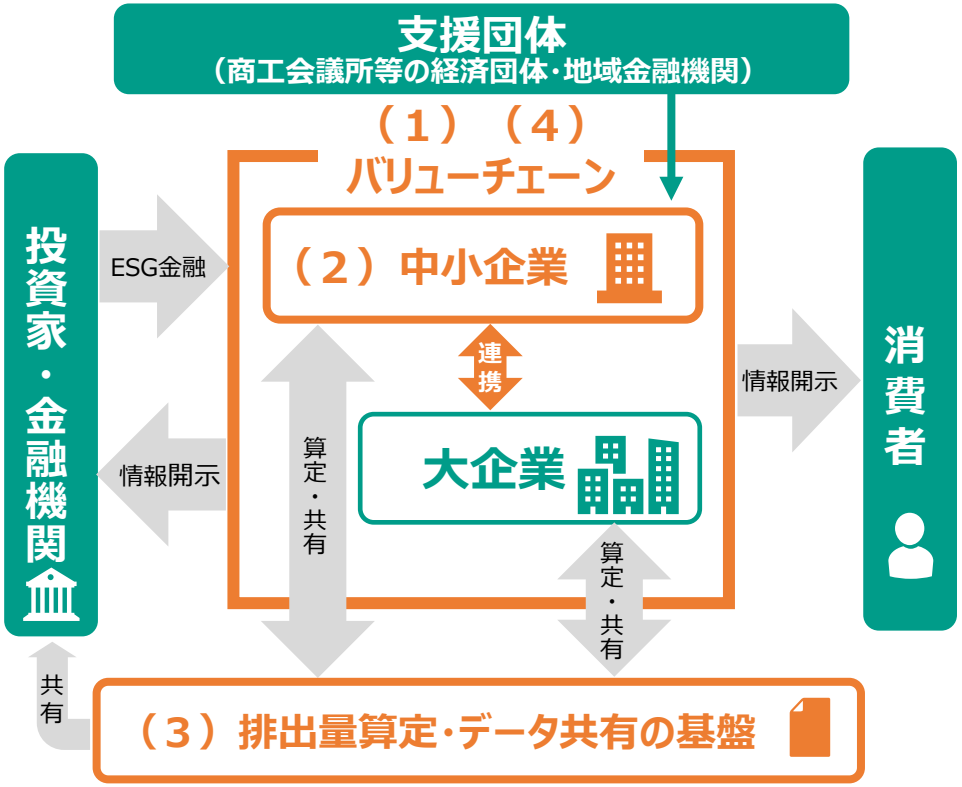

お問合せ先：
地球環境局 地球温暖化対策課　03-5521-8249
大臣官房　総合環境政策統括官グループ 環境経済課　環境金融推進室　03-5521-8240
地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室　03-6205-8277
自然環境局　自然環境計画課　生物多様性主流化室　03-5521-8150

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、

（1）バリューチェーンの脱炭素化促進事業

環境省

モデル事業支援やガイドブック拡充、情報発信により、バリューチェーンにおける企業の脱炭素化への支援を図ります。

1. 事業目的

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けて、自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できる１次データの活用、製品・サービス単位での排出量算定・表示方法の検討・普及、及び国内外の取組状況に関する情報提供が必要。また、脱炭素化実現に向け、環境課題と関連の深いサステナビリティ課題の統合的解決を実現する企業経営も求められている。このため、国内外の動向調査や情報発信、1次データ活用に関するガイドブック等の拡充、モデル事業による業界ルール整備及び人材育成の促進、グリーン製品・サービスの需要創出の取組等を通して、バリューチェーンの全体の脱炭素化を促進し、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

2. 事業内容

① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援事業

バリューチェーンにおける自社以外の削減努力を自社の排出量に反映できる、1次データを活用したScope3排出量の算定方法を検討・拡充し、1次データを活用した算定・開示の普及を促進するとともに、バリューチェーン全体での脱炭素化促進に向け、各種事業の取組成果や、各国、他省庁や民間の取組を含めた幅広い情報発信を行う。

② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業

国民が脱炭素に資する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、製品・サービス単位での排出量（カーボンフットプリント：CFP）を算定・表示するモデル事業を実施し、業界のルール整備、地域の人材育成等を通して、CFP算定・表示の普及を目指す。また企業の脱炭素投資促進のため、デコ活とも連携の上、デマンドサイド（消費者・官民）に対するグリーン製品・サービスの需要創出に向けた取組を行う。

③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

継続的な脱炭素取組に向け、環境三分野等の統合的解決を実現するためにガバナンス、リスク管理や戦略策定等のあり方について、国内外動向及び事例調査やモデル事業等を実施し、その知見や成果を踏まえたガイドブック等を拡充する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

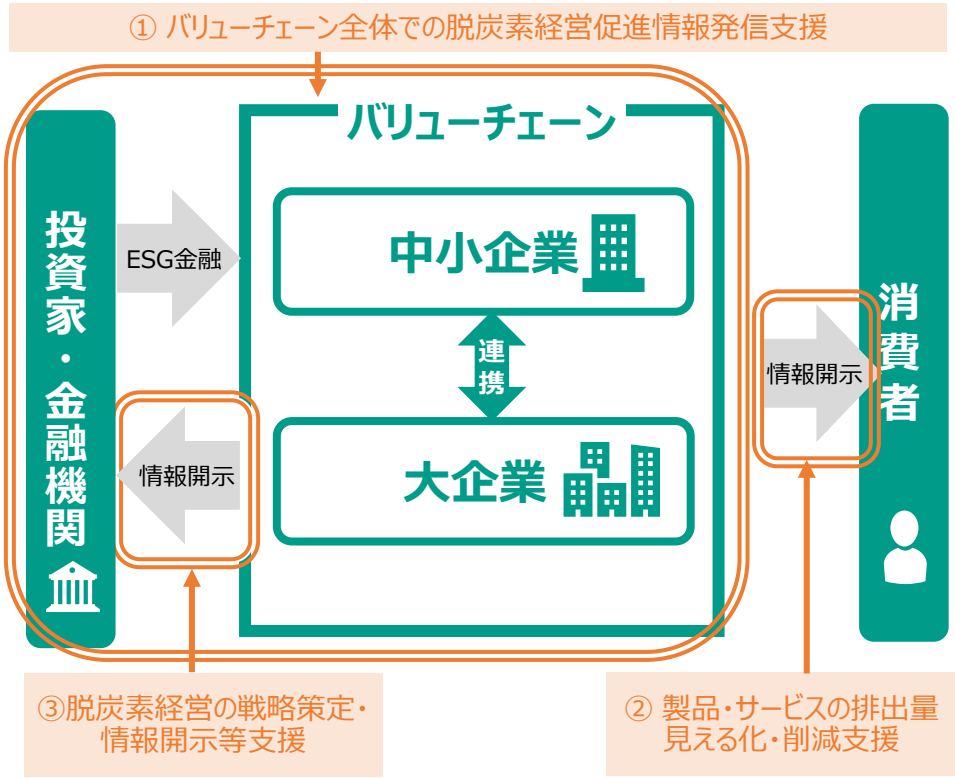

お問合せ先：　地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室　03-6205-8277　　自然環境局　自然環境計画課　生物多様性主流化室　03-5521-8150

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、

（2）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

環境省

中小企業との接点を持つ事業者及び支援機関向けにモデル事業による支援を行い、バリューチェーン全体及び地域ぐるみでの脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められる中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からない、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による地域全体の機運醸成、脱炭素経営取組支援や人材育成とその横展開、あるいはバリューチェーンを構成する取引先企業へのエンゲージメントの推進や業界共通ガイダンス等の整備を通じて、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

2. 事業内容

① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す。地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に際し、各地域で主体的に取組を進めるための基盤整備や、支援体制の横展開を進めるため、体制構築を支援する地域の取組への支援、横展開取組への伴走支援、過年度に支援した地域のフォローアップ、脱炭素支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する地域人材の育成や体制構築の更なる促進を図る。

② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

自社とその取引先企業が連携して行う取組（エンゲージメント）に関するモデル事業を通じ、業界共通のScope3算定・1次データ取得ルールや、エンゲージメント方針等のガイダンスの整備を進める。また簡易なScope3算定や、バリューチェーン上でのデータ連携のための基盤整備を進め、取引先企業と連携した削減計画策定及び、削減取組検討に向けた支援を促進する。これらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントや事例をまとめたガイドブックを改定する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

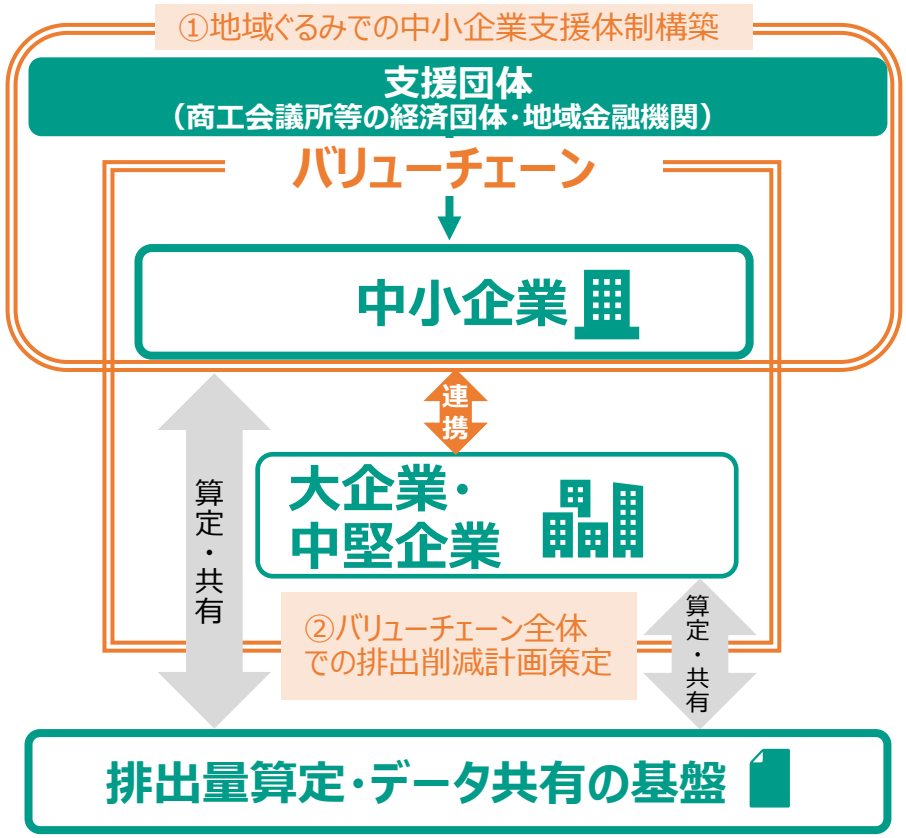

お問合せ先：　地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室　03-6205-8277　　大臣官房　総合環境政策統括官グループ 環境経済課　03-5521-8229

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、

（3）排出量算定・データ共有の基盤整備事業

環境省

算定報告公表対象外事業者も含めて使用できるよう機能追加により、使用者の利用価値を向上させた基盤整備改修を図ります。

1. 事業目的

排出量情報を共有するためのプラットフォームや共通フォーマットがなく、企業間で排出量情報を共有するのに手間がかかっている。このため、排出量算定及びデータ共有・報告のための基盤を整備し民間の算定ツールとの連携を行い、大企業・中小企業ともに排出量算定及びデータ共有・報告がし易い環境を整備する。また、企業価値創造に繋げるため、削減に貢献した取り組み、国際認証の取得状況、サスティナビリティ開示等の取組状況を掲載する。

2. 事業内容

①「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

○ 温対法等に基づく報告と温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とする「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（EEGS）について、保守・運用や問合せ対応を行う。

○ 排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、以下の改修を行う。「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（SHK制度）の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加、EEGS外のGX関連システム及び各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGSに取り込み、EEGS上でそれらを公表する機能の追加等を行う。

○ 企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。

○ 中小企業の報告件数と任意報告の件数の増加に向けて、EEGS機能の認知拡大に加え、事業者のニーズも踏まえた、取り組みの見える化に向けたEEGSの改修、データ連係拡大等を進める。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体

■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

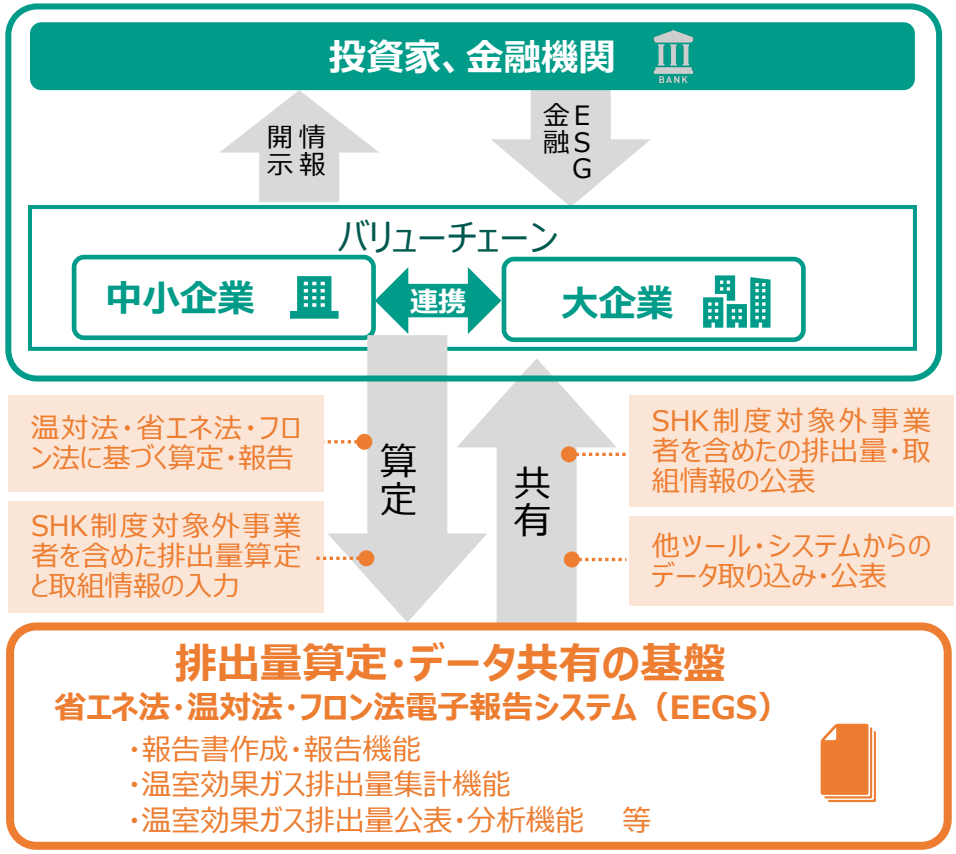

お問合せ先：　地球環境局 地球温暖化対策課　03-5521-8249　地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室　03-6205-8277

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、（4）バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

環境省

バリューチェーン上の大企業と中小企業の連携による再エネ導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

従来のPPA事業では、一定の事業規模や長期の与信を必要とすることが多く、中小企業において自社の温室効果ガス削減対策として再エネを活用するにあたり課題となっている。このため、バリューチェーン上の大企業と中小企業との連携により、規模や与信等の事業上の課題を解消し、PPA事業による再エネ導入を加速化する新たな導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図る。

2. 事業内容

① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

大企業が自社のバリューチェーン上の中小企業を多数束ね、PPA事業者とともに一括で事業化することで規模の課題を解消するとともに、よりエンゲージメントを深め、脱炭素投資として資金拠出することで与信の課題を解消し再エネを最大限導入する新たなモデルを構築する。

② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

①で得られた成果から、新たな再エネ導入モデルとして広く普及させていくにあたり必要となる項目（バリューチェーン全体での与信の見極め、大企業による資金拠出の在り方等）を分析し、新たな事業モデルとして水平展開するための方法論を取りまとめる。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築

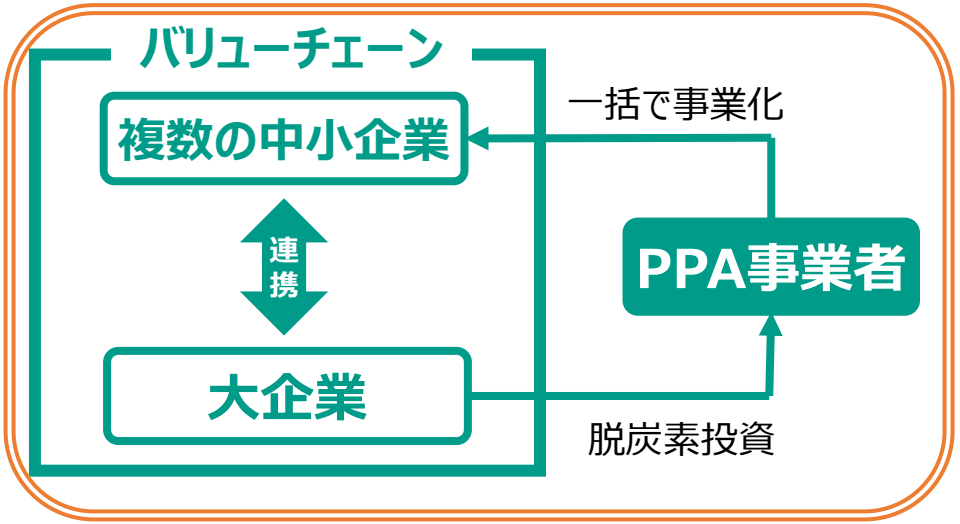

②新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

お問合せ先：　地球環境局 地球温暖化対策課　03-5521-8249　　地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室　03-6205-8277

グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業

【令和８年度予算額　670百万円（700百万円）】

環境省

グリーンファイナンスの健全かつ適切な拡大とESG金融の主流化に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

2035年度温室効果ガス60%削減、2040年度73%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成に向けた今後10年間での150兆円超の投資実現のために、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大とESG金融の普及・実践を促進する。

2. 事業内容

我が国における脱炭素化に向けては、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大と、ESG金融の主流化が必要。本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

（1）グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）
- 国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策検討
- 金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進

（2）グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）
- グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポーターズ制度の運営
- 資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助、先進事例の発掘等

（3）ESG地域金融実践促進事業（委託）
- 地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による優良事例創出、普及啓発

（4）ESG金融主流化事業（委託）
- ESG金融に関する統一的な情報発信や優良事例の展開

4. 事業イメージ

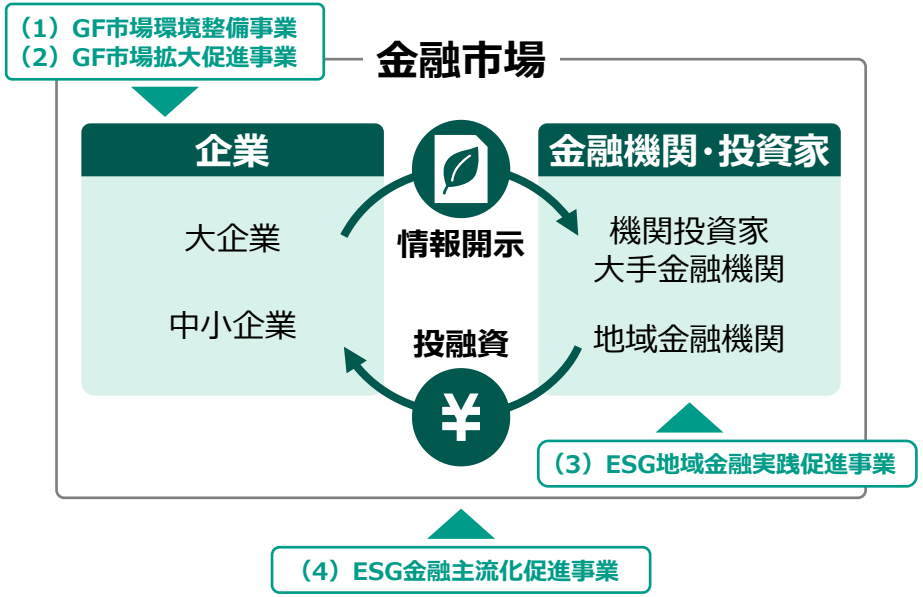

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業
■委託先　：民間事業者・非営利団体等
■実施期間：令和5年度～令和9年度

■事業形態：間接補助事業
（補助率：外部レビュー費用 3/10又は6/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）
■補助対象：民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）
■実施期間：令和5年度～令和9年度

お問合せ先：　環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240

金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業

【令和8年度予算額　360百万円（420百万円）】

環境省

取引先のバリューチェーン排出量算定に取り組む金融機関を支援し、中小企業等における脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

① 国際的な情報開示基準策定が進む中、バリューチェーン全体における排出量算定の取組が企業にとって重要。そこで、企業と連携してバリューチェーンにおける排出量の算定に取り組む金融機関にアプローチし、バリューチェーン排出量の削減に向けた取組を促す。

② バリューチェーンに関わる中小企業等の排出量算定及び脱炭素事業への投資拡大を促進するため、地域金融機関からの取組を促す。

2. 事業内容

○ **地域脱炭素融資促進利子補給事業**

※ 金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業における継続案件のみ

○ **バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業**

① バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資について、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

② 排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）

■ 補助対象 ：金融機関

■ 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

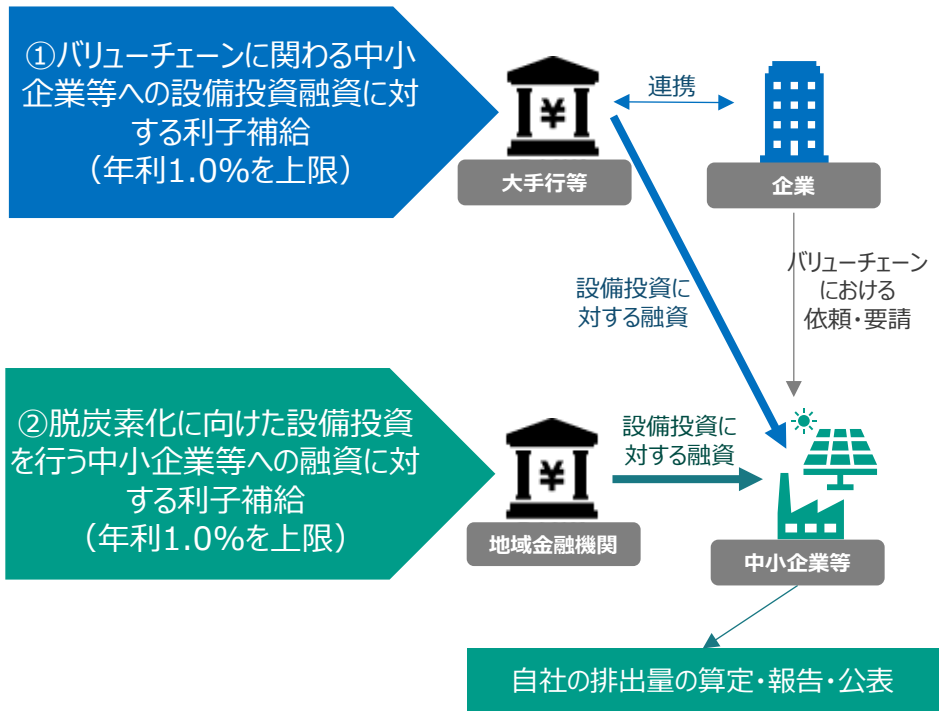

お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240

カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業

【令和8年度予算額　1,225百万円（新規）】

環境省

脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

① リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大につなげる。

② バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラル実現のためには、大企業のみならず中小企業等も含めたバリューチェーン全体での排出量の削減が必要となる。初期費用の抑制が可能なリースは、資金力の乏しい中小企業等において、脱炭素機器の導入を加速させるための有効な手段。また、リース会社にとっても、自らのスコープ3排出量を削減するため、ユーザーのリース資産使用に伴う温室効果ガス排出量の削減が重要となる。

このような背景を踏まえ、バリューチェーン上の脱炭素化の取組を進める中小企業等が、リースにより脱炭素機器を導入する場合に、機器の種類並びにリース事業者及び中小企業等のESGに係る取組状況に応じて、リース料総額の一定割合（1%～6%※）を補助する。

※ 機器の種類に応じて基準補助率は1%～4%。先進的な取組を行うリース事業者及び中小企業等に対しては、取組に応じて最大２%補助率を上乗せする。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業
- ■補助対象 ：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

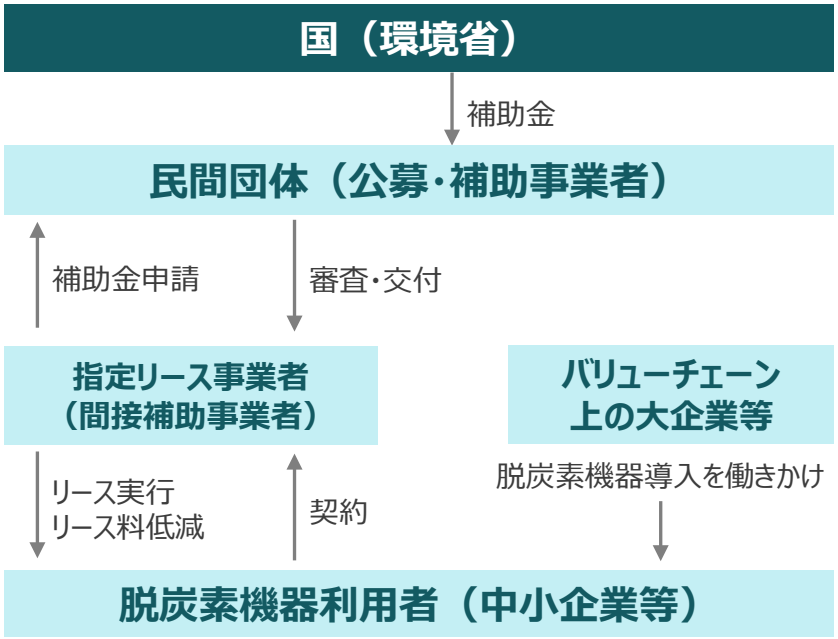

＜脱炭素機器の例＞

ボイラ、工作機械、空調用設備、冷凍冷蔵庫設備　等

お問合せ先：　大臣官房総合環境政策統括官グループ　環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240

ゼロエミッション船等の建造促進事業（国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　14,910百万円（10,200百万円）】
【令和７年度補正予算額　1,000百万円（※5年間で総額15,000百万円の国庫債務負担）】

環境省

ゼロエミッション船等の建造に必要となる生産設備の整備を支援し、その普及を促進します。

1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合（5.5%）を占め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠。ゼロエミッション船等の供給基盤構築を行うことにより、それらの船舶の市場導入の促進によるCO2の排出削減を進めるとともに、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。
- 本事業ではゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産基盤の構築・増強及びそれらの設備を搭載（艤装）するための設備整備のための投資等を支援し、ゼロエミッション船等の供給体制の整備を図る。

2. 事業内容

今後、新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。

- ゼロエミッション船等の建造に必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強
- 上記舶用機器等を船舶に搭載（艤装）するための設備等の整備・増強

本事業を通じ、海運分野における脱炭素化促進に資するとともに、ゼロエミッション船等の建造需要を取り込むことにより、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
■補助対象 ：民間事業者・団体
■実施期間：令和6年度～

4. 事業イメージ

舶用事業者に対しゼロエミッション船等の重要舶用機器の生産設備の導入を支援

エンジン

燃料タンク

燃料供給システム等

艤装設備（クレーン）

造船事業者に対しゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の搭載に必要なクレーン等の艤装設備等の導入を支援

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　電話：03-5521-8303

ゼロエミッション船等の導入支援事業（国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　1,200百万円（新規）】
※5年間で総額15,100百万円の国庫債務負担

環境省

ゼロエミッション船等の導入を支援し、その普及を促進します。

1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合（5.5%）を占め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠である。
- このため、海運事業者におけるゼロエミッション船等の導入に対し補助を行い、普及初期の導入を支援することで、CO2の排出削減を図るとともに、ゼロエミッション船等の発注を喚起し、その建造実績を積み重ね、海事産業の産業競争力強化・経済成長を実現する。

2. 事業内容

ゼロエミッション船等※1の導入を加速するため、当該船舶の導入に対して補助を行う。

具体的には、海上運送法に基づく特定船舶導入計画の認定を受けるとともに、非化石エネルギー転換目標を作成する海運事業者等に対して、ゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給装置、推進用バッテリー、陸電設備等の導入に係る費用の一部を補助※2する。

※1:水素燃料船、アンモニア燃料船、メタノール燃料船、バッテリー船及びハイブリッド船

※2:外航船は、水素燃料船及びアンモニア燃料船に限る。
なお、ゼロエミッション船等の導入にあたりグリーン鉄を使用する場合には追加的に補助。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（補助率：1/2（メタノール燃料船、ハイブリッド船は1/3）等）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和8年度～

4. 事業イメージ

水素燃料船

アンモニア燃料船

メタノール燃料船

バッテリー船
（ハイブリッド船を含む）

補助対象設備の例

エンジン

燃料タンク

燃料供給装置

推進用バッテリー

陸電設備※

※本事業において、バッテリー船等と一体的に導入するものに限る

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　電話：03-5521-8303

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部　農林水産省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　1,415百万円（1,415百万円）】

環境省

運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

（1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。
例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

（2）次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

（3）農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・使途拡大につなげる。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託（1）～（3）、直接補助事業（補助率：1/2）（1），（2）、間接補助事業（補助率：2/3）（3）
- ■委託先及び補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- ■実施期間：（1）～（2）令和6年度～令和10年度、（3）令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

（1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

商用車における
非接触給電を活用したモデル実証

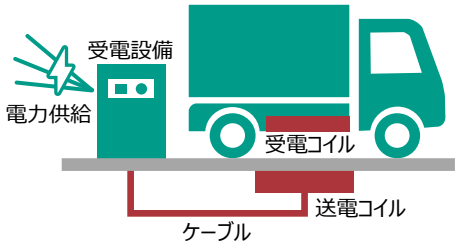

劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理

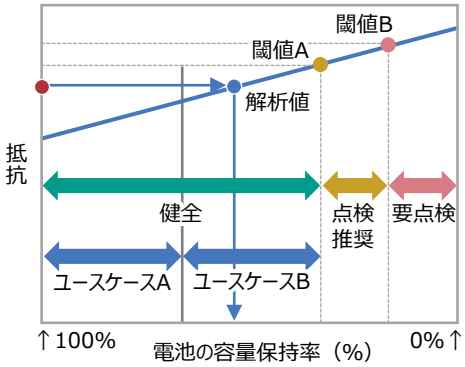

（2）次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

共同輸配送＋ドローン配送による
ラストワンマイル配送

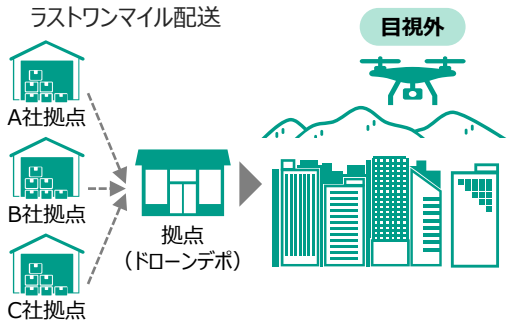

（3）農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築

小型トラクタ　草刈り機

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　電話：03-5521-8301

コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　7,000百万円（7,000百万円）】

環境省

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

1. 事業目的

① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

（1）脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業（間接補助事業）

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

（2）フロン類対策による省CO2効果等検証事業（委託事業）

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）間接補助事業　補助率：原則1／3※
（2）委託事業

■補助・委託対象：民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間：令和5年度～令和9年度

※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。

※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

4. 事業イメージ

（1）脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業

脱炭素型自然冷媒機器の例

食品製造ラインのフリーザー

中央方式冷凍冷蔵機器

冷凍冷蔵ショーケース

自然冷媒 × 省エネ

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室　電話：0570-028-341

地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　1,020百万円（1,100百万円）】

鉄道事業等における省エネ設備・機器の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

1. 事業目的

地域の公共交通における省CO2効果の高い鉄道・LRT・グリーンスローモビリティの車両や設備等の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

（1）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）

マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。

※ 車両の導入支援に関しては、後年度負担のみ。

（2）グリーンスローモビリティ等の導入促進事業（補助）

地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車）等の導入支援を行う。

（3）公共交通分野の効果的CO２削減方策検討事業（委託）

先進的な設備・システムの調査、公共交通分野のCO2削減の効果検証を通じ、より効果的・効率的な公共交通の支援の方向性を検討するための調査を実施する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：（1）間接補助事業（1/2,1/3,1/4 ※一部上限あり）
  （2）間接補助事業（1/2 ※一部上限あり）　（3）委託事業
- ■委託先・補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間：令和元年度～令和9年度

4. 事業イメージ

（１）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

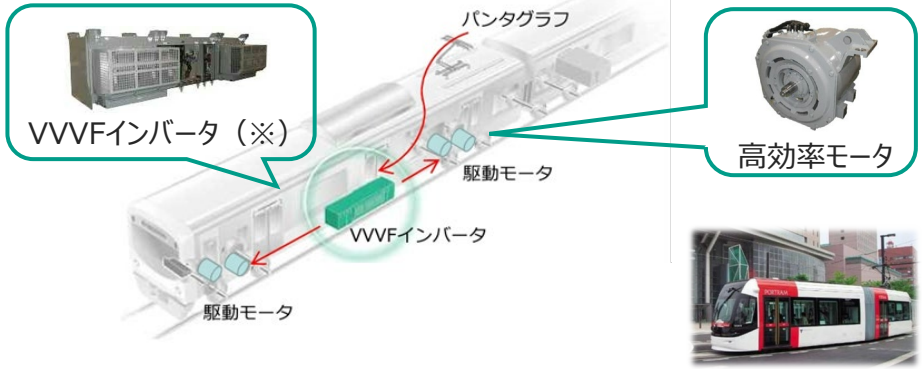

※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置
（写真は東洋電機製造(株)HPより）

（２）グリーンスローモビリティ等の導入促進事業

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業（一部国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　990百万円（1,162百万円）】

環境省

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業車両等の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のメタノール燃料システム等の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

（1）空港における脱炭素化促進事業

①空港における再エネ活用型GPU等導入支援

②空港におけるEV・FCV型車両導入支援

（2）港湾における脱炭素化促進事業

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

（3）海事分野における脱炭素化促進事業

メタノール燃料システム等の導入支援

（4）フォークリフトの燃料電池化促進事業

燃料電池フォークリフト導入支援

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（1），（2），（4）／直接補助事業（3）①
- ■委託先・補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間：令和3年度～令和12年度

4. 事業イメージ

空港分野

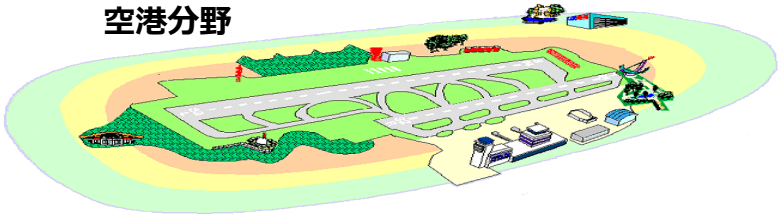

港湾分野

海事分野

フォークリフト

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、

（1）空港における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

空港の再エネ拠点化及び省エネ化によるカーボンニュートラルに向けた取組を支援します。

1. 事業目的

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した太陽光発電・蓄電池の導入等が進んでおり、そうした取組によって得られた再エネ電力を有効活用する設備や車両を導入することで、空港におけるカーボンニュートラル化を実現し、さらには地域の脱炭素化と防災性の向上にも貢献することが期待される。そのため、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給に伴い排出されるCO2の大幅削減に資する再エネ活用型GPU等の導入を支援するとともに、EV・FCV型車両導入支援を行う。

2. 事業内容

① 空港における再エネ活用型GPU（地上動力装置）等導入支援

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）等からGPU等に切り替え、利用を促進することで、空港のカーボンニュートラル化に貢献する。

② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援

空港内専用の作業用車両等について、ガソリン型からEV・FCV型へ切り替えていくことで空港内のカーボンニュートラル化に貢献する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：①②間接補助事業（補助率1／3等）
- ■補助対象 ：①②民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間：①令和4年度～令和12年度　②令和6年度～令和12年度

4. 事業イメージ

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、

（2）港湾における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

港湾の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱う港湾において、脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入による港湾機能の高度化を図り、カーボンニュートラルポートの形成を促進し、ひいてはサプライチェーン全体の脱炭素化に寄与する。

2. 事業内容

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

港湾のターミナルにおいて、温室効果ガス排出量が多い荷役機械や停泊中船舶の脱炭素化に向け、低・脱炭素荷役機械の導入や船舶へ電力を供給する設備の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（従来機との差額の2/3等 、本体価格の1/3）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間：令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

- 低・脱炭素荷役機械の導入支援
  【補助率】従来機との差額の２／３等

トランスファークレーン

ストラドルキャリア

- 船舶へ電力を供給する設備の導入支援
  【補助率】本体価格の１／３

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、

（3）海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）

環境省

脱炭素化推進システム等の実用化・導入により脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からのCO2排出削減に向けた取組を普及促進することにより、脱炭素化社会の実現に貢献する。

2. 事業内容

メタノール燃料システム等の導入支援

メタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、更なるCO2排出量の削減を実現するとともに、推進システムの低コスト化にも貢献する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：補助事業（直接1/4（中小型船1/2））
- ■補助対象 ：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和3年度～令和10年度

4. 事業イメージ

メタノール燃料システム等の導入支援

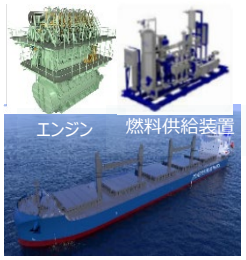

＋

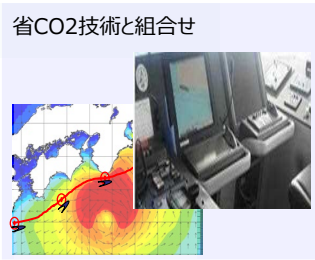

推進システム等の導入で、内航海運のCO2排出量2030年２割削減

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、

（4）フォークリフトの燃料電池化促進事業

環境省

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、燃料電池フォークリフトの活用を推進します。

1. 事業目的

フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援する。

2. 事業内容

本事業では、フォークリフトの燃料電池化を集中的に支援することにより、フォークリフトの脱炭素化を進めるとともに、水素需要を拡大し、水素社会の実現に貢献する。また、導入支援を継続することで、車両の価格低減を図り、価格競争力を高める。

具体的には、燃料電池フォークリフトの購入に係る経費の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（従来機との差額の1/2等）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間：令和6年度～令和8年度

4. 事業イメージ

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2※
※ただし、2020年度（令和２年度）までに環境省補助金を利用して導入した実績（申請者がリース事業者の場合は、譲渡先の実績またはリースによって借り受ける共同事業者の実績）がある場合は、1/3

導入場所（例）

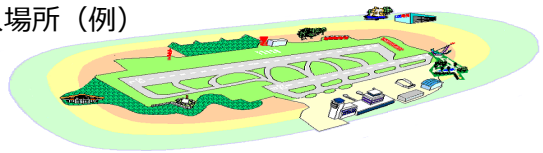

空港

倉庫

港湾

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　3,302百万円（3,302百万円）】

ハイブリッド及び天然ガストラック・バス、低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援します。

1. 事業目的

- 現状で高コストのハイブリッドトラック・バスや、将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への補助を行い、普及初期の導入加速を支援。（①）
- 資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進。（②）

2. 事業内容

① ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車（HV）トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車（NGV）トラック・バスの購入に対して支援を行う。

② 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラック（2025年度燃費基準を達成している車両）への買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（補助率　①1／2等、② 1／2 ～1／3）
- ■補助対象 ：民間事業者等（②は中小トラック運送業者に限る。）
- ■実施期間：令和元年度～令和8年度

4. 事業イメージ

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2等

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

補助率：買い替えの場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/2
新規購入の場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/3

※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。

HVトラック・NGVトラック

HVバス・NGVバス

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　電話：03-5521-8301

先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）

【令和8年度予算額　20,000百万円（15,000百万円）】
※3年間で総額36,500百万円の国庫債務負担

環境省

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

① CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-Abate産業）に再生素材を供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

② 革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（補助率1／3，1／2）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- ■実施期間：令和6年度～

4. 事業イメージ

①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例

プラ選別・減容成形設備

金属高度選別設備

②革新的ＧＸ製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例

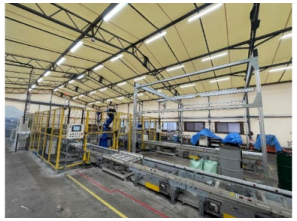

リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

お問合せ先：
環境省環境再生・資源循環局資源循環課　電話：03-6206-1871
容器包装・プラスチック資源循環室　電話：03-5501-3153
資源循環ビジネス推進室　電話：03-6206-1875

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

【令和8年度予算額　7,297百万円（4,280百万円）】
【令和７年度補正予算額　3,000百万円 】

環境省

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB（リチウム蓄電池）等）や、金属資源及びベース素材等を省CO2で確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

① 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- 効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- 再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- 複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- 紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

② 再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への　補助

資源循環を促進するため、再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、レアメタルを含むe-scrapなどの金属資源及びベース素材の再資源化を行う高度なリサイクル設備の導入を支援する。

金属破砕・選別設備

太陽光パネル
リサイクル設備

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（補助率1／3，1／2）
■補助対象 ：民間事業者・団体等
■実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

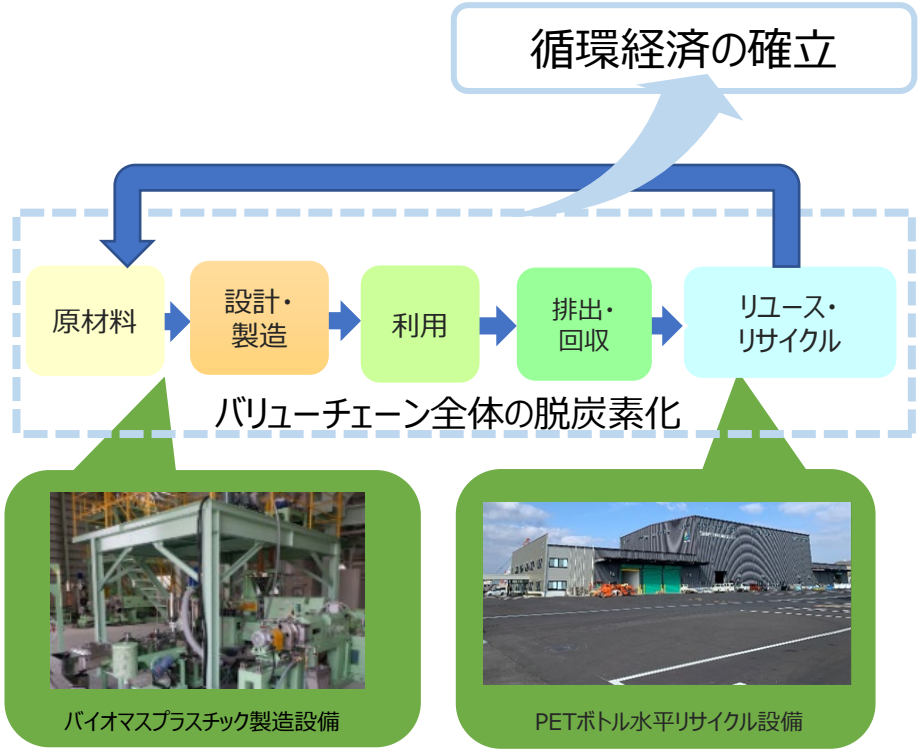

お問合せ先： 環境再生・資源循環局 資源循環課 ①容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153 ②資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

脱炭素型循環経済システム構築促進事業

【令和8年度予算額　3,603百万円（4,000百万円）】
【令和7年度補正予算額　100百万円】

環境省

脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

2. 事業内容

- 本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- 具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が大きいものの、これまで脱炭素の観点を考慮した資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）やベース素材（金属やガラス等）に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1／3，1／2）
- ■委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- ■実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

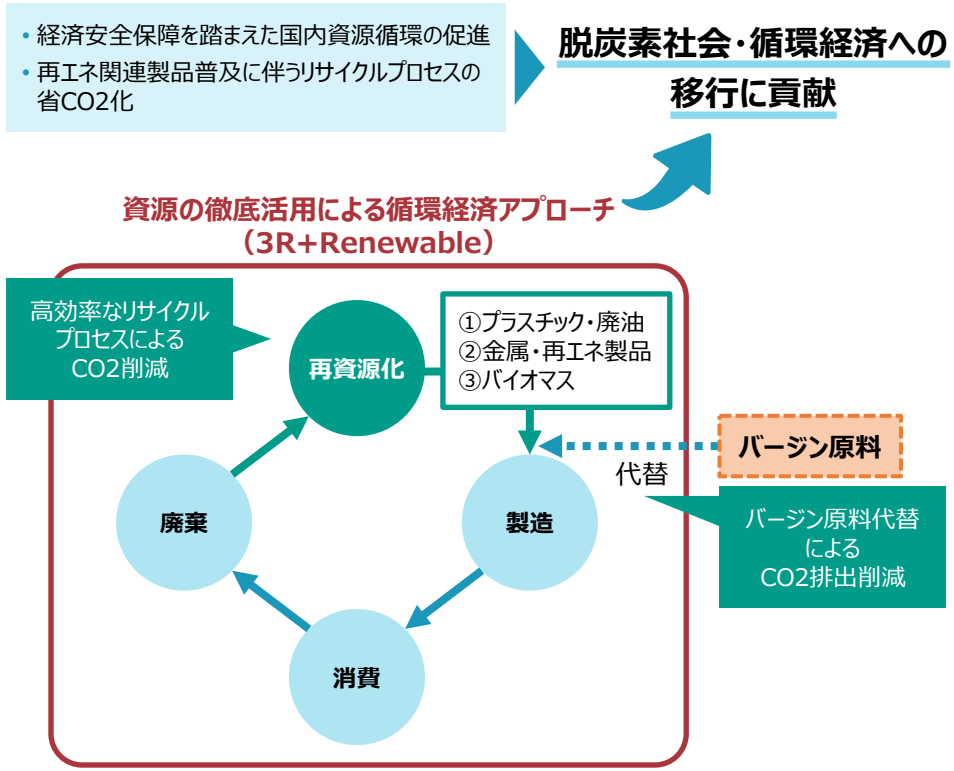

お問合せ先：
環境省　環境再生・資源循環局　資源循環課　電話：03-6205-4903
資源循環ビジネス推進室　電話：03-6206-1875
容器包装・プラスチック資源循環室　電話：03-5501-3153
水・大気環境局　海洋環境課　海洋プラスチック汚染対策室　電話：03-6205-4934

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、
（1）プラスチック等資源循環システム構築実証事業（一部農林水産省連携事業）

環境省

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。

② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- 今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1／3、1／2）
- ■委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- ■実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

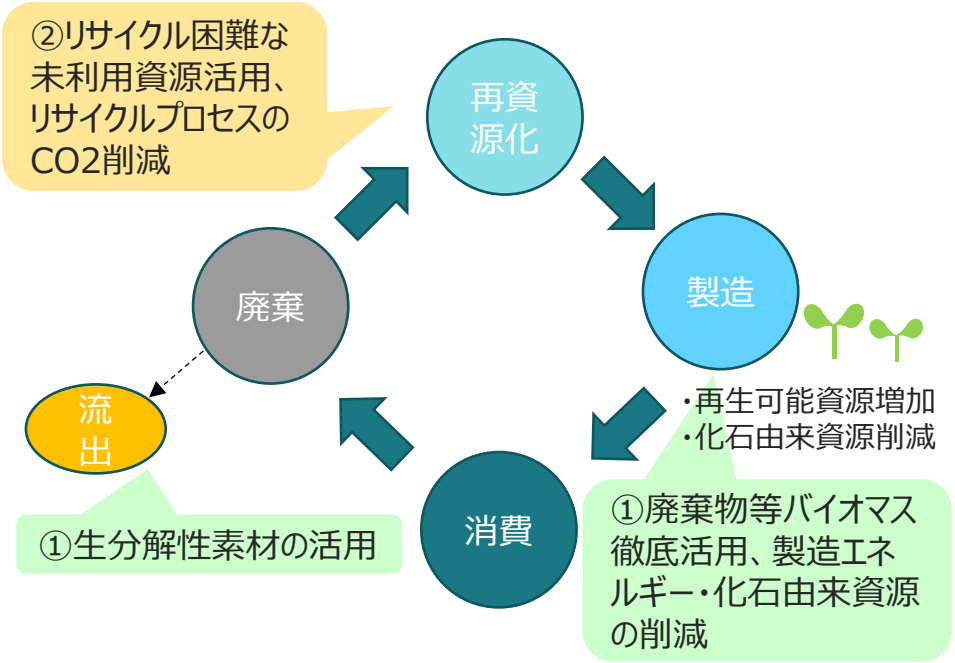

脱炭素型循環経済システムの構築

お問合せ先：
環境省　環境再生・資源循環局　資源循環課　電話：03-6205-4903
容器包装・プラスチック資源循環室　電話：03-5501-3153
水・大気環境局　海洋環境課　海洋プラスチック汚染対策室　電話：03-6205-4934

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、
（2）国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業

環境省

カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

① 動静脈連携による太陽光パネル由来のガラスの水平リサイクル技術の確立（令和７年度補正予算）
② 今後大量排出が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
③ デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
④ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

- 今後大量排出が見込まれている太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するための省CO2型リサイクル体制の整備や、確実に国内でリサイクル・適正処理されるためのシステムの構築が必要。経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 再エネ関連製品等については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されておらず、リサイクル原料の活用においては、製品や素材の排出時の品質にばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 太陽光パネルの重量の約6割を占めているガラスは、高品質なリサイクル材が製造できていない。製造に必要な質のカレット（板ガラスの原料）の十分な供給が実現できていないためであり、動静脈連携を通じたガラスの水平リサイクル技術の確立が重要である。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ等確保によるリサイクル原料の品質向上や確実なリサイクル・適正処理を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業、間接補助事業（1／2、1／3）
■委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
■実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

事業目的①

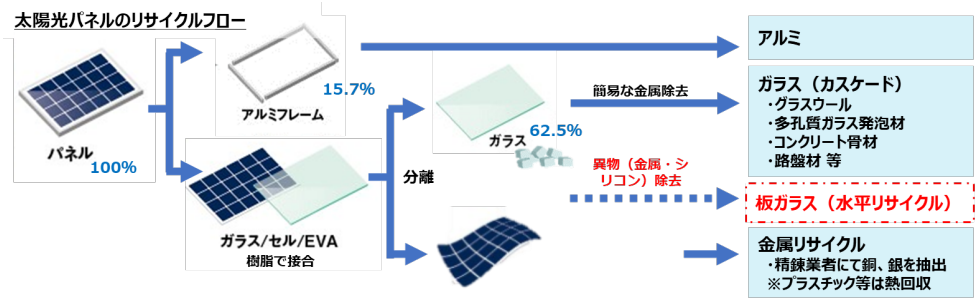

事業目的②③④

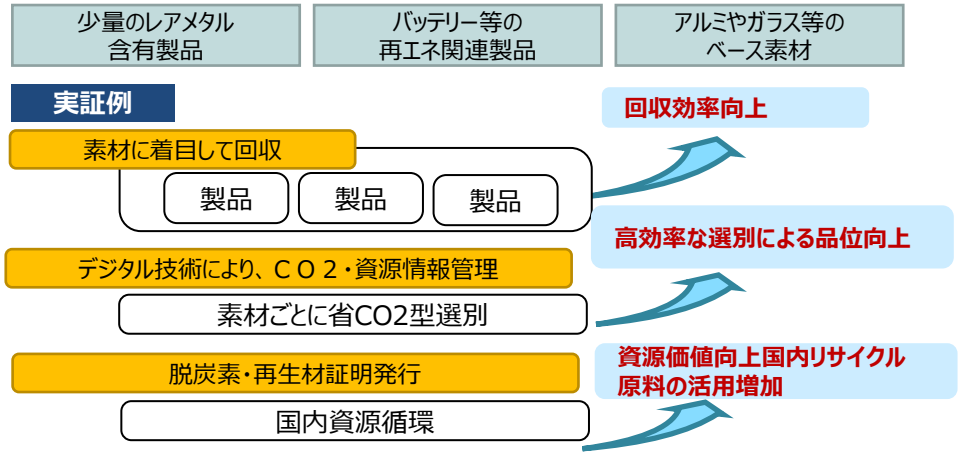

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業

【令和8年度予算額　1,000百万円（新規）】

環境省

再生材供給のサプライチェーン強靭化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、製造業・資源循環産業の間で質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、不適正ヤードからの海外流出ルートの存在など公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。そのため本事業では、これらの課題に対し、①高品質な再生材供給に向けた動静脈連携、②リサイクルの大規模集約化・高度化に向けた取組に係る実証・調査をするものである。

2. 事業内容

1. 高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

資源循環産業において、製造業が使いこなせる質・量の再生材を供給するため、資源循環産業と製造業の動静脈間で、供給される再生材の質・量やそのほか再生材に求める要件などのすり合わせが必要である。そのため、鉄鋼業・鉄スクラップ業の連携を通じて、建築物からの鉄材の精緻解体や鉄含有スクラップの高度選別とリサイクル原料の評価について実証を行う。

2. リサイクルの大規模集約化・高度化に向けた実証

資源循環産業から製造業にまとまった量の素材（金属やプラスチック）を供給するため、複数の循環資源を扱う選別施設の効率的運用や小規模分散化している再生材製造施設の集約化を念頭に、大規模集約化・高度化へのインセンティブ創出に向けた実証・調査を行う。（鉄・アルミ・銅・プラ等）

さらに、現状、インフォーマルな取り扱いが懸念されている循環資源（リチウムイオン電池など）の環境上適正なリサイクルの規模を拡大するため、処理プロセスにおける適正処理指針の適用可能性について、実証・調査を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの形成及び
再生材製造拠点の戦略的構築のイメージ

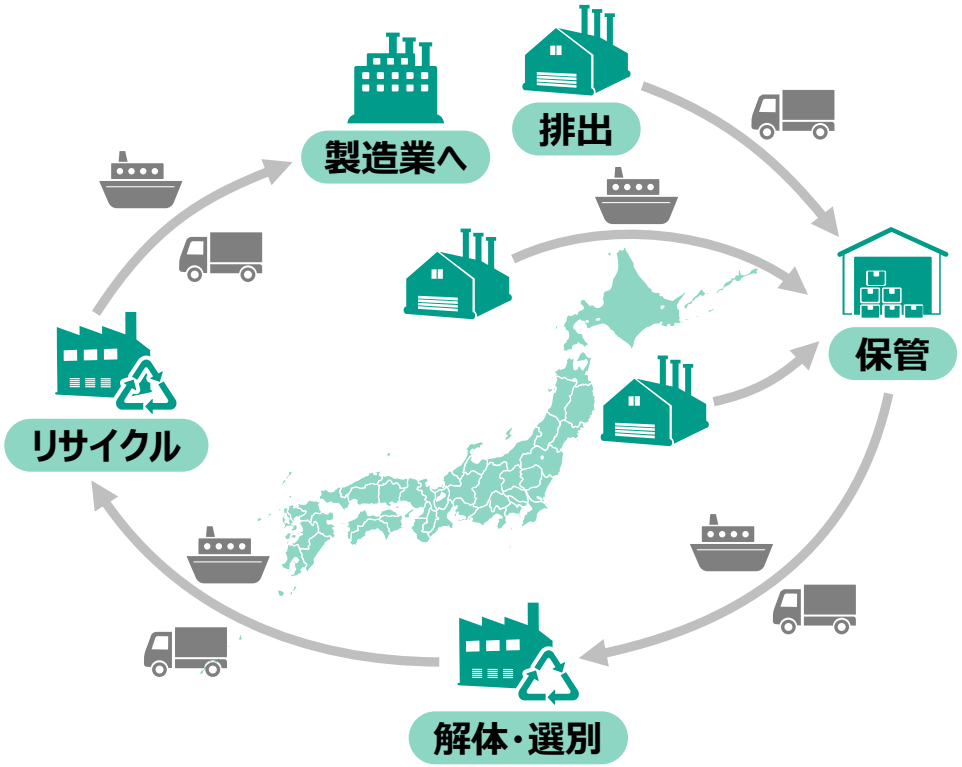

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室　電話：03-6206-1875

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

【令和８年度予算額　24,890百万円（24,600百万円）】
【令和７年度補正予算額　6,000百万円】

環境省

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備等の取組を支援します。

1. 事業目的

① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

2. 事業内容

昨今の気候変動を鑑みて、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっている。廃棄物処理施設においても、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型施設の整備や省エネ効果に優れた先進的設備の導入が必要である。本事業では、以下の事業に要する費用の一部の補助や実証事業等を実施する。

（1）交付金
- 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
- 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
- 計画・調査策定（計画支援・集約化等）：1/3交付

（2）補助金
① 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
② 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
③ 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
（災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3/4補助、蓄電池：1/2補助）
④ 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
⑤ 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

（3）委託・補助金
① 廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業（委託、2/3補助）
② 自治体向けCCU導入ガイドライン作成事業（委託）

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）（2）①②③④⑤交付金・間接補助事業（交付・補助率1/2、1/3、差額の 3/4、定額）
（3）①委託事業・補助事業（補助率2/3）、②委託事業

■委託先及び交付・補助対象：（1）（2）①②：市町村等　（2）③④⑤（3）①市町村等・民間団体等
（3）②民間団体等

■実施期間：平成27年度～

4. 事業イメージ

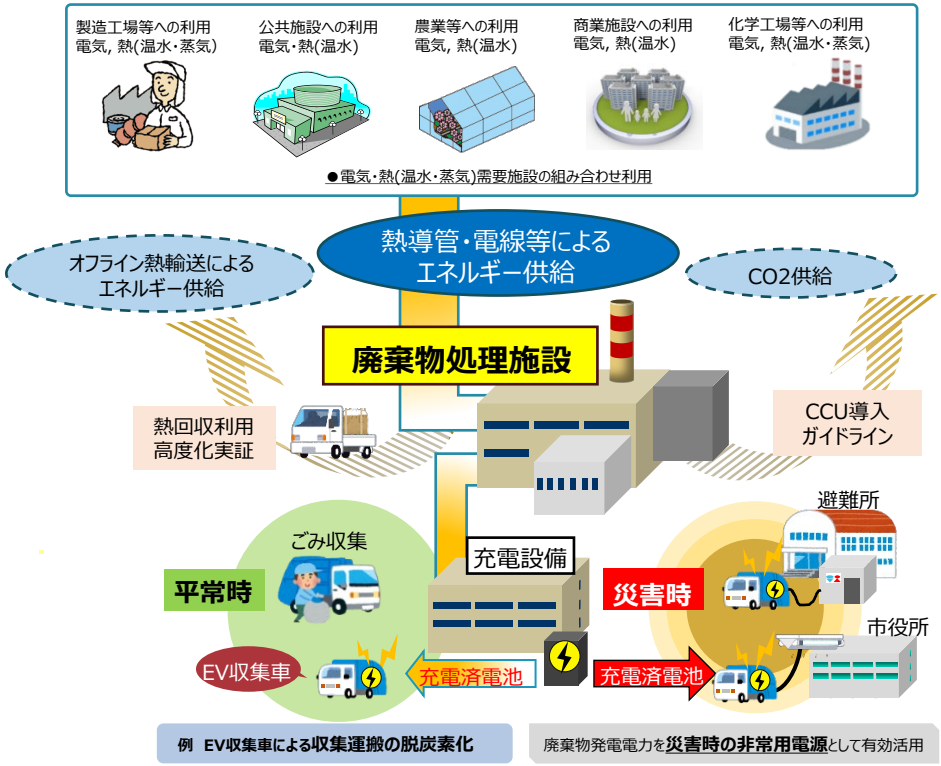

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　電話：03-5521-9273

地域共生型廃棄物発電等導入促進事業

【令和8年度予算額　1,696百万円 (1,696百万円)】

環境省

地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進します。

1. 事業目的

- 再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電や廃棄物由来の燃料製造等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進する。
- PCBを含有した変圧器等を高効率製品に交換にすることによるCO2削減推進、脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

（1）地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業

再生利用が困難な廃棄物からの熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入等による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援し、**創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す**。

本事業では、地域貢献等の要件を満たす事業の廃熱を高効率で熱回収する設備（熱や電気等を施設外でも利用すること）及び廃棄物から燃料を製造する設備（燃料が地域内産業で使用されること）の費用の一部を補助する。

※設備補助は高効率や高度化事業に資する改修・更新の場合も対象。

（2）PCBを含有した変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図る**ため、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBを含有した変圧器等の高効率製品への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

■事業形態：（間接補助）
（1）熱回収事業　補助率1／3（上限1.5億円 但し、発電能力2MW以上は3億円、5MW以上は5億円）
燃料製造事業　補助率1／3（上限1億円　但し、高度化設備導入の場合は1.5億円）
（2）補助率　1／3（上限100万円）、1／10

■補助対象　：民間事業者・団体

■実施期間：（1）令和7年度～令和11年度、（2）令和7年度～令和8年度

4. 事業イメージ

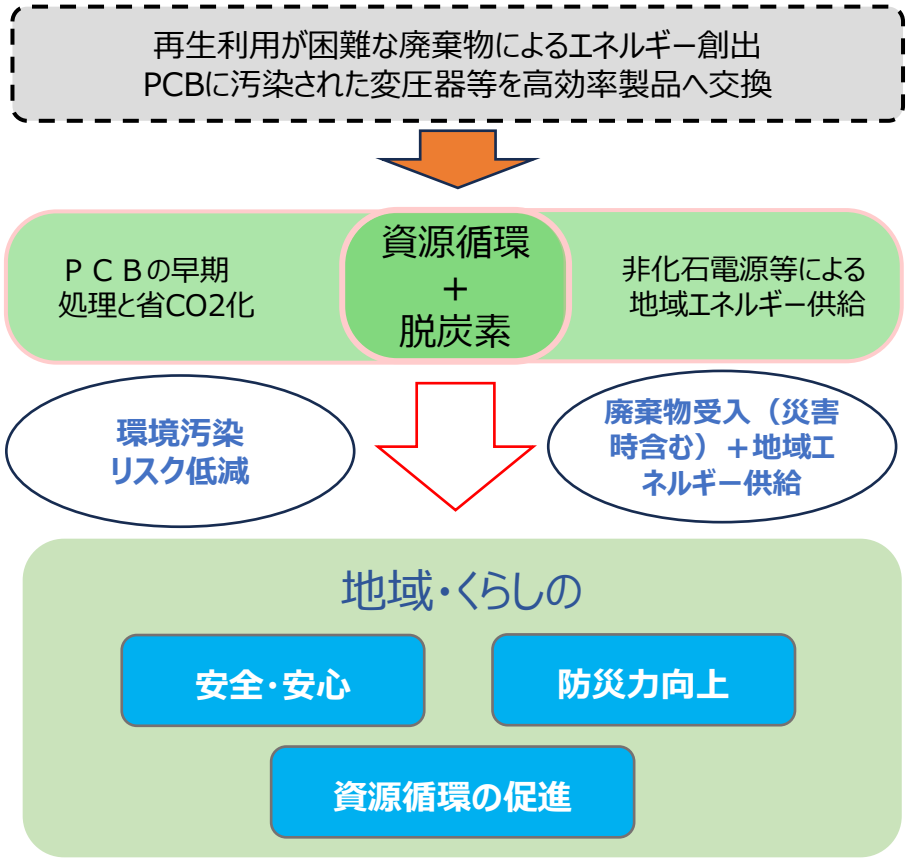

お問合せ先：　環境省環境再生・資源循環局　資源循環課　電話：03-6205-4903　　廃棄物規制担当参事官室　電話：03-6457-9096

浄化槽システムの脱炭素化推進事業

【令和8年度予算額　1,800百万円（1,800百万円）】

環境省

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- 最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- 上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電･蓄電池等）の導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（補助率：1／2）

■補助対象 ：民間事業者･団体、地方公共団体等

■実施期間：令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ

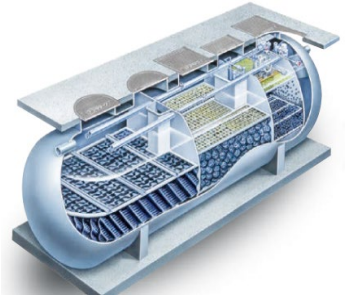

先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP

高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会

スクリーン

インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会

再生可能エネルギー設備

お問合せ先：　環境省 環境再生･資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）

【令和8年度予算額　3,117百万円（3,774百万円）】

環境省

水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・40年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素利活用機器の社会実装や水素の需要創出を加速することで、エネルギーの脱炭素化とレジリエンス向上を実現する水素社会の構築を推進する。

2. 事業内容

水素社会の実現に向けて、地域における再エネ等由来水素の利活用促進や水素の需要創出等を行う。

① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証事業
需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築する実証事業を行う。

② 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。

③ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

④ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　：①④委託事業・②③補助事業（補助率：1/2、2/3）

■委託先・補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　：①令和7～11年度、②令和7～11年度、③令和7～8年度、④令和７～11年度

4. 事業イメージ

水素社会の実現へ

お問合せ先：①、②、④　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話: 0570-028-341
③　環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室　電話: 03-5521-8301

CCUS社会実装・基盤構築事業

【令和8年度予算額　2,580百万円（新規）】

環境省

CCUS（CO2の分離回収・有効利用・貯留）の社会実装に向けた技術開発とモデル構築に取り組みます。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、

- CCU（人工光合成も含むCO2の分離回収・有効利用を行う技術）について、技術導入支援や技術実証、事業モデルの構築等を支援することにより、本格的な社会実装を目指す。
- CCS（CO2の分離回収・貯留を行う技術）について、浮体式洋上圧入技術やモニタリング技術の確立を支援し、適正で低コストかつ効率的な実施・普及を目指す。

2. 事業内容

（1）人工光合成を含むCCUサプライチェーン構築事業

① CCU導入促進補助事業
地域でのCCU事業の形成、コスト低減を促進するために、CCU技術の導入補助を行う。

② ③　地域での炭素循環事業モデル実証事業（②公共施設、③民間事業者）
清掃工場等の公共施設や発電所・工場等の民間の中小規模排出源が主体となる地域炭素循環事業モデルを確立するために、CO2回収からCCU製品製造、地域での利活用までのCCUサプライチェーンを構築する技術実証を行う。

④ 日米連携によるCCU実証モデル事業
日米の技術の融合を図り、CCUによるCO2固定化技術を実装するための課題整理、事業性検討を行う。

（2）海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業

① 洋上圧入CCS技術確立事業：CO2貯留ポテンシャルが高い浮体式洋上圧入CCSの商用化に向けた技術確立を行う。

② 海洋モニタリング手法確立事業：海底下CCS事業におけるCO2圧入や貯留状況に応じたモニタリング技術の確立を行う。

③ モニタリングガイドライン策定事業：CCSに必要なモニタリング技術・手法等をとりまとめ、ガイドラインの検討・策定を行う。

（3）人工光合成の社会実装に向けた産官学連携推進事業

人工光合成の社会実装に向けて、「人工光合成の社会実装ロードマップ」を踏まえた取組方策を産官学一体となって検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業：（1）②④、（2）①②③、（3）
補助事業：（1）①（補助率：1/3 等）、③（補助率：2/3）

■委託先
補助対象：民間事業者・団体、大学、公的研究機関　等

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

公共施設を主体とした地域炭素循環事業のイメージ

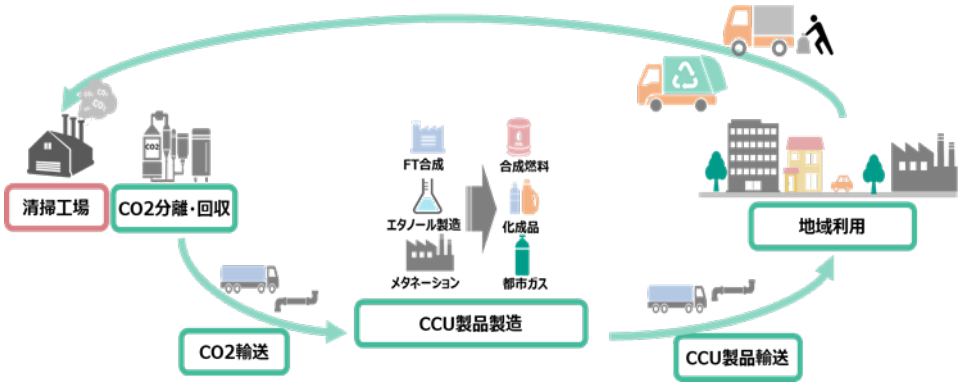

CCSモニタリングのイメージ

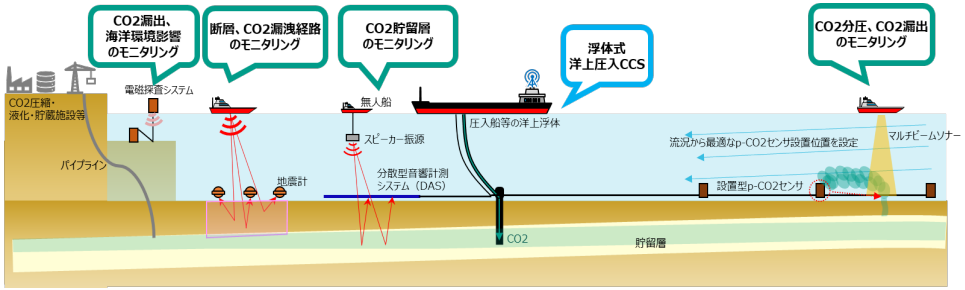

お問合せ先：

（1）①環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室、環境再生・資源循環局　資源循環課　電話：0570-028-341、03-6205-4903
（1）②③④環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室、環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　電話：0570-028-341、03-5521-9273
（2）①環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室、②③水・大気環境局　海洋環境課　電話：0570-028-341、03-5521-9023
（3）環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

地域共生型潮流発電事業モデル構築事業

【令和8年度予算額　500百万円（新規）】

環境省

海底固定型・浮体式の潮流発電システムの技術の確立に向けた実証を行います。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、再生可能エネルギーの中でも発電量を予見できる利点がある潮流発電について、海底固定型・浮体式潮流発電機の導入から運用までの技術を確立し、地域共生型の潮流発電の事業モデルを構築する実証事業を行い、その社会実装を加速化する。

2. 事業内容

潮流発電は、潮汐力によって安定して発電する利点があり、海峡・離島を中心に適地が存在する。これまでの国内初となる潮流発電技術の開発実証の成果を活用し、その実用化と社会実装を加速する。

① 海底固定型潮流発電機の長期信頼性検証

海底固定型の潮流発電機について、長期信頼性の検証を行い、商用化に向けた技術を確立する。

② 浮体式潮流発電機の運用確立

海底固定型よりもポテンシャルが高いがこれまでわが国では運用実績のない浮体式の潮流発電機について、国内外の知見を活用して実証を行い、導入から運用までの一連の技術を確立する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：補助事業（補助率2/3）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体
- ■実施期間：①令和8年度～令和10年度　②令和8年度～令和11年度

4. 事業イメージ

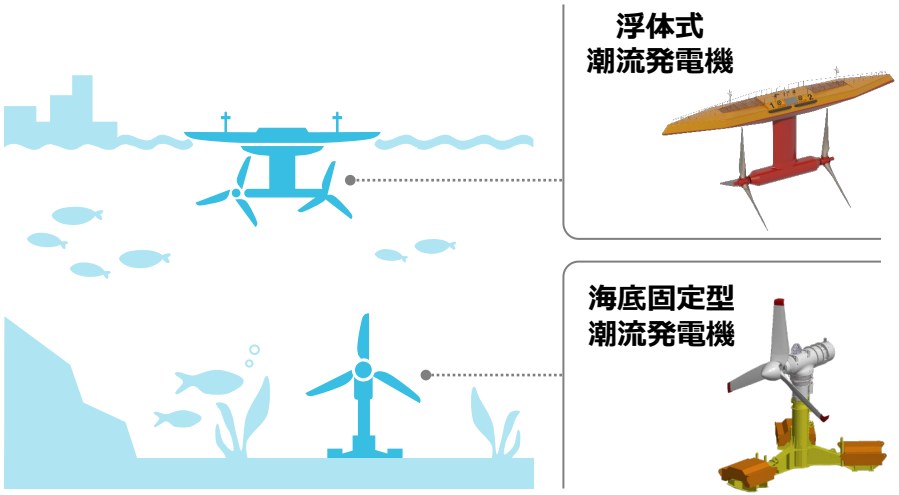

長期信頼性の検証　｜　地域共生　｜　導入～運用の技術確立

潮流発電の社会実装を加速化

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（一部　国土交通省・農林水産省連携事業）

【令和8年度予算額　4,980百万円（4,980百万円）】

環境省

分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による脱炭素技術の開発・実証を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域に根差し、かつ、分野やステークホルダーの垣根を越えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を実施することにより、脱炭素かつ持続可能で強靭な活力ある地域社会を構築する。

2. 事業内容

① 地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証

様々なステークホルダーがイノベーションのパートナーとして参画できるよう、脱炭素化に取り組む地方公共団体や関係省庁との連携により、地域脱炭素化の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を実施する。

② 技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証

CO2削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進展しない脱炭素技術について、開発・実証事業を実施する。

③ スタートアップ企業に対する事業促進支援（スタートアップ枠）

創造的・革新的な脱炭素技術を有する事業者を支援することで、2030年度目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を図る。

併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：補助事業（1/2、定額）・委託事業
- ■委託・補助対象：民間事業者・団体・大学・研究機関等
- ■実施期間：令和4年度～令和10年度※

※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

4. 事業イメージ

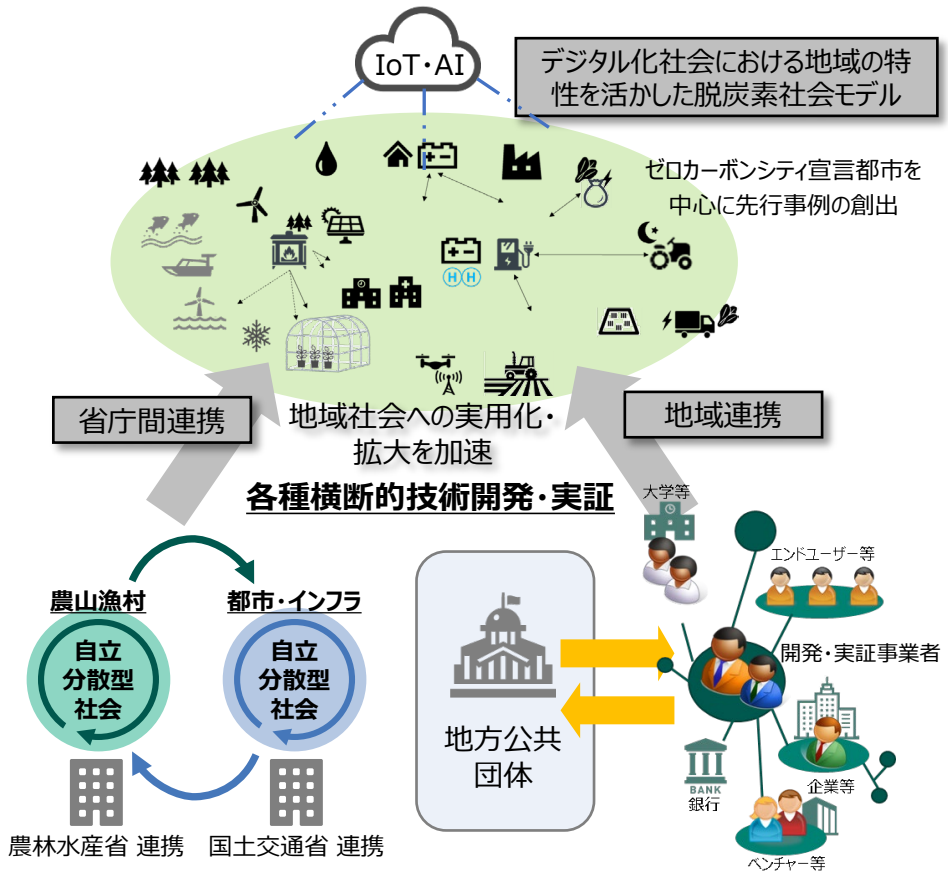

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業

【令和8年度予算額 3,700百万円（3,700百万円）】

環境省

省CO2性能の高い革新的な部材（GaN）や素材（CNF）の社会実装に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、省CO2性能の高い革新的な部材（窒化ガリウム（GaN））や素材（セルロースナノファイバー（CNF））を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援することで、AIやIoTを活用したデジタル化の加速化と産業のエネルギー需給構造転換の両立のための徹底した省エネ化や、地域資源の活用・循環と炭素中立型の経済社会の実現を目指す。

2. 事業内容

省CO2性能の高い革新的な部材・素材であるGaN及びCNFの早期実用化に向けた開発・実証事業を実施する。

（1）GaN活用製品の開発・実証

GaNの種結晶の作製から、ウエハ、デバイス、EV向けインバーター等のGaN技術を適用した各種アプリケーションまでの開発・実証を行う。

（2）CNF製品の市場化支援

CNF複合樹脂等の作製からモビリティ分野、流通分野等への適用までのCNF製品の商用化に向けた開発・実証を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和2年度～令和12年度

4. 事業イメージ

（出典：M. Mitov in Soft Matter 2013, 13, 4176-4206
the original artwork by Mark Harrington, Copyright
University of Canterbury, 1996）

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた環境配慮技術の開発・実証事業（総務省連携事業）

【令和8年度予算額　885百万円（新規）】

環境省

データセンター等のデジタル基盤の省CO2化を実現する環境配慮技術の開発・実証を実施します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、今後、CO2排出量の増加が見込まれるデータセンター等のデジタル基盤の省CO2化に資する環境配慮技術等の開発・実証等を行い、その実用化・社会実装を加速する。

2. 事業内容

産業競争力強化や、地方分散化による災害リスクの軽減、地域の活性化、人口減少対策、環境保全のためにはデジタル化・生成AI活用等の加速が急務であり、今後、データセンター等の需要拡大に伴うCO2排出量の増加が見込まれる。そこで、環境配慮型のデジタル関連技術等の開発・実証等を通じて、その実用化と社会実装を加速する。

1）デジタル基盤の環境配慮技術の開発・実証

データセンター等デジタル基盤の省CO2に資する新しい環境配慮技術（冷却技術・システムや最適化技術等）の開発・実証を行う。

2）デジタル基盤の環境配慮技術の活用方策に関する調査・検討

デジタル基盤の省CO2に資する環境配慮技術・市場等の調査や、ユースケースの検討を実施し、効果的に社会実装に繋げるための方策を検討する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：１）２）委託、１）補助（補助率1/2）
- ■委託・補助対象：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和8年度～令和11年度

4. 事業イメージ

データセンター等のデジタル基盤におけるCO2排出量削減に資する技術の開発・実証を実施し脱炭素化を推進

CO2排出量削減に資するシステム最適化制御技術等の開発・実証

・負荷に基づくシステム最適制御/システム最適化　等

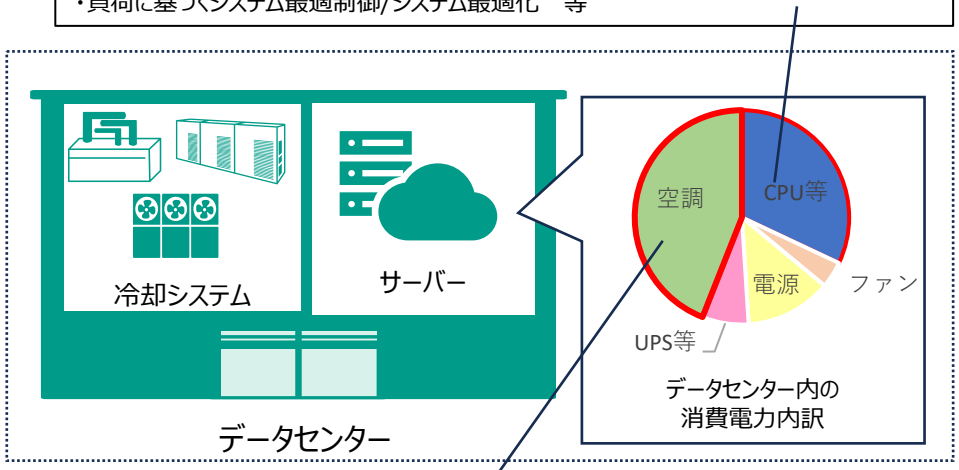

新たな冷却技術の開発/実証によるCO2排出量削減の実現

・高度空調システム
・液浸／液冷
・未利用エネルギーを利用した冷却技術　等

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業（文部科学省連携事業）

【令和8年度予算額 1,900百万円（1,900百万円）】

環境省

脱炭素社会と地域資源循環を実現する革新的な多元素触媒技術の開発とその実証事業を行います。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域資源である廃プラスチックやバイオマス等の活用・循環を可能とする高性能かつ安価で革新的な触媒技術の開発と実証事業を行い、大幅なCO2削減とサーキュラーエコノミーの実現を目指す。

2. 事業内容

① 革新的な触媒の開発と触媒反応の高度化・省エネ化

量子技術イノベーション戦略等を踏まえて、材料創製インフォマティクスにより触媒探索を加速し、革新的な多元素触媒材料を導出する。また、触媒の潜在能力を最大限に引き出す非在来型触媒プロセス等を活用し、触媒反応を高度化・省エネ化する。

② 地域の資源循環に資する触媒技術の実証

①で開発した触媒技術について、以下の系での活用を念頭に、地域の資源循環に資する触媒・プロセスに係る技術実証を行う。

- 農業系バイオマスを活用して有用ガスを製造・利用する循環系
- 廃プラ等をガス化し再度プラスチック製品として利用する循環系
- 上記の循環系に資する水素製造

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体、大学・研究機関等

■実施期間：令和4年度～令和11年度

4. 事業イメージ

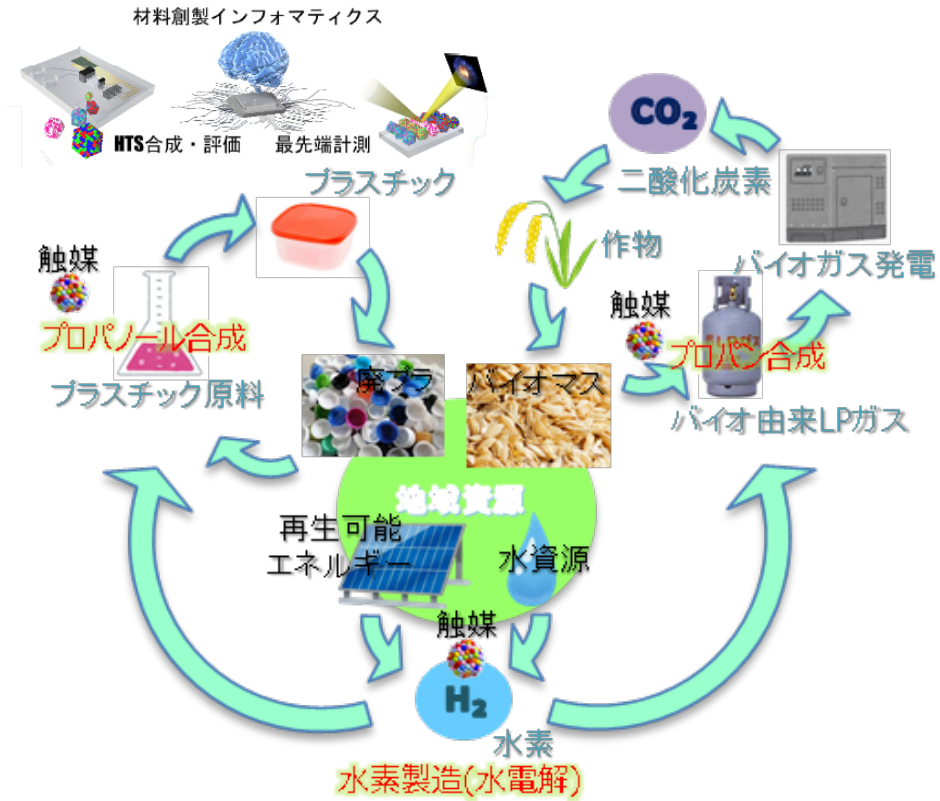

本事業による地域資源循環イメージ

お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570－028－341

エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業

【令和8年度予算額　440百万円（460百万円）】

環境省

実証事業を通じてCO2削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証します。

1. 事業目的

脱炭素価値を創出する社会システム構築を効果的・効率的に推進するため、実証事業を通じてCO2削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証し、その成果を取りまとめる。

2. 事業内容

脱炭素化を実現する新たな社会システム構築するためには、当該システムのCO2削減効果を定量的に把握するとともに、その削減ポテンシャル、事業性等を明らかにしていくことが必要不可欠となる。

このため、脱炭素価値を創出する社会システム構築を効果的・効率的に推進するため、実証事業を通じてCO2削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証し、その成果を取りまとめる。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体等
- ■実施期間：平成25年度～

4. 事業イメージ

【事業スキーム】

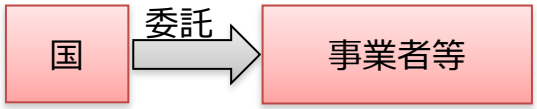

○対策・技術の有効性の検証（実証事業）

①脱炭素型環境技術等の環境負荷把握・削減技術検証事業

②ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術等の評価・実証事業

③デジタル技術を活用した能動的運転管理の最適化検証事業

お問合せ先：　次ページ以降の各事業のお問合せ先のとおり

エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち

①脱炭素型環境技術等の環境負荷把握・削減技術検証事業

【令和8年度予算額　210百万円（110百万円）】

環境省

脱炭素型環境技術等による環境負荷の実態把握及び先進的な対策手法の効果を評価・検証し、対策を検討します。

1. 事業目的

脱炭素型の環境技術を用いた施設や再生可能エネルギー設備から排出される環境負荷の実態の把握・推計を行うとともに、先進的な環境負荷低減手法等の導入効果を評価・検証する。また、地中熱の導入に伴う地盤沈下の状況について把握・検証し、導入促進のための対策を検討する。さらに、持続可能な窒素管理に向けた窒素回収・脱炭素利用技術の調査・検証を行う。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラル実現に向け、バイオマス発電や地熱発電などの再生可能エネルギーの導入拡大が進んでおり、また、持続可能な航空燃料（SAF）や水素・アンモニアの燃料利用など新たな脱炭素型環境技術に加え、地中熱技術についても今後拡大が見込まれる。

これら技術の導入による省エネ・CO2排出抑制効果の検証並びに環境負荷の実態把握・推計及び先進的な環境負荷低減手法の評価・検証のため、以下の事業を行う。

（1）脱炭素型環境技術等を用いた施設からの環境負荷の実態把握調査
（2）先進的な排ガス処理施設等による環境汚染物質排出削減効果の調査・検証
（3）省エネ効果の高い地中熱技術の導入による地盤沈下の調査・検証
（4）持続可能な窒素管理に向けた窒素回収・脱炭素利用技術の調査・検証

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業
■委託先　：民間事業者・団体等
■実施期間：（1）（2）令和6～8年度　（3）令和7～8年度　（4）令和8～10年度

4. 事業イメージ

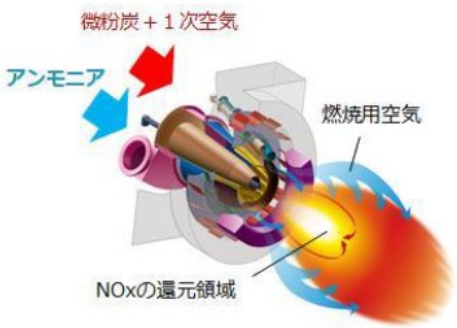

アンモニア混焼

バイオマス発電施設

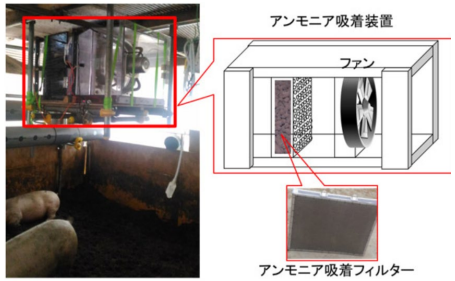

アンモニア回収技術

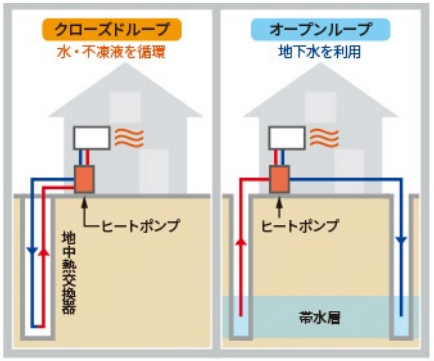

地中熱利用施設

お問合せ先：　環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室　電話：03-5521-8295

エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち

②ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術等の評価・実証事業

【令和8年度予算額　150百万円（150百万円）】

環境省

生態系や景観と調和した再エネ・省エネ技術の実証や生物模倣技術の活用推進に向けた調査分析を実施します。

1. 事業目的

気候変動と生物多様性の損失への一体的な対応が重要視される国際情勢等を踏まえ、再生可能エネルギーの社会的受容を向上させるために必要な技術の確立や、脱炭素社会の構築への新しいアプローチとしての技術シーズの促進を目指し、以下のテーマの調査・技術実証を実施する。

- 自然環境と調和した再エネ導入の加速化のための技術実証を行い、技術ガイドライン等を策定する。
- 生態系サービスの恩恵の一種である自然に学ぶ技術（生物模倣技術/バイオミミクリー）を生かした再エネ/省エネ技術の推進に向けた海外動向や技術シーズの調査等を行う。

2. 事業内容

【調査・技術実証メニュー】

① 告示制定等を見据えた国立・国定公園の施設における景観調和型の適切な再エネ技術の導入の在り方について、実証調査を行う。

② 地域の自然環境や生態系の質の維持・向上に資するような再エネ発電施設の施工方法や施工技術の実証事業を実施し、技術ガイドライン等として成果を発信する。

③ 諸外国で取組が進んでいる、バイオミミクリーの知見をカーボンニュートラル社会の実現に活用するための調査分析や技術実証を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体等

■実施期間：令和6年度～令和8年度

4. 事業イメージ（想定される技術等）

① 国立・国定公園の施設に導入する環境調和型の適切な再エネ技術

⇒再エネの普及にあたり、国立公園等においては景観や周囲の生態系と調和した地域共生型の再エネ技術が必須。

② 自然生態系と調和した再エネ技術（太陽光発電等）

植物の蒸散により温度を下げて、発電効率を上げる等の豊かな生態系と脱炭素の両立が期待される

③ バイオミミクリーを生かした再エネ・省エネ技術

・ストライクの起きづらい風力発電塗料（虫の目の構造に着目）
・風力発電等の超音波検査の液体接触触媒の塗布を省略できるシート（キリギリスの肢構造に着目）

など

お問合せ先：　環境省　自然環境局　自然環境計画課　生物多様性主流化室　電話番号：03-5521-8150
国立公園課　電話番号：03-5521-8278　総務課 国民公園室　電話番号：03-5521-8672

エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち

③デジタル技術を活用した能動的運転管理の最適化検証事業

【令和8年度予算額　80百万円（60百万円）】

環境省

水処理施設の能動的運転管理の制御にAI技術を活用して、エネルギー起源CO2の排出抑制を図ります。

1. 事業目的

地域のニーズに応じて、海域への栄養塩類放出を目的とした排水処理の柔軟な運転管理手法（能動的運転管理等）におけるエネルギー起源CO2排出削減効果等について、デジタル技術（AI制御）を活用した曝気用ブロアの運転管理を行い、処理工程で発生するエネルギー起源の温室効果ガス排出量を最小化する運転管理方法を検証・実証する。

2. 事業内容

下水放流水中の栄養塩類を管理（増加）する能動的な運転管理では、電力消費量の多い曝気用送風機の運転を抑制することから、エネルギー起源CO2排出削減できる。

しかしながら、常に水量や水質が変動する下水処理場では、熟練作業員でも安定した運転管理が難しく、排水基準違反が起きないように安全側での運用を行うため、十分な省エネ効果を発揮することができていない。

このため、過去から蓄積した稼動状況等のデータと、AIによる運転管理技術を組み合わせて運転管理を行えるようにすることで、曝気用ブロアの運転管理を行い、処理工程で発生するエネルギー起源の温室効果ガス排出量を最小化する運転管理方法を検証する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・地方公共団体
- ■実施期間：令和8年度

4. 事業イメージ

〇下水処理場では、過去の設備の稼動状況等のデータが蓄積されており、このデータとAI技術を組み合わせることで、水処理にかかるエネルギーの20%削減が見込まれる。
〇これを全国の水処理に横展開した場合、162万t-CO2の削減効果が期待できる。

曝気ブロワ工程の余剰なエネルギー投入量の削減

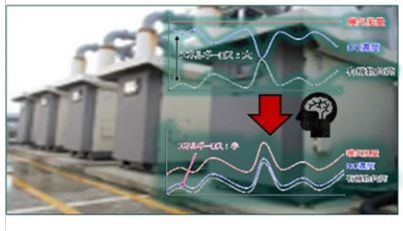

水処理技術
＋AI技術

- 曝気量/凝集剤の最適化
- 装置性能の悪化原因早期予測
- 最適なメンテナンス時期
- トラブルへの対処

横展開によるCO2排出量削減ポテンシャル推定式

2030年の長期エネルギー需要見通し		水処理(上下水道)電力使用量		AIによる削減率	
10,920億kWh（省エネ前）	×	2.0%	×	20%	＝43.68億kWh ≒162万t-CO2※

出典：経済産業省 長期エネルギー需給見通し 令和3年10月

出典：水道技術研究センター、日本下水道事業団、豊貞等「水由来CO2排出係数の推定」

※2030年度目標の原単位0.37kg-CO2/kWhを使用

お問合せ先：　環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室　電話：03-5521-8314

温室効果ガス関連情報基盤整備事業

【令和8年度予算額　577百万円（686百万円）】

環境省

地球温暖化対策推進法を確実運用するため、必要な調査を実施するとともに、関連制度等の運営を行います。

1. 事業目的

① 事業者が講ずべき排出削減等対策に関して、必要な指針（排出削減等指針）を公表する。
② 温室効果ガスの排出者が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告するための基盤を整備・運用する。
③ 成長志向型カーボンプライシングの制度設計及び円滑な運営に資するよう、必要な文献調査・定量分析等を実施する。
④ J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進し、 CO2排出削減と地域経済循環を促進する。

2. 事業内容

（1）温室効果ガス排出削減等指針案策定調査事業

地球温暖化対策推進法（温対法）に基づく指針の見直し・拡充に向けて、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクトを網羅的に調査・整理するとともに、指針及びその関連情報の活用方策について検討等を行う。

（2）温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業

温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の確実な運用と、事業者の更なる自主的取組促進に向けて同制度における算定や公表方法等の見直しを行う。

（3）カーボンプライシング調査事業

「成長志向型カーボンプライシング」について、具体的な制度設計や円滑な運営を進めていく必要があるところ、諸外国の制度に関する事例調査や、既存のカーボンプライシング及び今後導入される施策の政策効果等に関する文献調査・定量分析等を行う。

（4）J-クレジット制度運営・促進事業

J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進することで、CO2排出削減を行う事業・活動を促進。また、民間事業者等がクレジットを活用することで、クレジットを創出する地域への資金還流を促進する。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業
■委託先　：民間事業者・団体等
■実施期間：平成16年度～

4. 事業イメージ

温室効果ガス排出削減等指針案策定調査業務

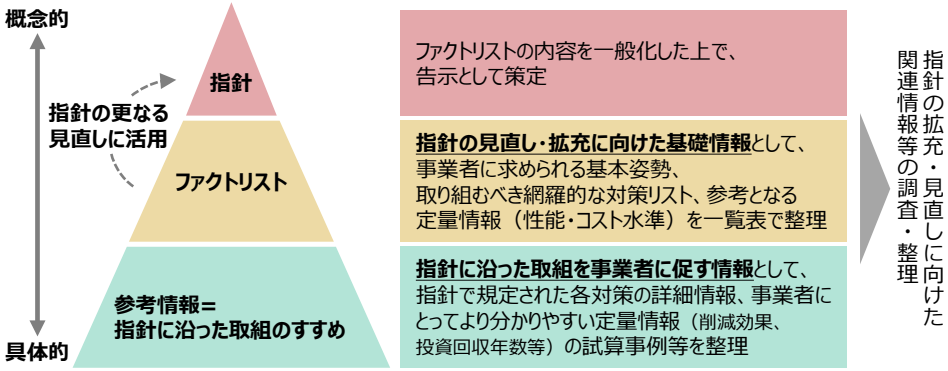

J-クレジット制度運営・促進事業

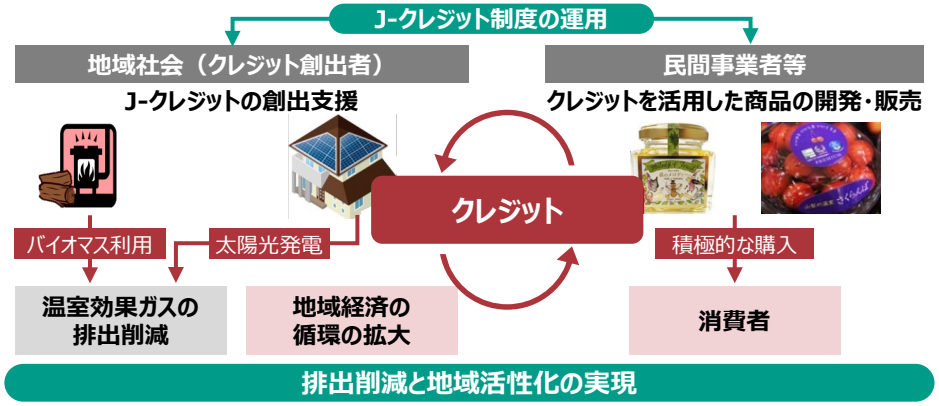

お問合せ先：（1）地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341
（2）地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室　電話：03-6205-8277　（3），（4）大臣官房環境経済課市場メカニズム室　電話：03-5521-8324

2050年ネット・ゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費

【令和8年度予算額　（一般分）　32百万円（32百万円）　（特会分）1,150百万円（1,150百万円）】

環境省

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、地球温暖化対策の取組の強化・目標の前進を図ります。

1. 事業目的

- パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略及び令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、地球温暖化対策の取組を着実に推進する。
- パリ協定及び国連気候変動枠組条約を確実に履行し、精度の高い国内対策推進の基礎情報を整備する。
- 次期地球温暖化対策計画の改定・NDCの策定に向けた検討、対策・施策のフォローアップ等を進めることで、我が国の地球温暖化対策の取組の見直し・強化・具体化を図り、目標の実現を目指す。

2. 事業内容

（1）温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備

パリ協定及び国連気候変動枠組条約を履行するため、温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）や隔年透明性報告書（BTR）等を作成・報告し、審査対応を行う。また、温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等の改善を行う。

（2）2050年ネット・ゼロの実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査

令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、中長期の温室効果ガス削減に向けて、次期地球温暖化対策計画の改定・NDCの策定に向けた検討、対策・施策のフォローアップ等を進めることで、我が国の地球温暖化対策の取組の見直し・強化・具体化を図り、目標の実現を目指す。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：（1）平成16年度～、（2）平成29年度～令和9年度

4. 事業イメージ

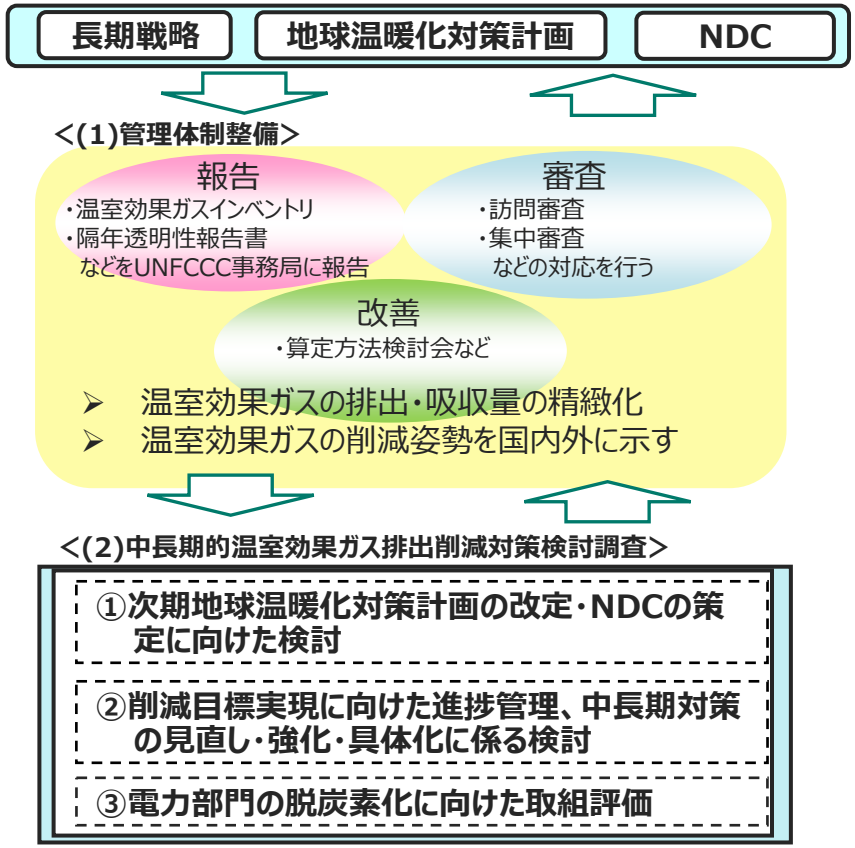

お問合せ先：　環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室　電話：03-5521-8244　　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課　電話：03-5521-8249

2050年ネット・ゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費のうち、（1）温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費

環境省

我が国の温室効果ガス排出・吸収量を算定し、精度の高い国内対策推進の基礎情報を整備します。

1. 事業目的

- 温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）及び隔年透明性報告書（BTR）等を作成・報告し、パリ協定及び国連気候変動枠組条約を確実に履行する。
- 国際的な透明性の強化を図るとともに、精度の高い国内対策推進の基礎情報を整備する。

2. 事業内容

国内対策の基盤となる温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）、国内の対策・施策の状況等を説明した隔年透明性報告書（BTR）及び国別報告書（NC）は、パリ協定や国連気候変動枠組条約に基づき報告が求められており、報告後は国際的評価・審査を受けることとされている。

また、温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等は、審査結果等も踏まえ、可能な限り我が国の実態に即した排出・吸収量となるよう精緻化する必要がある。

これら条約及び協定を履行するとともに、国際的な透明性の強化を図りつつ、精度の高い国内対策推進の基礎情報を整備するため、以下のような業務を実施する。

①インベントリ及びBTR等の作成・報告
②報告したインベントリ及びBTR等に対する審査対応
③温室効果ガス排出・吸収量算定方法等の改善

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：平成16年度～

4. 事業イメージ

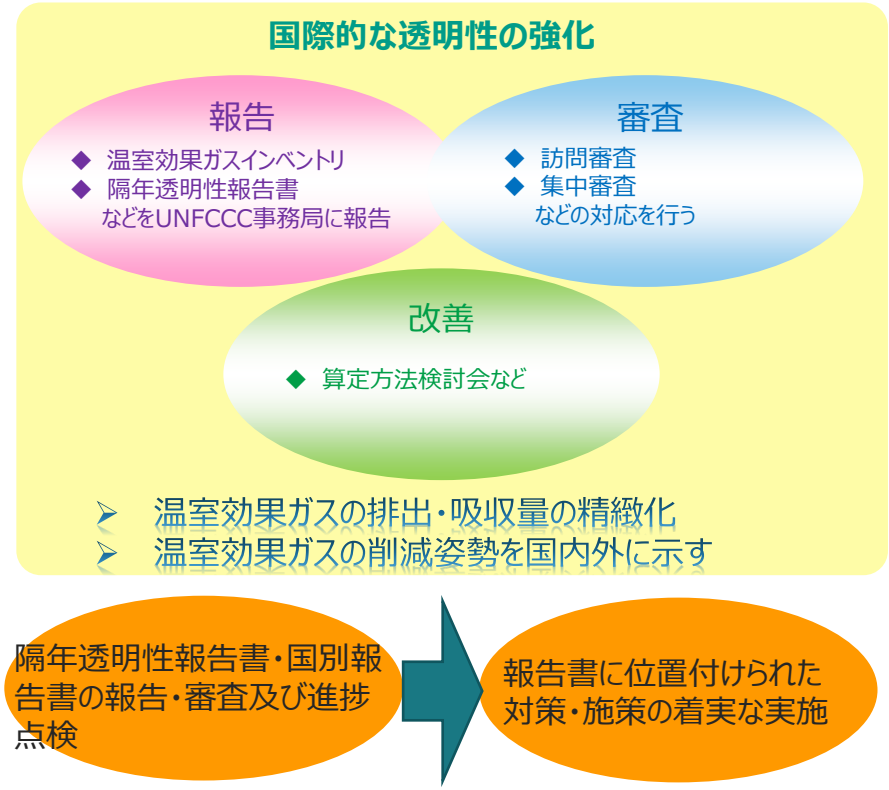

お問合せ先：　環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室　電話：03-5521-8244

2050年ネット・ゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費のうち、（2）2050年ネット・ゼロの実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費

環境省

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、地球温暖化対策の取組強化・目標の前進を図ります。

1. 事業目的

- パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略及び令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、地球温暖化対策の取組を着実に推進する。
- 次期地球温暖化対策計画の改定・NDCの策定に向けた検討、対策・施策のフォローアップを進めることで、我が国の地球温暖化対策の取組の見直し・強化・具体化を図り、目標の実現を目指す。

2. 事業内容

令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、中長期の温室効果ガス削減に向けて、次期地球温暖化対策計画の改定・NDCの策定に向けた検討、対策・施策のフォローアップ等を進める。これにより、我が国の地球温暖化対策の取組の見直し・強化・具体化を図り、目標の実現を目指すため、以下のような事業を推進する。

①次期地球温暖化対策計画の改定・NDCの策定に向けた検討を実施。

②削減目標実現に向けた進捗管理、中長期対策の見直し・強化・具体化に係る検討を実施。

③電力部門の脱炭素化に向けた対策状況の評価、改善策等の検討を実施。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体

■実施期間：平成29年度～令和9年度

4. 事業イメージ

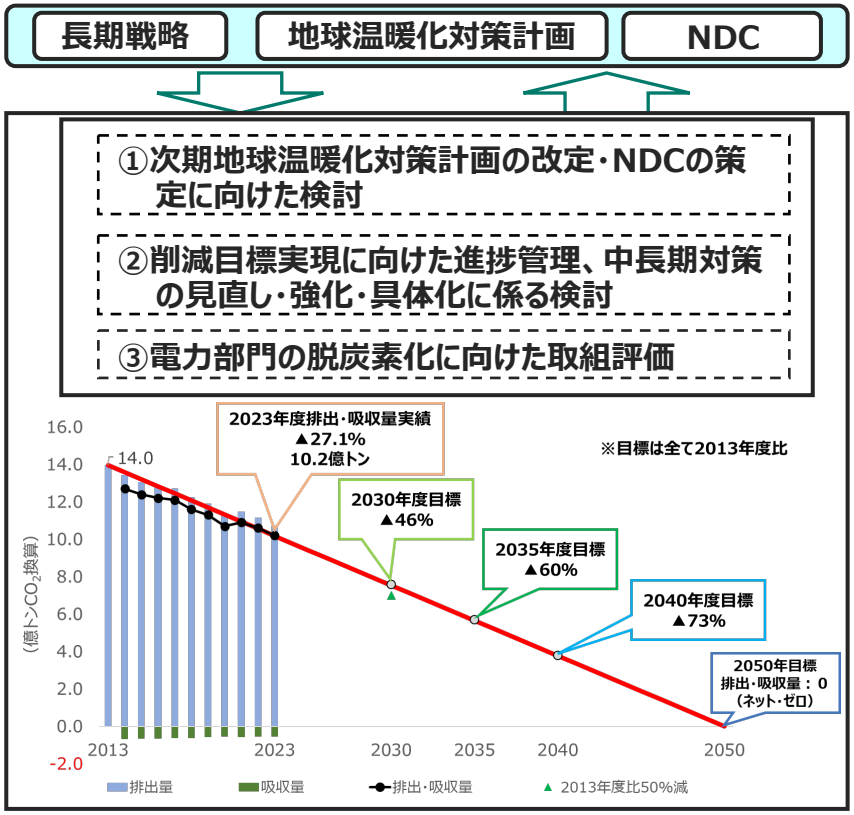

お問合せ先：　環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室　電話：03-5521-8244　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課　電話：03-5521-8249

家庭部門のCO2排出実態統計調査事業

【令和8年度予算額　200百万円（200百万円）】

環境省

家庭のCO2排出実態等に関する統計調査を実施し、地球温暖化対策の新規立案及びPDCA等に活用します。

1. 事業目的

家庭構成や住居環境などの属性情報が紐づく家庭におけるエネルギー消費動向・ CO2排出量等を把握するための調査及び追加分析を実施し、その結果を地球温暖化対策計画の目標における家庭部門のCO2排出量の削減に資する地球温暖化対策の企画・立案等に活用する。また、そのような施策の進捗評価に役立てる。

2. 事業内容

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、家庭部門においても効果的な対策の実施が課題となっている。一方で、施策効果の見える化・評価につながる家庭の構成や属性などに紐付いた継続的な家庭におけるエネルギー消費動向をとりまとめたデータがこれまで存在していなかった。

本事業では、施策効果の見える化や評価につなげることができる家庭のCO2排出実態等に関する統計調査（統計法に基づく政府の一般統計調査）を実施し、広く活用できるよう地域差や属性別等の分析を行い、公表する。なお、本業務は「準備」「実施」「集計」「追加分析」業務の4年1周期の調査業務となる。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体
- ■実施期間：平成25年度～

4. 事業イメージ

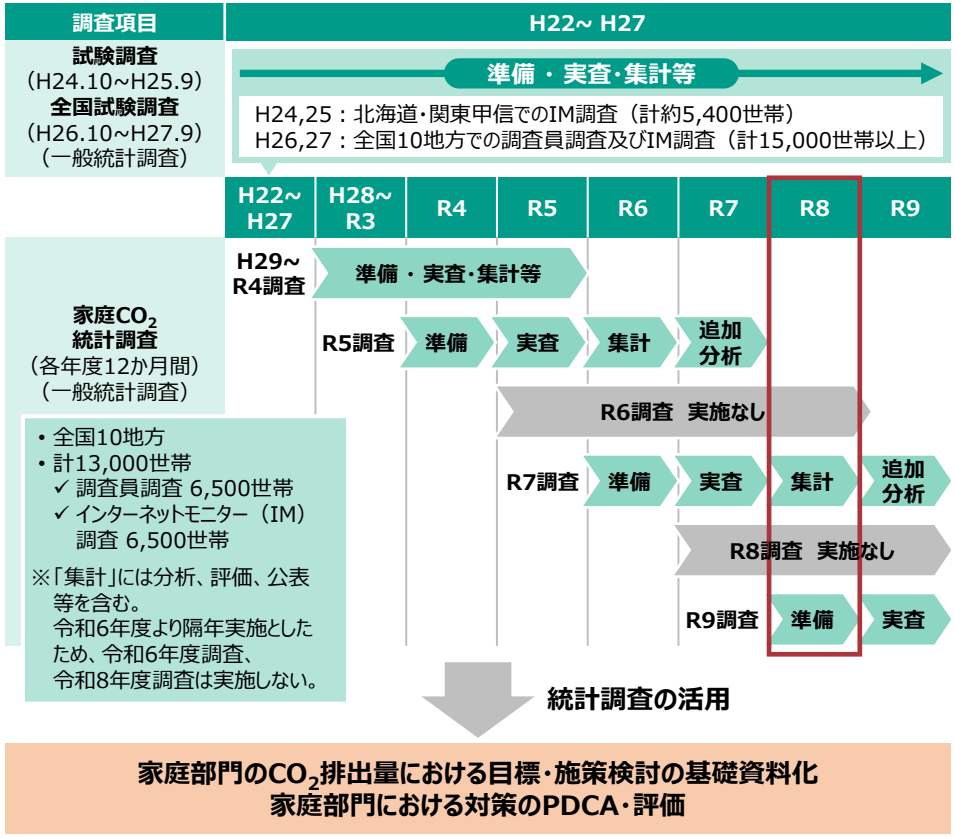

お問合せ先：環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室　電話：03-5521-8244
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室　電話：03-5521-8341

脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和8年度予算額　380百万円（380百万円）】

環境省の実施する脱炭素社会の実現に向けた施策や事業の成果、進捗状況を分かりやすく情報発信します。

1. 事業目的

事業者・地方公共団体・諸外国政府・メディア等を対象とし、脱炭素社会の実現に関する情報を発信することで、
① 各々が脱炭素社会の実現意欲を持つきっかけとなり、自主的な取組につなげる
② 環境省が実施する様々な取組・施策・JCM等の制度、日本の技術・製品等の認知向上・理解促進を図る

2. 事業内容

温室効果ガス排出量の削減に向け、事業者・地方公共団体・関係団体等の地球温暖化対策への取組を促進させるため、以下の事業を実施します。

①脱炭素社会の実現に向けた取組を促進する情報コンテンツの制作

各主体の取組意欲を向上させるため、脱炭素化に向けた施策、取組事例、先進的技術等に関して、ターゲット層に応じた情報コンテンツを制作します。

②脱炭素化に関連する情報の効果的な発信等

必要な情報にタイムリーかつ容易にアクセスでき、各主体の行動変容を促せるよう、工夫を凝らして魅力的な発信を行います。

③日本の先進技術や対策情報等の途上国等海外への発信

国際会議におけるパビリオンの設置等により、脱炭素社会実現に向けた日本の取組・施策・JCM等の制度や技術について発信します。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業
■委託先　：民間事業者・団体
■実施期間：平成30年度～

4. 事業イメージ

- 脱炭素社会実現に関する情報を、ポータルサイト、検索コンテンツ搭載のページで情報発信

↑ 事例紹介、検索コンテンツを搭載

↑ 脱炭素関連情報の入口となるサイト

- 国際会議でのパビリオン等における海外向け情報発信（COP29ジャパン・パビリオンの様子）

お問合せ先：　環境省地球環境局 ①②地球温暖化対策課　電話：03-5521-8249　③国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室　電話：03-5521-8248

事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業

【令和8年度予算額　2,419百万円（2,421百万円）】

環境省

環境省エネルギー対策特別会計予算事業のマネジメント・サイクル体制を確立し、より効果的な事業を推進します。

1. 事業目的

環境省のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定予算事業（設備導入補助、委託事業、技術開発・実証事業等）のマネジメント・サイクル体制を確立することで、事業計画立案、事業実施、事業評価検証等の高度化、効率化及び効果の最大化を図る。

2. 事業内容

エネルギー対策特別会計を活用した環境省のエネルギー需給勘定予算事業について、その実績も積み上がってきたことから、社会情勢の変化や技術革新の進展に応じ、より効果的・効率的な事業の実施に向けて実績や成果を踏まえた事業単位の改善方策の立案に重点をシフトしていく必要がある。また、事業単位の改善に加えて、横断的に成果を取りまとめ、日本全体の脱炭素社会構築に向けた動きを加速化させていく必要がある。

このため、エネルギー対策特別会計を活用した環境省のエネルギー需給勘定予算事業について、事業効果の把握・検証・成果集約を行う。また、そうした事業成果のとりまとめを踏まえ、事業効果算定ガイドブック等の更新を行うほか、技術・社会動向を踏まえた改善・立案の実施、重点施策の検討を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和2年度～

4. 事業イメージ

成果の取りまとめを踏まえた事業立案・戦略検討
（4）事業効果算定ガイドブック等の更新事業
（5）技術・社会動向を踏まえた改善・立案事業
（6）脱炭素社会の着実な実現に向けた重点施策検討事業

事業効果の把握・検証・成果集約
（1）補助事業等実施後のCO2削減実績の把握・検証等事業
（2）地球温暖化対策事業監理等事業
（3）横断的分析・社会実装促進事業

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課　電話：03-6457-9099

温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業

【令和８年度予算額　2,201百万円（2,178百万円）】

環境省

衛星等による人為起源温室効果ガス排出源の特定及び排出量推計精度の向上を目指します。

1. 事業目的

① 全球の温室効果ガス（GHG）の排出・吸収を、網羅的かつ高精度の観測データに基づき推計・評価するため、GOSATシリーズのたゆまぬ運用改善により、世界的GHG観測体制の一角を担うことで、気候科学の発展に貢献する。

② 観測に基づきGHG排出量を推計する手法を開発・改善し、パリ協定に基づき各国が算出する報告値や統計データからの推計値と比較検証することで、世界及び我が国の気候変動対策の進捗確認に活用する。

2. 事業内容

① GOSAT-2及びGOSAT-GW衛星観測システムの運用

GOSAT-2及びGOSAT-GWの衛星観測システム及び利用研究設備を利用して、これら衛星の軌道上運用、健全性の確認、捕捉・追尾、観測センサの校正、観測データの受信・処理、作成されたプロダクトの品質管理等を宇宙基本計画及び工程表に基づき着実に実施する。

② GHG濃度算出と人為起源排出量の推計と検証

GOSATシリーズ等の観測データを用いて、各国が公表するGHG排出インベントリとの比較・評価を実施する。また、GOSAT-GWのミッション要求に従ったプロダクトの検証を進める。そのために下記の事項を実施する。

（1）GHG排出量推計の入力となるGHG濃度の算出アルゴリズムの高度化
（2）GHG濃度の検証、適正な品質管理のための地上・船舶・航空機観測体制の強化
（3）GOSATシリーズ等データを用いた人為起源排出源におけるGHG排出量推計精度の向上

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業
■委託先　：民間事業者・団体等
■実施期間：平成26年度～

4. 事業イメージ

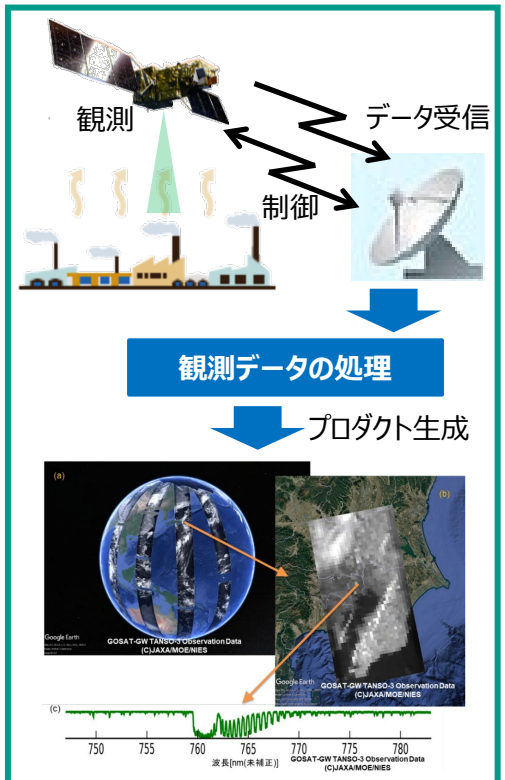

GOSAT-2及びGOSAT-GW
衛星観測システムの運用

GHG濃度算出と人為起源
排出量の推計と検証

Image courtesy of JAXA and NIES

お問合せ先：　環境省 地球環境局 総務課 気候変動観測研究戦略室　電話：03-5521-8247

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業

【令和8年度予算額　13,874百万円（14,257百万円）】

環境省

JCMを通じた脱炭素技術の導入等により、脱炭素社会への実現を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標等を踏まえ、JCMをCOP26で決定したパリ協定6条ルールに沿って実施し、我が国のNDC（温室効果ガス（GHG）の2030年度排出削減目標（2013年度比▲46%））達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

2. 事業内容

「地球温暖化対策計画」等のJCM関係目標達成のため、JCMの構築・実施を通じて、我が国のNDC達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化を推進。

- **資金支援事業（設備補助事業等・ADB拠出）**
  一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴う脱炭素技術・製品について、資金支援等を通じて普及を促進しつつ、排出削減への日本の貢献を定量的に評価し、獲得したクレジットを我が国のNDC達成に活用する。
- **運営等推進事業**
  民間JCMを含む効果的・効率的なJCMの実施には、適切な案件形成、制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が不可欠。改正温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を中心に、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催や、MRV実施や新JCM登録簿開発・運営など信頼性の高いJCMの制度の効率的な運営を行う。また、環境インフラ海外展開戦略を踏まえ、新規JCMプロジェクト形成を目指した魅力ある街づくりの海外展開に向けた検討を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（補助率：1/2以内、2/3以内）、拠出金、委託事業
- ■補助対象、拠出先、委託先：補助・委託：民間事業者・団体等、拠出：アジア開発銀行信託基金
- ■実施期間：平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造

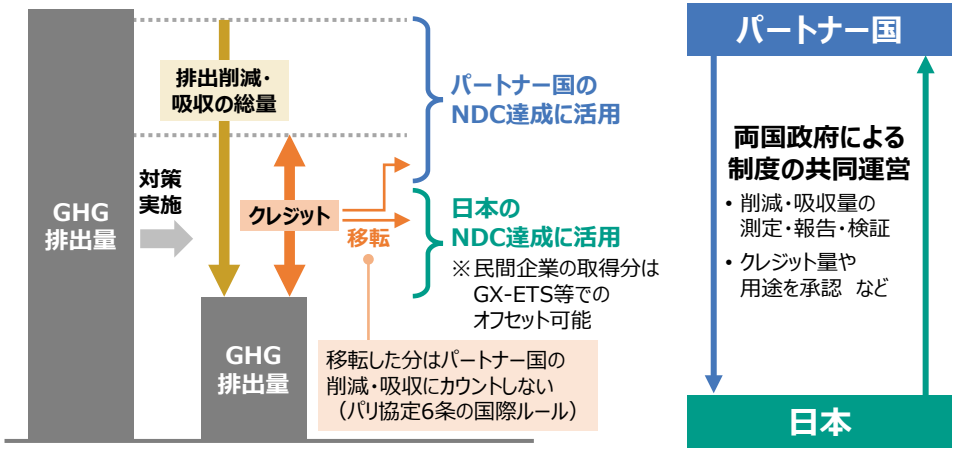

※1　GHG:Greenhouse　Gas

- パートナー国への脱炭素技術の導入等を通じ、パートナー国のNDC達成及び持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収によって日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に貢献。
- パリ協定第6条に沿って実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

お問合せ先：　環境省 地球環境局　国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室　電話：03-5521-8246
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、

（1）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（設備補助事業等）

環境省

JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進します。

1. 事業目的

①「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」等に基づき、脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

② JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクト化を後押し。

2. 事業内容

① JCM設備補助事業

令和4年以降増加している新規JCMパートナー国を含め、JCMパートナー国に脱炭素設備等を導入するJCMプロジェクトに対する資金支援等により、「地球温暖化対策計画」に基づく2030年度までの累積１億トン、2040年度までの累積2億t-CO2程度削減量・吸収量の確保目標の達成を実現し、我が国のNDC達成に活用するとともに、パートナー国の脱炭素社会への移行等に貢献。

② 水素等新技術導入事業

JCMの対象技術の拡大及び持続可能な発展のため、JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施。
（令和8年度は継続案件のみ）

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（補助率: ①1/2以内、②2/3以内）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体等
- ■実施期間：①平成25年度～令和12年度、②令和5年度～令和8年度

4. 事業イメージ

執行団体

①設備補助事業：1/2を上限として初期コストの補助
（補助率低減等によりコスト低減及び自立的普及を促進）

②水素等新技術導入事業：2/3を上限とした補助（JCMを通じたプロジェクト化実績のない脱炭素技術の導入を促進）

国際コンソーシアム
（日本法人・外国法人で構成）

JCMプロジェクト

GHG削減量の特定
クレジットの発行

投資・事業化

MRV

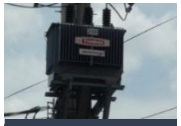
高効率変圧器

高効率冷凍機

太陽光発電

廃棄物発電

「地球温暖化対策計画」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のJCM関係目標（累積1億トン削減量）の達成

お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 電話：03-5521-8246

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、

（2）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出）

環境省

脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により、アジア諸国の脱炭素社会への移行を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。
ADBを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を支援。アジア諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

2. 事業内容

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度,2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをADBの信託基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：拠出金
- ■拠出先　：アジア開発銀行信託基金
- ■実施期間：平成26年度～令和12年度

4. 具体的なイメージ

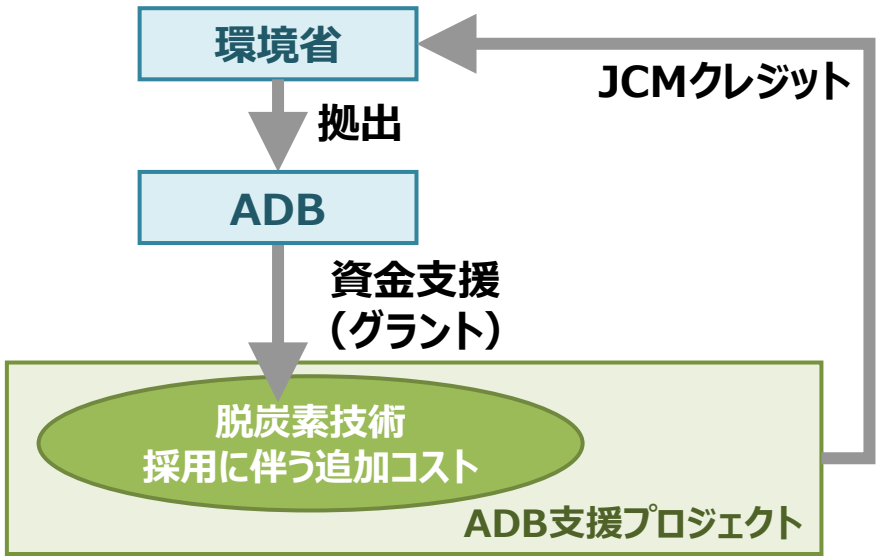

※クレジットは、プロジェクト実施国と資金貢献の割合に応じて分配
※ADBが融資するプロジェクトの一部費用に対して資金支援を実施

お問合せ先：　環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室　電話：03-5521-8248

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、

（3）JCMプロジェクト運営等推進事業

環境省

信頼性の高いJCM制度の運営に向けて、必要なプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）等を実施します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画」等に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保に向けて民間JCMを含めたJCMプロジェクトからのクレジットの着実な発行が不可欠。改正地球温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を中心に、民間JCMを含むJCMプロジェクト実施によるCO2排出削減量の特定及びクレジット化のMRV（測定・報告・検証）、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催、登録簿開発・運営等により、費用対効果の優れたプロジェクトを推進し、効果的・効率的な目標達成を促進する。

2. 事業内容

- JCMパートナー国の増加や民間JCMによるJCMプロジェクトの増加を見据えた効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、費用対効果の優れたプロジェクトの発掘、信頼性確保に重要なMRVの促進等が重要。本事業ではそのための基盤的業務を実施する。
- 具体的には、指定法人制度を中心に、JCMの実施に必要な制度構築やパートナー国との合同委員会開催のための事務局の運営や各JCMプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）、新JCM登録簿システムの開発・運営やJCMクレジット取引市場の整備等を効率的に実施するほか、JCM活用の課題抽出及び対応策の検討、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行う。
- また、改訂された環境インフラ海外展開戦略を踏まえて、二国間クレジット制度（JCM）における新たなプロジェクト形成の観点から、日本が強みを有する公共交通機関を軸に据えた魅力ある緑の街の海外展開に向けた検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体等

■実施期間：平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ

JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘

【合同委員会の開催】

【JCMプロジェクトサイクル】

PIN※1の提出 → 異議の有無の確認 → 提案方法論の提出 → 提案された方法論の承認 → PDD ※2の作成 → 妥当性確認 → 登録 → モニタリング → 検証 → クレジット発行

※1 PIN(Project Idea Note):クレジット配分を含むJCMプロジェクトとしての事業概要資料
※2 PDD(Project Design Document):排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書

お問合せ先：　環境省 地球環境局　国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室　電話：03-5521-8246
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業

【令和8年度予算額　1,395百万円（1,305百万円）】

環境省

アジアを中心とした途上国の脱炭素化のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施します。

1. 事業目的

GX推進戦略に地域・くらしの国際戦略として都市間連携、JCMパートナー国の更なる拡大や実施体制強化が位置づけられた。
「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現等に貢献するため、途上国等における法制度整備、案件形成、事業資金支援等包括的に支援し、「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標へ貢献する。

2. 事業内容

（1）長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援
途上国・新興国において、長期戦略の策定及びそれに伴う国家温室効果ガス（GHG）インベントリの整備、PaSTIを通じた民間セクターでのGHG排出量把握・情報開示等の透明性向上の推進を支援し、我が国の優れた脱炭素技術等の普及する。

（2）市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業
二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解醸成と実施促進の国際支援を実施する。

（3）脱炭素都市間連携推進等事業
日本の自治体と民間企業が連携し、パートナー都市において脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行うほか、案件形成支援を行う。また日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例等を共有し、日本の先行的な取組を世界に展開する。

（4）資源循環分野の脱炭素化促進事業
資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国が抱える環境問題の解決とJCMを通じたCO2排出削減の促進を図る。

（5）シナジー型JCM創出事業
脱炭素だけではなく、大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。

（6）脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進
アジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を「ASEAN-日本 GSTレポート」として取りまとめ、COP33のGSTの成果に反映し、国際的に位置づけることにより各国NDCに反映させ、日本の技術の世界全体への導入を促進する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）
- ■委託先・補助対象：民間事業者・団体等
- ■実施期間：（1）（4）平成29年度～令和12年度　（2）令和5年度～令和12年度　（3）平成26年度～令和12年度
（5）令和7年度～令和9年度　（6）令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」

I. 長期戦略策定及びGHG排出量の透明性向上支援
(1)脱炭素移行に関する長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業
(6)脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進

II. 事業環境整備・案件形成支援
(2)市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業

III. 事業資金支援
※JCM促進事業にて対応

（３）脱炭素都市間連携推進等事業

IV. CO2排出削減と他の環境課題の同時解決支援
（４）資源循環分野の脱炭素化促進事業
（５）シナジー型JCM創出事業

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室　電話：03-5521-8248
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室、地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室、環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室、水・大気環境局 環境管理課/国際協力推進チーム

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、
（1）脱炭素移行に関する長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業

環境省

途上国・新興国における、パリ協定に基づく長期戦略の策定及びGHG排出量の透明性向上を支援します。

1. 事業目的

パリ協定の目標達成には、各国が長期戦略で1.5℃目標に向けた道筋を示し、国や事業者のGHG排出状況を把握しながら排出削減を推進する必要がある。また、サプライチェーン全体にわたるGHG排出の可視化は、アジアゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合でも求められているところ。
本事業では、JCMによる脱炭素技術等の導入促進の基盤となる、途上国及び新興国における①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行の道筋に関する長期戦略等の策定及び②国や企業のGHG排出量の透明性向上を支援する。

2. 事業内容

今後の温室効果ガス排出量の増加が予測される東南アジア諸国等が脱炭素社会へ移行できるよう、制度基盤を形成するための脱炭素政策形成支援を実施する。

① 脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行に関する長期戦略等の策定支援

温室効果ガス排出削減対策技術の導入や政策オプションによる削減効果を科学的に評価するAIMモデルを活用して長期戦略やNDCの策定を支援する。これにより、東南アジア諸国等の脱炭素政策導入や案件形成につなげる。

② 国や企業のGHG排出量の透明性向上支援

我が国に強みのある、事業者単位での報告制度の実績を活かし、途上国において企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築を支援する。本制度により企業の温室効果ガス排出量削減を促す。また、各国のインベントリ・隔年透明性報告書（BTR）の作成を支援し、東南アジア諸国等のGHG排出削減の着実な実施を進めていく。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体等
- ■実施期間：平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ

脱炭素移行型の途上国支援のフロー

政策対話	長期戦略策定、透明性向上等支援	案件形成支援	事業資金支援	排出削減
各国の実情把握と働きかけ	各国の事情を反映した制度支援	実現可能性調査や実証事業の実施	JCM等によるファイナンス	

① 長期戦略やNDCの策定支援
② 国や企業のGHG排出量の透明性向上支援

お問合せ先：　環境省 地球環境局 国際連携課 気候変動国際交渉室　電話：03-5521-8330

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、

（2）市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業

環境省

二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解醸成と実施促進の国際支援

1. 事業目的

- 二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム） 実施に向け、実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を行う、「パリ協定6条実施パートナーシップ」の運営を行う事業。当該パートナーシップはCOP27にて日本主導により立ち上げ、2023年G7札幌会合を契機に「同パートナーシップセンター」を設立。パートナーシップには、現在86の国・200以上の機関が参加（2025年3月時点）。
- センターの活動を通じJCMがより拡大・促進できる環境を醸成し、国が決定する貢献（NDC）達成へ貢献する※。

※ 2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の排出削減・吸収量の確保（温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定））

2. 事業内容

本事業では、パリ協定6条の完全運用化が2024年11月に合意されたことも踏まえ、国連気候変動枠組条約事務局や世界銀行等と更に連携し、「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」が下記の活動を行う。

- JCMパートナー国を含む各国の6条実施体制構築及び手続実施支援
  （6条戦略策定、政府承認、報告、クレジット管理等）
- パリ協定6条の理解醸成活動
- パートナーシップの運営　等

これらの実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を踏まえ、JCMをはじめとするパリ協定6条の取組への理解醸成を図り、支援国にとっても国際協力を活用した排出削減の取組が加速されるような手続整備支援を行うことも含め、世界的な排出削減を進める。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体等

■実施期間：令和5年度～令和12年度

4. 事業イメージ

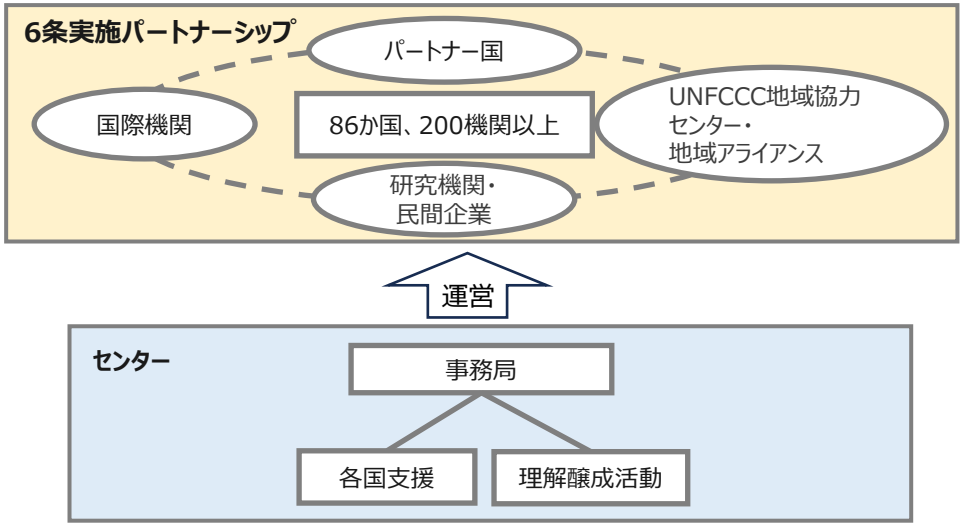

お問合せ先：　環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室　電話：03-5521-8246

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、

（3）脱炭素都市間連携推進等事業

環境省

途上国・新興国の都市の脱炭素化を促進し、国内の「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げます。

1. 事業目的

脱炭素社会実現のためには、様々なセクターを統合し、地域の経済・特性に応じた計画立案・対策を実施可能な都市の取組促進が必要不可欠。G7札幌コミュニケには、G7として、国際的な都市間連携及び知識共有の促進等を通じ、地方政府と緊密に協働していく旨が明記された。途上国・新興国の脱炭素移行促進の一環として、国内で創出に取り組む「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げ、脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクトの創出につなげる。

2. 事業内容

脱炭素都市間連携事業

日本の自治体が脱炭素社会形成に関する技術、経験、ノウハウ等を活用して、民間企業等と連携し、脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行う。これを通じ、JCM資金支援事業を活用した公共施設・工業団地等における再エネ・省エネ設備等の導入に貢献する。これを通じ、日本の自治体が脱炭素化に向けたパートナー都市の野心向上と政策実行を後押しし、国際的な脱炭素ドミノの輪を広げていく。

国際セミナーにおける発信

脱炭素社会実現のための都市間連携セミナーなど国内外におけるイベント開催等を通じて、日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例、都市間連携の成果事例を共有し、都市間連携等を一層促進する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体等
- ■実施期間：平成26年度～令和12年度

4. 事業イメージ

脱炭素社会実現のための
都市間連携セミナー2025

MoU締結式（沖縄県浦添市・
パラオアイライ州）

高効率ポンプ
（ベトナム）

調光調色型高効率LED
照明（ベトナム）

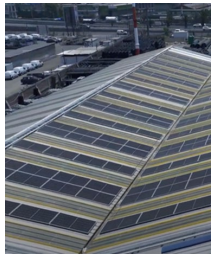

屋根置き太陽光
（チリ）

お問合せ先：　環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室　電話：03-5521-8246

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、

（4）資源循環分野の脱炭素化促進事業

環境省

循環経済への移行によって、途上国・新興国の資源循環分野の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

生産・廃棄段階のCO2排出を削減するためには、世界全体で循環経済移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国におけるJCMを通じたCO2排出削減を促進する。

2. 事業内容

① PPPスキームの適正化に向けた各種ガイダンス整備（委託）

廃棄物発電事業の入札条件・ルールを適正化するため、国際機関と連携して作成する廃棄物発電のPPPツールキットを用いて、東南アジア各国の実情に応じたガイダンスを整備する。また、各国政府と協力し、作成したガイダンスをベースに実際の事業の入札に適用し、入札環境を改善する。

② 廃棄物インフラ案件の形成に向けた発注支援（委託）

PPPスキームを活用した廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注・契約に関する助言や、準備段階の実現可能性調査の支援等を実施する。

③ 廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理インフラを海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：①、②委託事業　③間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）
- ■委託先・補助対象：民間事業者・団体等
- ■実施期間：平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ

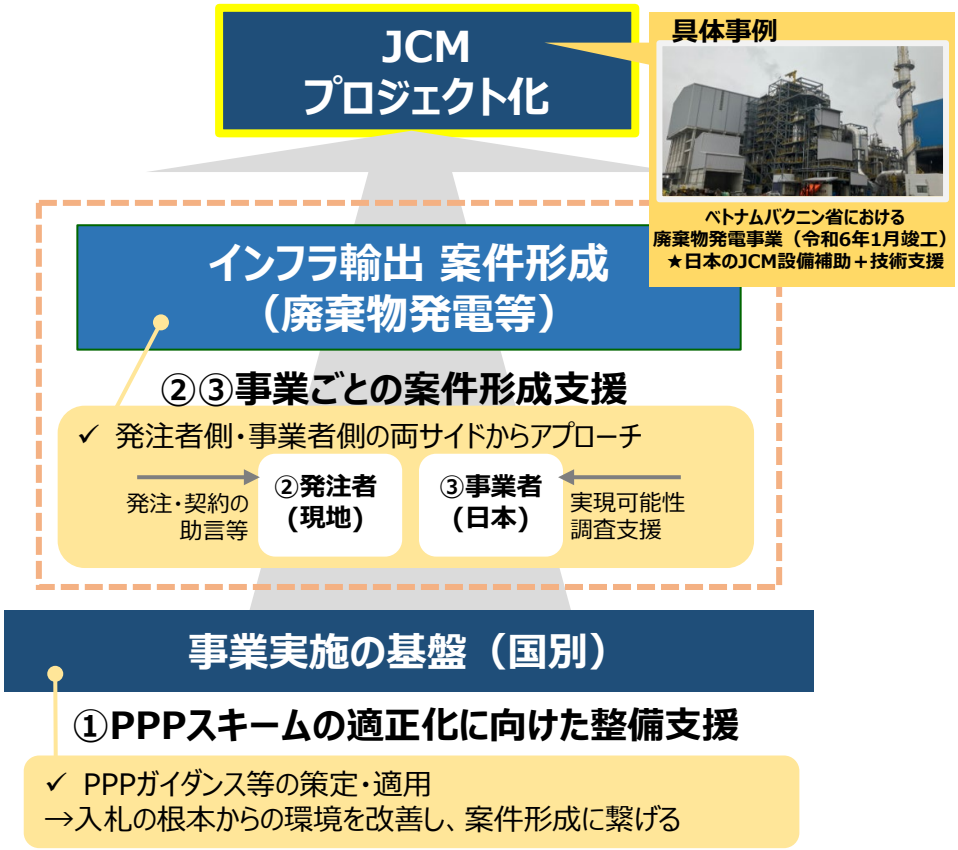

お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室　電話：03-5521-8336

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、

（5）シナジー型JCM創出事業

環境省

JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現します。

1. 事業目的

脱炭素だけではなく、大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。その事業の実現に向けて、JCMパートナー国での実現可能性調査及び技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトの実現につなげる。また、本事業で得られたシナジー型プロジェクトの知見はJCM全体の進め方の改善に活用する。

2. 事業内容

2024年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、 冷媒の選択、特に漏洩防止や廃棄時の管理等のフロンのライフサイクル管理などが求められた。また、経済発展や人口増加・都市化が著しい発展途上国においては大気汚染等の問題も目下喫緊の課題となっており、これらの環境問題等を解決するとともに、脱炭素社会への道筋をつけることで気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及が重要である。

これらの課題を解決するため、本事業ではJCMを活用した我が国の脱炭素と大気汚染やオゾン層破壊等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。

具体的には、多国間協定や二国間協力覚書等を踏まえ、JCMパートナー国において、脱炭素と大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題・社会課題とを相乗的に解決に向けてモデル的なJCM事業の実現可能性調査及びJCM事業の案件形成に向けた技術実証を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：実現可能性調査：委託事業
技術実証：間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）
- ■委託先・補助対象：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

相乗的アプローチによるシナジー型JCM案件の創出のイメージ

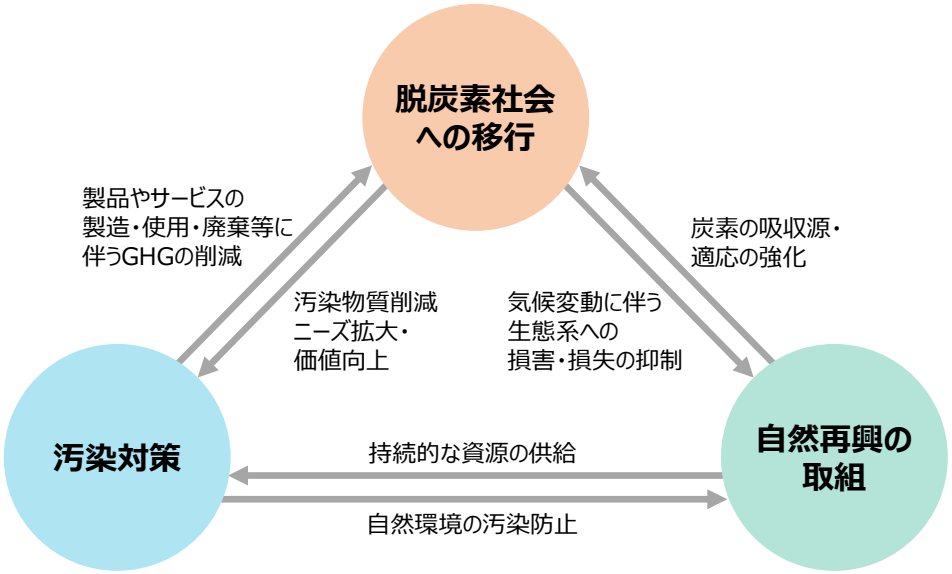

実現可能性調査／技術実証

- モデル的な事業の実現可能性調査
- 現地に適した技術適用の実証

お問合せ先：環境省地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246
水・大気環境局環境管理課/国際協力推進チーム 電話：03-5521-8198 地球温暖化対策課フロン対策室 電話：03-5521-8329

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、

（6）脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進事業

環境省

ASEANの脱炭素と経済成長の同時実現のモデルを促進、国際発信し、JCM等のプロジェクト形成を進めます。

1. 事業目的

気候変動対策は喫緊の課題であり、パリ協定の1.5℃目標の実現に向けて、締約国が一致団結して、世界全体で更なる脱炭素に向けた取組を着実に進めていく必要がある。特にアジアは経済成長著しい中で、経済成長と脱炭素を同時に実現していくことが重要。このような中、アジアゼロエミッション共同体（AZEC)首脳会合の合意文書で示されている「一つの目標、多様な道筋」といったアジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を気候変動枠組条約第33回締約国会合（COP33）で予定されているグローバル・ストックテイク（GST）の成果に反映し、国際的に位置づけるとともに、JCM等のプロジェクト形成につなげる。

2. 事業内容

アジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を、日本とASEANが協力をして「ASEAN-日本 GSTレポート」として取りまとめ、COP33のGSTの成果に反映し、国際的に位置づけることを目指す。これにより、各国の温室効果ガス削減目標（NDC）などの脱炭素の計画に反映し、JCM等のプロジェクト形成により日本の得意とする技術のアジア、更には世界全体への導入を促進し、我が国の経済成長につなげる。

- 日ASEAN各国のNDC及び隔年透明性報告書（BTR）を含む脱炭素政策を分析し、各国の政策の優良事例を共有する相互学習を実施。
- 日ASEANの地域協力や、具体的な脱炭素プロジェクトへの形成について検討
- ASEAN-日本 GSTレポート」のドラフティングを行うワークショップを開催。
- COPで共同イベントを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」の発表、アウトリーチ、2028年のCOP33でのGSTへの反映を目指し、日ASEANで協調。

※NDC/長期戦略、企業の透明性向上、BTR/インベントリを含む脱炭素政策形成支援と連携し、本事業を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託事業

■委託先　：民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

活動	R8	R9	R10
分析・相互学習	日ASEANの NDC及びBTRを含む脱炭素政策の分析	各国の政策の優良事例の共有と、相互学習の実施	「ASEAN-日本 GSTレポート」を踏まえた、各国への政策へ反映の検討
意見交換/案件形成検討	1.5℃目標に向け、日ASEANの課題について意見交換	日ASEANの地域協力の検討	具体的な脱炭素プロジェクトの形成の検討
GSTレポート作成	ワークショップを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」の項目作成	「ASEAN-日本 GSTレポート」のドラフティング	「 ASEAN-日本 GSTレポート」のGSTへの反映に向けた働きかけ
国際協調	COP31で共同イベントを開催し、GSTに向けた日ASEAN連携を発信	COP32で共同イベントを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」を発表	COP33で共同イベントを開催し、GSTを踏まえて日ASEANの共同行動について発信

お問合せ先：　環境省 地球環境局 国際連携課・気候変動国際交渉室　電話：03-5521-8330

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会等開催支援事業

【令和８年度予算額　42百万円（新規）】

環境省

日本の温室効果ガス排出・吸収量の算定に必要な方法論の整備に、IPCC報告書策定を通じて貢献します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）の温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表で不可欠となる各種方法論報告書が、IPCCの第7次評価報告書（AR7）サイクルで公表予定である。これらの報告書を承認するIPCC総会（令和9年度）を誘致・開催することで方法論の整備に貢献することを目的としている。

2. 事業内容

IPCC総会は、IPCCの最高意思決定機関である。現在IPCCはAR7サイクルにあり、日本が支援するインベントリタスクフォース（TFI）の成果物である2つの方法論報告書（「二酸化炭素除去（CDR）技術・炭素回収利用及び貯留（CCUS）に関する方法論報告書」及び「短寿命気候強制力因子（SLCF）インベントリに関する2027年IPCC方法論報告書」）が、2027年に開催予定のIPCC総会で採択される予定である。これら方法論報告書は、各国の隔年透明性報告書（BTR）、温室効果ガス削減目標（NDC）、グローバルストックテーク（GST）等の策定に貢献することが期待されている。

本事業では、方法論報告書の承認を行うIPCC総会を日本が主催し、これらの方法論の整備に貢献することを目的に、令和8年度に日本が支援するTFIの成果物である方法論報告書に関する総会を誘致するための会場等の関連調査を実施する。令和9年度は、誘致した総会及びその関連会合の円滑な実施のための支援業務を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：委託事業
- ■委託先　：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和8年度～令和9年度

4. 事業イメージ

IPCCは、WMOとUNEPによって設立された政府間組織で、195カ国の政府が参加する国際機関である。IPCCは気候変動に関して科学的・技術的・社会経済的な見地から最新の知見をとりまとめて公表している。これまで、IPCCから公表された各種報告書は、パリ協定や、パリ協定の長期目標達成のためのグローバル・ストックテイク（GST）において、議論のベースとなる科学的な情報の提供元として重要な役割を担っている。

エネルギー起源CO2等の温室効果ガス排出・吸収量を世界同一手法で把握・報告することは先進国・途上国双方において、適切な削減策の策定の前提となる。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 総務課 気候変動科学・適応室　電話：03-5521-8242

脱炭素移行支援関連拠出・分担金

【令和8年度予算額　310百万円（316百万円）】

環境省

「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」の確立に向け、JCMプロジェクトの形成及びJCMの展開を目的に、国際機関への拠出を行います。

1. 事業目的

国際機関への拠出金を効果的に活用し、JCMのプロジェクト形成につながる優れた技術を展開するとともに、長期的な視点で現在の途上国・新興国が自律的かつ継続的に国内排出量の大幅削減に向けた緩和策が実行される姿に近づけていく。これにより、途上国・新興国における脱炭素社会への移行を加速する。

2. 事業内容

国際再生可能エネルギー機関（IRENA）に拠出することにより、国内における再生可能エネルギーの普及促進を図る。

国連環境計画（UNEP）、クリーンエアアジア（CAA）、気候技術センターネットワーク（CTCN）及びフロン等の短寿命気候汚染物質（SLCPs）に関する国際パートナーシップ（CCAC）を通じて、技術支援とともにJCMプロジェクト形成を促進。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：拠出金・分担金
- ■拠出先　：国際機関（IRENA、UNEP、CAA、CTCN及びCCAC）
- ■実施期間：平成23年度～

4. 事業イメージ

拠出金等を通じて、各国際機関からの情報を取りつつ、具体的な事業につなげていく。

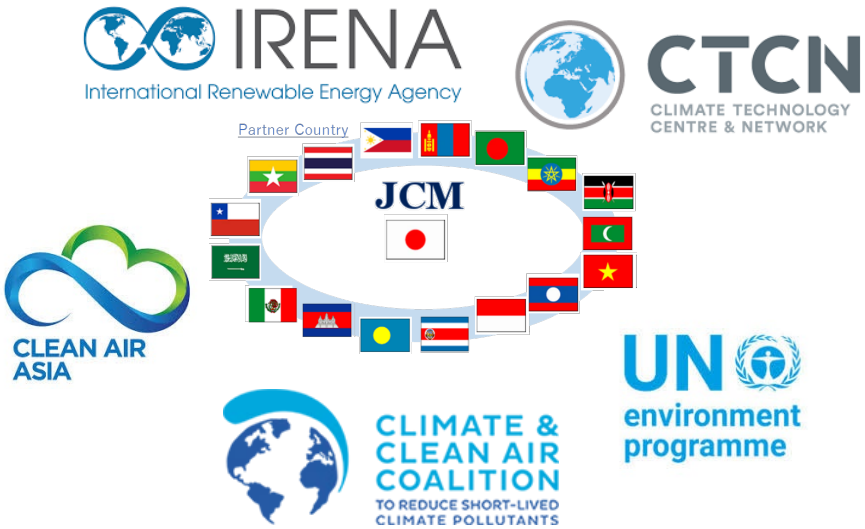

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室　電話：03-5521-8246
国際連携課、水・大気環境局環境管理課

脱炭素移行支援関連拠出・分担金のうち、

（1）国際再生可能エネルギー機関分担金

環境省

我が国の関連産業を一層活性化し、国内における再生可能エネルギーの一層の普及促進につなげます。

1. 事業目的

憲章批准国の責務として、その活動を着実にサポートし、世界的な低炭素社会の実現に貢献するとともに、我が国の優れた再生可能エネルギー技術の活用・普及を国際的に促進することにより、我が国の関連産業を活性化し、国内における再生可能エネルギーの一層の普及促進につなげる。

2. 事業内容

IRENAは、環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力及び海洋エネルギー）の導入と持続可能な利用を促進すること等を目的としている。この目的のため、加盟国の再生可能エネルギー促進政策に関する助言、技術移転・キャパシティビルディング、国際的な基準づくり等を実施しており、我が国としてもこれらに参加等するため、分担金を拠出する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：分担金
- ■拠出先　：国際機関（IRENA）
- ■実施期間：平成23年度～

4. 事業イメージ

平成21年6月の設立準備委員会において、日本国政府として、再生可能エネルギーの推進に積極的に貢献していく意志を表明するとともに、IRENA設立憲章に署名を行った。IRENA憲章は平成22年6月16日に国会で承認された。平成23年4月には、第1回の総会がアブダビで開催され、これをもって正式に設立され、以来、我が国は長年にわたり21カ国からなる理事国の一員を務めたほか、2018年は次期事務局長選出委員、2021年は理事会議長を務め、同機関の管理・運営に積極的に関与している。

IRENA
International Renewable Energy Agency

お問合せ先：　環境省 地球環境局　国際連携課　電話：03-5521-8243

脱炭素移行支援関連拠出・分担金のうち、
（2）国連環境計画及びクリーン・エア・アジアへの拠出金（アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策関連）

環境省

コベネフィット型対策技術の普及により、我が国への越境大気汚染の軽減を図りつつ、脱炭素社会を実現します。

1. 事業目的

国連環境計画（UNEP）及びクリーン・エア・アジア（CAA）への拠出により、
気候変動緩和と大気環境改善とのコベネフィット・アプローチによるJCMプロジェクトを創出します。

2. 事業内容

（1）国連環境計画（UNEP）

日本がUNEPと協力して設立したアジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップ（APCAP）への拠出金により、大気汚染が課題であり対策のニーズが大きい国の中央省庁や業界団体に、気候変動緩和と大気環境改善とのコベネフィット・アプローチによるJCMプロジェクトの創出に向けた知見・経験の共有、能力強化、制度構築支援を行う。

（2）クリーン・エア・アジア（CAA）

日本がCAAと協力して設立したアジアにおける大気環境改善のための統合プログラム（IBAQ）への拠出金により、大気汚染が課題であり対策のニーズが大きい国の都市レベルの行政機関や産業界に、気候変動緩和と大気環境改善とのコベネフィット・アプローチによるJCMプロジェクトの創出に向けた知見・経験の共有、能力強化、日本企業等とのマッチング等を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：拠出金
- ■拠出先　：国際機関（UNEP、CAA）
- ■実施期間：令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

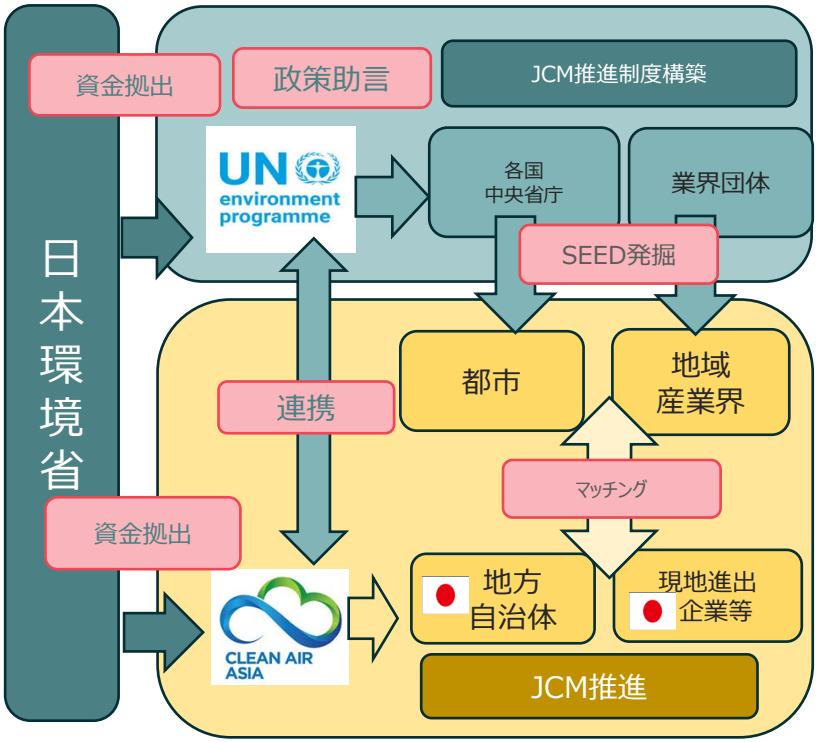

お問合せ先：　環境省 水・大気環境局 環境管理課　電話：03-5521-8198

脱炭素移行支援関連拠出・分担金のうち、
（3）多国間ネットワーク（CTCN及びCCAC）を活用した脱炭素技術の海外展開

環境省

我が国の優れた脱炭素技術の海外展開を促進するための環境整備を行います。

1. 事業目的

- 多国間ネットワークであるCTCNを活用することで、幅広く途上国に対して我が国の優れた脱炭素技術の移転・普及を促進するための環境整備を行い、併せてJCM案件創出・クレジット獲得を目指す。
- フロン等の短寿命気候汚染物質（SLCPs）に関する国際パートナーシップ（CCAC）のアジア地域での活動を主導する。
- また、CTCN及びCCACの活動を支援することで、気候変動交渉における我が国のプレゼンスを高めるとともにJCMプロジェクトの創出につなげる。

2. 事業内容

① CTCN※1への拠出を通じた脱炭素技術の普及・拡大促進

- CTCNの活動を通じて、途上国における技術ニーズ水準を向上させ、日本の優れた低炭素技術の普及・市場拡大に資する人材を育成する。
- 途上国からのリクエストに基づき、各国ニーズに沿った支援として、省エネ・廃棄物等の日本の有する優れた脱炭素技術の海外展開を促進するための環境整備（制度構築支援）を行い、併せてJCM案件創出等を目指す。

※1：気候変動枠組条約締約国会議（COP）が設置した途上国への技術移転を促進するためのネットワーク。

② 短寿命気候汚染物質（SLCPs）に関する国際パートナーシップ拠出金

CCAC※2への拠出を通じて、途上国におけるSLCPs削減計画策定を支援するほか、普及啓発事業等を通じて、CO2削減につながる高効率ノンフロン機器等の海外展開を行い、併せてJCM案件創出・クレジット獲得を目指す。

※2：SLCPs削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ（Climate and Clean Air Coalition to Reduce Short-Lived Climate Pollutants）。平成24年の設立直後より理事国として参加。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：拠出金
- ■拠出先　：国際機関（①CTCN、②CCAC）
- ■実施期間：①平成26年度～令和12年度、②平成25年度～令和12年度

4. 事業イメージ

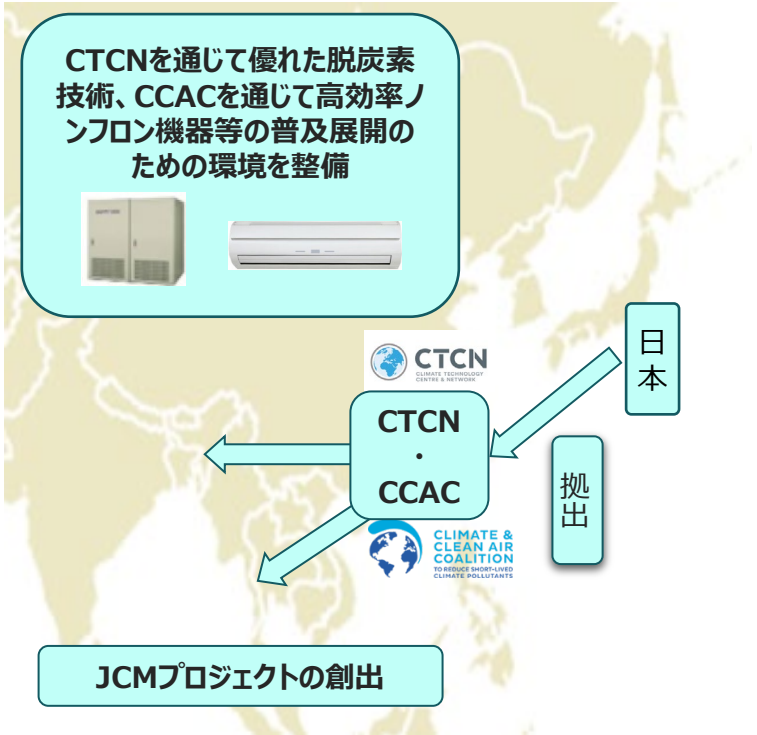

お問合せ先：　環境省 地球環境局　国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室　電話：03-5521-8248

環境省
Ministry of the Environment